

平成27年度
包括外部監査の結果報告書

外郭団体の財務に関する事務の執行
及び経営に係る事業の管理について

三重県包括外部監査人
公認会計士 近藤繁紀

目 次

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

	頁
第 1 章 外部監査の概要	1
第 1 . 外部監査の種類	1
第 2 . 選定した特定の事件（テーマ）	1
第 3 . 事件を選定した理由	1
第 4 . 外部監査の対象部署	1
第 5 . 外部監査の対象期間	2
第 6 . 外部監査の実施期間	2
第 7 . 外部監査の方法	2
第 8 . 外部監査の補助者	3
第 9 . 利害関係	3
第 2 章 三重県の外郭団体について	4
第 1 . 国による地方公共団体の外郭団体改革の推進	4
第 2 . 三重県における外郭団体改革の取組	5
第 3 . 三重県の外郭団体一覧	11
第 4 . 監査の対象とした外郭団体	14
第 3 章 監査の結果及び意見のまとめ	17
第 1 . 指摘及び意見の一覧	17
第 2 . 指摘及び意見の分類	23
第 4 章 外部監査の結果	33
I 社会福祉法人三重県厚生事業団について	33
第 1 . 社会福祉法人三重県厚生事業団の概要	33
第 2 . 手続	38
第 3 . 監査結果	38
II 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターについて	47
第 1 . 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターの概要	47
第 2 . 手続	52

第 3 . 監査結果	52
Ⅲ 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団について	57
第 1 . 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団の概要	57
第 2 . 手続	62
第 3 . 監査結果	62
Ⅳ 公益財団法人三重県文化振興事業団について	75
第 1 . 公益財団法人三重県文化振興事業団の概要	75
第 2 . 手続	80
第 3 . 監査結果	80
Ⅴ 公益財団法人三重県農林水産支援センターについて	92
第 1 . 公益財団法人三重県農林水産支援センターの概要	92
第 2 . 手続	97
第 3 . 監査結果	97
Ⅵ 一般社団法人三重県畜産協会について	111
第 1 . 一般社団法人三重県畜産協会の概要	111
第 2 . 手続	116
第 3 . 監査結果	116
Ⅶ 公益財団法人三重県産業支援センターについて	127
第 1 . 公益財団法人三重県産業支援センターの概要	127
第 2 . 手続	132
第 3 . 監査結果	132
Ⅷ 三重県土地開発公社について	142
第 1 . 三重県土地開発公社の概要	142
第 2 . 手続	147
第 3 . 監査結果	147
Ⅸ 三重県道路公社について	156
第 1 . 三重県道路公社の概要	156
第 2 . 手続	162
第 3 . 監査結果	162

X 公益財団法人三重県下水道公社について	170
第1. 公益財団法人三重県下水道公社の概要	170
第2. 手続	176
第3. 監査結果	176

※報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

第3. 事件を選定した理由

国は、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化の推進等について」を公表し、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むよう各地方公共団体に要請している。

三重県（以下、「県」という。）においても「三重県行財政改革取組」における行財政改革の一つとして「外郭団体等の見直し」が掲げられている。これは、各団体の目的や事業内容について精査し、必要な改革を行うとともに、財政的支援や人的支援など各団体への県関与のあり方について検討することを目的としている。これに基づき、県は、外郭団体改革の基本指針として平成24年10月に「外郭団体等見直し方針」を、平成25年3月には「三重県外郭団体等改革方針」をそれぞれ策定し、平成27年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを行っているところである。このように、外郭団体の改革は県にとって重要な課題となっている。

また、外郭団体には出資（出捐）のほか、補助金や委託料などの財政的支援、職員派遣や役員就任などの人的支援が行われており、県の行財政に与える影響は大きい。

このような状況に鑑み、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

第4. 外部監査の対象部署

県外郭団体及びそれを所管する部局

第5. 外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成27年度予算額も参考とする。)

第6. 外部監査の実施期間

平成27年5月29日から平成28年1月25日まで

第7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 外郭団体の事業目的は県の方針に合致しているか。
- ② 外郭団体の事業内容は事業目的の達成に有効か。
- ③ 外郭団体の事業は経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 外郭団体において事業実施のための内部統制が適切に整備・運用されているか。
- ⑤ 県による外郭団体への関与は適切か。

(2) 主な監査手続

- ① 理事会等、主要な会議体の議事録の閲覧、担当者への質問
- ② 各種規程類の閲覧、担当者への質問
- ③ 決算書類の閲覧、担当者への質問
- ④ 中期計画、年度計画等の閲覧、担当者への質問
- ⑤ 県からの補助事業、委託事業に係る関連書類の閲覧、担当者への質問
- ⑥ 契約書類等の閲覧
- ⑦ 現金預金等の実査
- ⑧ 物品等の管理状況の確認
- ⑨ 施設等の現場視察
- ⑩ その他、必要と判断した監査手続

第 8. 外部監査の補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	近藤繁紀	公認会計士
補助者	岩戸誠司	公認会計士
補助者	高土雄次	公認会計士
補助者	齋藤 潤	公認会計士
補助者	田中友也	公認会計士
補助者	永田義博	公認会計士
補助者	小野亮介	公認会計士試験合格者
補助者	別所大介	システム監査技術者
補助者	岩間忠臣	公認情報システム監査人
補助者	山本真理	公認情報システム監査人
補助者	山田麻登	弁護士

第 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 三重県の外郭団体について

第1. 国による地方公共団体の外郭団体改革の推進

総務省は、第三セクター等（地方公共団体の出資法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）は地方公共団体の事業に重要な役割を有しており、財政健全化等運営の見直しに取り組むことが必要であるとして、地方公共団体における外郭団体の改革を推進してきた。平成26年8月には、地方公共団体に対して、第三セクター等の効率化・経営健全化と活用の両立に適切に取り組むよう要請するとともに、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し通知している。

第三セクター等の経営健全化の推進等について

（平成26年8月総務大臣通知）

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の全面施行等を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの間に「第三セクター等の抜本的改革」を集中的に推進したところです。

「第三セクター等の抜本的改革」の集中的な推進は、全国的には相当の成果をあげたことから、当初の予定どおり平成25年度末をもって一区切りとしました。

しかし、地方公共団体は自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であり、平成26年度以降においても、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、地方財政改革の推進のために、「公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」こととされているところです。

特に、第三セクター等の財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や同リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められます。

また、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウの活用により、経済再生・地域再生と財政健全化の両立を図ることも重要です。

第三セクター等は、健全な経営が行われる場合には、公共部門において民間の資金やノウハウを活用するための有力な手法の一つとなるとともに、経営が好調な場合には投下した資金を上回る経済効果をあげることが可能であり、また、市町村の圏域を越えた活動が可能であること等の長所も有しているところです。このため、地方公共団体は、適切な経営が行われることを前提として、第三セクター等を活用した経済再生・地域再生等について検討することも重要です。

これらのことを踏まえて、今般、総務省においては「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれるようお願いします。

第2. 三重県における外郭団体改革の取組

(1) 外郭団体改革の基本指針

三重県での外郭団体の改革は、平成10年度から「行政システム改革」の中で実施されてきたが、外郭団体を取り巻く経済社会環境の変化や県議会等での課題指摘に対応するべく、平成13年度に「外郭団体改革2001基本方針」、「外郭団体改革2001団体別改革行動計画」を策定した。また、平成14年度には「抜本的改革の取組」を経て、「外郭団体改革方針」を策定し、更なる改革を進めてきた。

平成24年3月に策定した「三重県行財政改革取組」では、平成14年度の「外郭団体改革方針」策定後、およそ10年が経過する中で、社会経済情勢の変化に伴い、あらためて、団体の目的や事業内容についての精査を行い、必要な改革を実施するとともに、財政的支援や人的支援など団体への県の関与のあり方について検討を行い、外郭団体等の見直しに取り組むこととしている。

これに基づき、平成24年10月には「外郭団体等見直し方針」を策定し、個別団体ごとのあり方及び県関与についての見直しを検討するとともに、必要な調整を行い、平成25年3月に「三重県外郭団体等改革方針」を策定した。この改革方針に基づき、平成27年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施することとしている。

《平成 26 年度までに策定された外郭団体改革の方針等》

策定期期	方針等の名称
平成 13 年 3 月	外郭団体改革 2001 基本方針 団体別改革基本方針
平成 14 年 3 月	外郭団体改革 2001 団体別改革行動計画
平成 15 年 1 月	外郭団体改革方針
平成 24 年 10 月	外郭団体等見直し方針
平成 25 年 3 月	三重県外郭団体等改革方針
平成 25 年 7 月	外郭団体の資金運用にあたっての基本指針

(2) これまでの外郭団体改革の取組

平成 10 年度から取り組んでいる外郭団体改革の概要（平成 25 年 4 月 1 日時点）は、以下のとおりである。

①団体の廃止

団体の「社会的必要性」、「事業の効率性」、「民間競争」等の観点から、「存在意義」や「事業の必要性」の薄れたものについて、団体を廃止した。廃止団体は以下の 9 団体である。

団体名	廃止時期
(財)三重県森林作業員退職金共済基金	平成 10 年度
(財)三重県勤労者いこいの村	平成 12 年度
(財)三重社会経済研究センター	平成 13 年度
(財)三重県森林土木技術センター	平成 13 年度
(株)国際規格審査登録センター	平成 14 年度
三重中部総合開発(株)	平成 14 年度
(財)三重県老人福祉休養施設管理センター	平成 16 年度
(財)三重ビクターズ推進機構	平成 17 年度
(財)三重県漁業協同組合合併対策基金	平成 17 年度

②団体の統合

団体がより良いサービスを提供するため、類似団体や同じ分野の事業を行っている団体について、効率的な組織規模に団体を統合した。以下のとおり 20 団体を 9 団体に統合している。

統合年度	統合前	統合後
平成 10 年度	(財)三重県リゾート振興公社	(財)三重ビジターズ推進機構
	(財)サンアリーナ	
平成 11 年度	(財)三重県長寿社会推進センター	(財)三重県長寿社会福祉センター
	(財)三重県福祉事業団	
	(社)三重県青果物価格安定基金協会	(社)三重県青果物価格安定基金協会
	(社)三重県果実生産出荷安定基金協会	
平成 12 年度	(財)三重県企業振興公社	(財)三重県産業支援センター
	(財)三重県工業技術振興機構	
平成 13 年度	(財)三重県農業開発公社	(財)三重県農林水産支援センター
	(財)三重県農林漁業後継者育成基金	
	(財)三重県林業従事者対策基金	
	(財)三重県建設技術センター	(財)三重県建設技術センター
	(財)三重県都市整備協会	
平成 14 年度	(社)三重県家畜畜産物衛生指導協会	(社)三重県畜産協会
	(社)三重県子豚価格安定基金協会	
平成 15 年度	(財)三重県産業支援センター	(財)三重県産業支援センター
	(財)三重県産業振興センター	
平成 16 年度	(財)三重県児童健全育成事業団	(財)三重県こどもわかもの育成財団
	(社)三重県青少年育成県民会議	
	(財)三重県国際交流財団	(財)三重県国際交流財団
	(財)三重県国際教育協会	

③事務局等の統合

団体の運営をより効果的・効率的に展開するため、分野の類似した複数の団体において事務局を統合した。具体的には、平成 10 年度において、三重県土地開発公社、三重県住宅供給公社、三重県道路公社の 3 団体につき事務局を統合している。

④事業の整理縮小

団体の事業において「事業の効率性」、「民間競合」等の観点から、必要性の薄れたものについて、以下のとおり事業を整理縮小した。

見直し年度	団体名	見直し内容
平成 13 年度	(社福)三重県厚生事業団	「明星園」の民間譲渡
平成 14 年度	(財)三重ビジターズ推進機構	鳥羽展望台施設の無償貸与
	(財)三重県農林水産支援センター	埋蔵物文化財発掘調査事業、 農業基盤整備事業等の新規事業の廃止
平成 16 年度	(財)三重県老人福祉休養施設 管理センター	「ふよう荘」の民間譲渡

⑤ 県関与の見直し

団体運営の自主・自立の観点から、県関与を削減する方向で見直しを図った。

1) 知事・副知事の役員等からの離任（※は、副知事）

見直し年度	団体名
平成 13 年度	(財)三重県国際交流財団
	※三重県土地開発公社
	※三重県住宅供給公社
	※三重県道路公社
	※(財)三重県小動物施設管理公社
平成 14 年度	(社)三重県緑化推進協会
	※(財)三重県下水道公社
平成 15 年度	(財)三重県老人福祉休養施設管理センター
	(株)伊勢鉄道
	(財)三重県体育協会
	※(財)三重県児童健全育成事業団
	※(財)三重県救急医療情報センター
平成 16 年度	(社)三重県青少年育成県民会議
平成 17 年度	(財)三重ビジターズ推進機構
平成 19 年度	(株)サイバーウェイブジャパン
	※(社福)三重県厚生事業団
平成 24 年度	(公財)三重県農林水産支援センター
	(公財)三重県産業支援センター

(上記以外に団体の統廃合等による離任：5 団体)

見直しの結果、知事・副知事が役員等に就任している外郭団体（役員ではない名誉的な役職を含む）は、27 団体(平成 12 年度)から、4 団体(平成 25 年度（当初））へと減少した。

2) 県職員(現役)派遣の削減

平成 11 年度の 130 名から、平成 25 年度（当初）の 35 名へと減少した。

3) 出資金の一部譲渡

平成 13 年度において、紀伊長島レクリエーション都市開発(株)の出資金が 100 百万円から 80 百万円へと減少した。また、平成 19 年度において、(株)サイバーウェイブジャパンの出資金が 65 百万円から 15 百万円へと減少した。

⑥情報公開等の推進

1) 情報公開の推進

県行政と同様に、県外郭団体においても経営の透明性が求められているため、情報公開に努める団体の範囲を拡大してきた。

平成 11 年度：50%出資法人に情報公開制度を導入

平成 13 年度：50%出資法人にかかる議会報告への付属明細書追加
ホームページにより、団体の基本情報を公開

平成 14 年度：25%出資法人に情報公開制度を導入(50%→25%出資法人)

2) 個人情報保護制度の導入

県外郭団体が保有する個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため、県外郭団体のうち個人情報保護に努める団体の範囲を特定し、平成 17 年度より個人情報保護制度を導入することとした。

(3) 外郭団体の経営状況等の評価について

県は「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、毎年一回外郭団体に対して経営状況等の報告を求めている。主要な出資法人については、報告について審査及び評価を実施し「県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書」として取りまとめ公表している。

県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例
(評価)

第9条 知事等は、規則で定めるところにより、毎年一回、その所管に係る二分の一出資法人に対して、当該二分の一出資法人が自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の規定による報告について、あらかじめ定める基準に従い、審査及び評価を行うものとする。

3 知事等は、その所管に係る四分の一出資法人に対して、前二項の規定の例により、報告を求め、審査及び評価を行うよう努めなければならない。

4 知事は、前二項の規定による審査及び評価の結果について、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(4) 外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度

県退職職員の外郭団体等への再就職について、県退職職員を活用しようとする外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用を図るため、「三重県外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」を試行実施している。

第3. 三重県の外郭団体一覧

三重県の外郭団体は、県が出資する団体のうち、下記に該当する団体をいう。

- ① 県出資比率 25%以上の団体
- ② 県が筆頭出資者である団体（県の出資比率が 25%未満の団体において）

平成 25 年 9 月現在における外郭団体の内訳は以下のとおりである。

出資比率	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人 一般財団法人	会社法法人	その他	合計
100%	2	-	-	4	6
50%以上 100%未満	6	-	-	-	6
25%以上 50%未満	9	3	4	1	17
25%未満	4	1	-	1	6
合計	21	4	4	6	35

《外郭団体一覧（平成 27 年 6 月 30 日現在）》

	団体名	県出資額 (千円)	出資 割合	設立目的・事業内容
1	(社福) 三重県厚生事業団	10,000	100.0%	知的障害者(児)施設の設置運営、三重県身体障害者総合福祉センターの管理運営
2	(公財) 三重県動物愛護管理センター	10,000	100.0%	動物愛護管理推進業務、野犬等の捕獲・抑留、犬猫等の保護管理及び回収・殺焼却処分
3	(公財) 三重県生活衛生営業指導センター	2,000	40.0%	生活環境衛生関係営業、衛生施設の維持、改善向上、経営相談等
4	(公財) 三重ボランティア基金	300,000	39.0%	ボランティアの育成、活動助成、指導者教育
5	(公財) 三重県救急医療情報センター	5,000	47.5%	最寄りの医療機関の案内等、救急医療の情報提供
6	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	260,000	63.4%	青少年・児童健全育成に関する啓発、地域活動、みえこどもの城の管理運営

7	(一財)三重県環境保全事業団	48,290	5.4%	産業廃棄物の最終処分、環境影響調査、水質検査、廃棄物処理センター事業
8	(公財)三重県立美術館協力会	15,000	36.1%	美術に関する調査研究、美術館の事業活動への協力
9	(公財)国史跡斎宮跡保存協会	50,000	46.0%	国史跡斎宮跡の保存・活用、歴史体験学習業務、斎宮歴史博物館受付業務
10	(公財)三重県文化振興事業団	2,000,000	100.0%	文化芸術、生涯学習、男女共同参画社会づくり
11	(公財)三重県国際交流財団	377,967	72.8%	国際交流に関する情報収集・提供、事業の企画・推進、日本語指導教材開発
12	伊勢鉄道(株)	144,000	40.0%	地方鉄道の運営
13	(公財)三重県体育協会	78,255	12.2%	アマチュアスポーツの統轄、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿(県営鈴鹿スポーツガーデン)・三重交通Gスポーツの杜伊勢(県営総合競技場)等の管理運営
14	(一財)伊勢湾海洋スポーツセンター	89,217	29.2%	ヨット教室、安全講習会、ヨットレース
15	(一財)三重県武道振興会	10,000	49.5%	武道の普及振興、三重武道館の維持管理
16	(公財)三重県農林水産支援センター	1,825,000	80.2%	農林水産業の担い手確保、農家等の経営合理化、農村等の健全発展
17	(公社)三重県青果物価格安定基金協会	119,000	26.8%	青果物の価格安定、果実の計画生産・計画出荷の促進
18	(一社)三重県畜産協会	78,300	47.2%	畜産振興、畜産経営者・団体の運営指導、家畜・畜産物の価格安定
19	(株)三重県松阪食肉公社	32,396	32.4%	食肉処理施設の管理運営
20	(株)三重県四日市畜産公社	25,000	25.0%	食肉処理施設・食肉卸売市場の運営
21	(公社)三重県緑化推進協会	135,202	40.8%	緑化推進、緑の募金
22	(公財)三重県水産振興事業団	1,490,000	51.5%	水産動物の種苗生産、栽培漁業の普及啓蒙、新水産技術の開発
23	三重県漁業信用基金協会	429,300	39.8%	中小漁業者の金融円滑化のための債務保証
24	(公財)国際環境技術移転センター	1,500,000	23.9%	環境保全に関する技術の海外移転による、地球環境保全への寄与

25	(株)三重データクラフト	19,500	39.0%	障がい者の雇用促進、CADによる図面・データ作成
26	(公財)三重県労働福祉協会	5,000	22.7%	労働者の福祉・厚生・文化事業、勤労者福祉会館の管理運営
27	(公財)三重県産業支援センター	647,408	49.1%	新産業の創出、地域産業の振興、ベンチャー支援
28	三重県信用保証協会	4,726,987	19.0%	中小企業者の金融円滑化のための債務保証
29	(公財)三重北勢地域地場産業振興センター	7,000	31.8%	地場産業の健全育成、地場製品のPR、販路拡大
30	(公財)三重県建設技術センター	7,000	12.7%	土木建設に関する技術支援、技術研修
31	三重県土地開発公社	5,200	100.0%	公有地の取得、造成、管理、処分
32	三重県道路公社	1,750,000	100.0%	有料道路の維持・管理・運営
33	(公財)三重県下水道公社	28,000	50.0%	流域下水道の維持管理、下水道技術者の養成
34	三重県住宅供給公社	-	-	(清算業務)
35	(公財)暴力追放三重県民センター	738,100	69.8%	暴力団員による不当行為に対する広報活動、相談活動、被害者救済

【注1】団体名は以下のとおり略している。

社会福祉法人→(社福)、公益財団法人→(公財)、公益社団法人→(公社)、
一般財団法人→(一財)、一般社団法人→(一社)

【注2】三重県住宅供給公社は平成23年12月末で解散し、現在は、清算法人として清算手続きを進めている。

第4. 監査の対象とした外郭団体

三重県の外郭団体（35 団体）のうち、平成 27 年度包括外部監査の対象にしたのは以下の 10 団体である。

所管部	団体名	基本財産等 (千円)	県出資額 (千円)	出資 割合
健康福祉部	(社福)三重県厚生事業団	10,000	10,000	100.0%
	(公財)三重県生活衛生営業指導センター	5,000	2,000	40.0%
	(公財)三重こどもわかもの育成財団	410,260	260,000	63.4%
環境生活部	(公財)三重県文化振興事業団	2,000,000	2,000,000	100.0%
農林水産部	(公財)三重県農林水産支援センター	2,275,000	1,825,000	80.2%
	(一社)三重県畜産協会	166,000	78,300	47.2%
雇用経済部	(公財)三重県産業支援センター	1,318,958	647,408	49.1%
県土整備部	三重県土地開発公社	5,200	5,200	100.0%
	三重県道路公社	1,750,000	1,750,000	100.0%
	(公財)三重県下水道公社	56,000	28,000	50.0%

※ 「基本財産等」及び「県出資額」は、平成 27 年 3 月 31 日現在の状況
(出所：三重県公式ウェブサイトより)

監査対象団体の選定に当たっては、以下の事項等を考慮し、総合的に判定している。

- ① 出資割合（25%以上であること）
- ② 収入額
- ③ 総資産額
- ④ 県からの財政的支援の状況
- ⑤ 「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成 26 年 9 月）」における評価結果
- ⑥ 「三重県外郭団体等改革方針」に基づく、各団体の見直し方針

なお、上記のうち、⑤については、平成 27 年 9 月に公表された情報を「第 4 外部監査の結果」の各監査対象団体の概要における「(7) 経営基本情報等」に記載している。

また、参考までに、⑥について各監査対象団体の見直し方針を以下に記載している。

団体名	団体のあり方の見直し
(社福)三重県厚生事業団	<p>【見直しの方向】</p> <p>-</p> <p>第4次中期経営計画に掲げた基本目標である、経営基盤の充実、質の高いサービスの提供、地域社会への貢献、組織の活性化に着実に取り組む。</p>
(公財)三重県生活衛生営業指導センター	<p>【見直しの方向】</p> <p>-</p> <p>引き続き、生活衛生営業者や利用者等のニーズを把握するとともに、経営指導員の資質の向上及び相談機能の強化を図り、効率的な事業に取り組む。</p> <p>公益財団法人への移行を目指していることから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>
(公財)三重こどもわかもの育成財団	<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業手段見直しによる効率性の改善 <p>みえこどもの城の指定管理業務および事業実施の原資である運用財産が減少し続けている青少年育成事業について、関係者との協議もしながら、効果的、効率的な事業の実施となるよう、今後の事業のあり方について検討を行う。</p>
(公財)三重県文化振興事業団	<p>【見直しの方向】</p> <p>-</p> <p>継続して質の高いサービスが提供できるよう、財務基盤の強化や経費の節減、人材の確保・育成に取り組む。</p>
(公財)三重県農林水産支援センター	<p>【見直しの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等との役割分担の見直し ・事業手段見直しによる効率性の改善 ・経営状況を踏まえた事業のあり方検討 <p>県との役割分担を見直し、今後の団体のあり方を検討するとともに、基金事業、県委託事業の見直しや人件費の削減などによる財務状況の改善などの検討を行う。</p>

(一社)三重県畜産協会	【見直しの方向】 -
	第3次中期計画で定める基本方向、事業展開を確実に達成し、畜産農家に対し総合的かつ専門的な知見により経営指導が行え、かつ、高生産性の畜産経営体の育成・支援に取り組める運営体制にすることが必要である。このため経営面において、自主財源の確保や協会の運営改善についても積極的に取り組む。
(公財)三重県産業支援センター	【見直しの方向】 ・ 県等との役割分担の見直し ・ 中長期経営計画等の策定
	「みえ県民力ビジョン」、「みえ産業振興戦略」を着実に推進するため、産業支援センターの担うべき役割について、見直しを行う。県、市町、関係団体等との役割分担について検討のうえ、専門性やノウハウを生かした事業展開となるよう、業務の取捨選択、自主事業の充実に取り組む。 財務基盤の強化や専門性を持った人材の確保・育成を計画的に実施するため、中期経営計画を早期に策定する。
三重県土地開発公社	【見直しの方向】 -
	専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む。
三重県道路公社	【見直しの方向】 -
	引き続き、平成25年度に供用開始を予定している第二伊勢道路を活用し、利用者に伊勢二見鳥羽有料道路の利便性をPRするとともに、管理コストの削減を進め、少しでも有料道路事業の終了時期が早まるように取り組む。
(公財)三重県下水道公社	【見直しの方向】 -
	流入水量が増加する中、処理コストの削減を行うなど効率的な運営を実施するとともに、下水道の普及啓発、技術者の育成に取り組む。

第3章 監査の結果及び意見のまとめ

第1. 指摘及び意見の一覧

監査において検出された指摘は77件、意見は70件である。ここで、「指摘」とは、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されたものである。また、「意見」とは、指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるものである。

以下、監査対象団体別の指摘及び意見の一覧を記載する。

I 社会福祉法人三重県厚生事業団

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	研修室の利用について	意見	38
2	平成26年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について	意見	39
3	現金の管理について	指摘	39
4	切手・収入印紙の管理について	指摘	40
5	領収書の管理について	指摘	41
6	備蓄食材の賞味期限について	意見	42
7	固定資産の管理について	指摘	42
8	情報機器の物品管理について	指摘	43
9	予算の流用について	指摘	43
10	情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について	指摘	44
11	業務システムに係るパスワード方針の整備について	指摘	45
12	保有個人情報の把握について	指摘	45
13	ウイルス対策ソフトの設定、運用について	指摘	46

II 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	予算の流用について	指摘	52
2	情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について	指摘	53
3	個人情報保護実施要領について	指摘	54
4	業務システムに係るパスワードの管理について	指摘	54

5	業務アプリケーションの保守契約について	指摘	55
6	不要な情報機器の処分について	意見	55

Ⅲ 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	青少年育成事業の継続について	意見	62
2	記念グッズの評価について	意見	64
3	ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について	意見	65
4	ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について	指摘	65
5	固定資産の管理について	指摘	65
6	大型修繕・改修工事の処理について	意見	66
7	旅費の承認について	指摘	67
8	金銭仮払い処理について	指摘	68
9	書き損じ領収書の管理について	指摘	68
10	理事会並びに評議員会の開催手続について	指摘	68
11	予算の流用について	指摘	69
12	ホームページにおける情報の開示について	意見	69
13	財務規程等の規程の整合性について	意見	70
14	随意契約の締結について	指摘	70
15	業務システムに係るパスワード方針の整備について	指摘	71
16	保有個人情報の把握について	指摘	72
17	情報機器等の廃棄について	指摘	72
18	個人情報等を保持した機器の廃棄について	指摘	73
19	ウイルス対策ソフトの設定、運用について	指摘	73

Ⅳ 公益財団法人三重県文化振興事業団

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について	指摘	80
2	飲食施設の客席部分に係る利用について	指摘	81
3	委託業務における随意契約理由について	意見	81
4	ライフサイクルコストを考慮した業者選定について	意見	83
5	領収書の管理について	意見	84
6	災害対策用の備蓄品の管理について	意見	84
7	備品の管理について	指摘	84

8	所有権移転外ファイナンス・リース取引について	指摘	85
9	光熱水費の削減について	意見	85
10	ホームページにおける情報の開示について	意見	86
11	理事会における理事の出席状況について	意見	87
12	予算の流用について	指摘	87
13	特定資産に係る要領の整備について	意見	88
14	業務システムに係るパスワード方針の整備について	指摘	89
15	業務システムユーザーIDの共有について	指摘	89
16	ソフトウェアのインストール権限について	意見	90
17	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	90
18	個人情報等を保持した機器の廃棄について	意見	91

V 公益財団法人三重県農林水産支援センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	危機管理マニュアルの遵守について	意見	97
2	土地改良区等からの預かり資産について	指摘	99
3	土地売渡に係る未収金について	指摘	99
4	就農資金貸付会計の回収管理について	指摘	100
5	申請書及び誓約書の不備について	指摘	101
6	同一債務者に対する異なる債権区分について	指摘	102
7	事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について	指摘	103
8	切手及び収入印紙の管理について	意見	104
9	物品の現物管理について	指摘	104
10	理事会及び評議員会の出席状況について	意見	105
11	予算の流用について	指摘	105
12	特定資産に係る要領の整備について	意見	106
13	情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について	指摘	107
14	業務システムに係るパスワード方針の整備について	指摘	108
15	ソフトウェアのインストールについて	意見	108
16	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	109
17	個人情報等を保持した機器の廃棄について	意見	109
18	給与システムのバックアップデータ管理について	意見	110

VI 一般社団法人三重県畜産協会

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	畜産協会の現況と各事業の採算管理について	指摘	116
2	中期計画について	意見	117
3	三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運營業務に係る委託料覚書について	指摘	118
4	個別事業の収益性について	意見	118
5	理事会の開催頻度について	指摘	119
6	理事会における理事の出席状況について	意見	120
7	定款と職制規程との整合性について	指摘	120
8	予算の補正・流用について	指摘	120
9	特定資産に係る要領の整備について	意見	121
10	県内出張日当について	意見	122
11	情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について	指摘	123
12	業務システムに係るパスワードの管理について	指摘	123
13	離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について	指摘	124
14	ソフトウェアのインストール権限について	意見	124
15	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	125
16	情報資産の一元管理、棚卸しについて	指摘	125
17	個人情報等を保持した機器の廃棄について	意見	125

VII 公益財団法人三重県産業支援センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	未収金・求償権の報告について	意見	132
2	実績報告書の入手について	指摘	134
3	実績報告書の活用について	意見	134
4	高度部材イノベーションセンター事業の運営について	意見	135
5	PR ホール運用について	意見	136
6	固定資産の現物管理について	指摘	136
7	中期経営計画における目標の設定及びモニタリングについて	意見	136
8	理事会における理事の出席状況について	意見	137
9	予算の補正・流用について	指摘	137
10	特定資産に係る要領の整備について	意見	138

11	情報セキュリティ対策基準の運用について	意見	139
12	業務システムに係るパスワード方針の整備について	指摘	140
13	離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について	意見	140
14	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	140

VIII 三重県土地開発公社

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	公有地取得事業の損益管理について	意見	147
2	用地取得支援業務の委託料算定について	意見	148
3	ニューファクトリーひさい工業団地の解除・買戻し特約について	意見	149
4	適正人員規模について	意見	150
5	住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について	意見	151
6	現金の管理について	意見	151
7	切手の管理について	意見	152
8	有価証券について	意見	152
9	固定資産の管理について	指摘	153
10	予算の決裁権限者について	指摘	153
11	用地管理システムに係るパスワードの管理について	指摘	154
12	業務システムに係るパスワードの管理について	意見	155

IX 三重県道路公社

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	賞与引当金の負担割合について	意見	162
2	共同で負担する経費の配分について	意見	162
3	予定価格の積算について	指摘	163
4	伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その2）の委託費について	指摘	163
5	予算の流用について	指摘	164
6	情報セキュリティ対策基準の運用について	意見	164
7	会計システムに係るパスワードの管理について	指摘	165
8	業務システムに係るパスワードの管理について	意見	165
9	離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について	指摘	166
10	ソフトウェアのインストール権限について	意見	166

11	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	167
12	会計システムのバックアップデータ管理について	意見	168

X 公益財団法人三重県下水道公社

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	普及啓発施設利用者の要望等の収集について	意見	176
2	1 者入札について	意見	177
3	委託先の事業者の評価体制について	意見	177
4	小口現金の取扱いに係る職務分掌について	意見	178
5	資金前渡金精算書による報告について	指摘	178
6	物品の調達について	意見	179
7	毒劇物報告書について	指摘	179
8	所有権移転外ファイナンス・リース取引について	指摘	179
9	修繕計画について	意見	180
10	資金運用に関する規程について	意見	181
11	電力費の削減について	意見	182
12	退職給付について	意見	182
13	理事会における理事の出席状況について	意見	183
14	特定資産に係る要領の整備について	意見	183
15	情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について	指摘	184
16	業務システムに係るパスワードの管理について	指摘	185
17	外部記録媒体の使用管理、持出し管理について	指摘	185
18	ソフトウェアのインストール権限について	意見	186

第2. 指摘及び意見の分類

監査において検出された事項を項目別に分類し、主な指摘及び意見について要約した。指摘及び意見の詳細な内容は「第1. 指摘及び意見の一覧」に記載した各指摘及び意見の記載ページを参照されたい。

1. 事業目的、事業管理

団体名	検出された事項
(社福) 三重県厚生事業団	2. 平成26年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について
(公財) 三重子どもわかもの育成財団	1. 青少年育成事業の継続について
(公財) 三重県文化振興事業団	1. 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について 2. 飲食施設の客席部分に係る利用について
(公財) 三重県農林水産支援センター	2. 土地改良区等からの預かり資産について 3. 土地売渡に係る未収金について 4. 就農資金貸付会計の回収管理について 5. 申請書及び誓約書の不備について
(一社) 三重県畜産協会	1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について 2. 中期計画について 3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について 4. 個別事業の収益性について
(公財) 三重県産業支援センター	1. 未収金・求償権の報告について 2. 実績報告書の入手について 3. 実績報告書の活用について 7. 中期経営計画における目標の設定及びモニタリングについて
三重県土地開発公社	1. 公有地取得事業の損益管理について 2. 用地取得支援業務の委託料算定について 3. ニューファクトリーひさい工業団地の解除・買戻し特約について 4. 適正人員規模について 5. 住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について

三重県道路公社	2. 共同で負担する経費の配分について
(公財) 三重県下水道公社	9. 修繕計画について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆事業の抜本的な再検討と基本財産の取崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定して実施していくことが望ましい。
- ◆利用者の利用目的を十分検討したうえで、料金を判定する必要がある。
- ◆預かり資産について早急な売り渡しを行うよう求める必要がある。
- ◆契約を解除することや、他の買主への売却や賃貸を行うことにより土地を有効に利用することを検討すべきである。
- ◆資金貸付制度においてリスク管理の方針を明確化する必要がある。
- ◆事業ごとの収支管理を正確に実施し、事業を実施しうるか検討するとともに、長期的には収入を増やす方策を検討すべきである。
- ◆財政状態や経営成績について中期計画に盛り込むことが望ましい。
- ◆委託料収入について、更新された覚書が締結されていない。
- ◆助成事業者の情報を蓄積するため、文書として記録することが望ましい。
- ◆各業務の原価を個別に管理することにより、採算管理を行い、委託料の設定にも反映させていく必要があると思われる。
- ◆他団体の清算に基づき増加すると思われる人件費の負担につき、中期計画に反映することが望ましい。
- ◆定期的に県と修繕計画の共有等を行っていくプロセスを確立すべきである。

2. 資産の管理

団体名	検出された事項
(社福) 三重県厚生事業団	3. 現金の管理について 4. 切手・収入印紙の管理について 5. 領収書の管理について 6. 備蓄食材の賞味期限について 7. 固定資産の管理について 8. 情報機器の物品管理について
(公財) 三重子どもわかもの育成財団	5. 固定資産の管理について 6. 大型修繕・改修工事の処理について 8. 金銭仮払い処理について 9. 書き損じ領収書の管理について

(公財) 三重県文化振興事業団	5. 領収書の管理について 6. 災害対策用の備蓄品の管理について 7. 備品の管理について
(公財) 三重県農林水産支援センター	8. 切手及び収入印紙の管理について 9. 物品の現物管理について
(公財) 三重県産業支援センター	6. 固定資産の現物管理について
三重県土地開発公社	6. 現金の管理について 7. 切手の管理について 9. 固定資産の管理について
(公財) 三重県下水道公社	4. 小口現金の取扱いに係る職務分掌について 5. 資金前渡金精算書による報告について 6. 物品の調達について 7. 毒劇物報告書について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆日々の現金管理簿への記載、及び現物と管理簿との一致を確認すべきである。
- ◆切手・収入印紙については換金可能な性質を有することから、現物管理について徹底すべきである。
- ◆領収書全てに連番を割り当て、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、連番順に保管管理する必要がある。
- ◆備蓄食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。
- ◆固定資産の現物の棚卸しを実施する必要がある。
- ◆固定資産の除却に際しては、必要な承認を受けるべきである。
- ◆備品管理の規程を整備する必要がある。
- ◆修繕費の負担について県と協議して対応していくことが望ましい。
- ◆事務所の一部を他の団体に使用させる場合には、適正な使用料を請求すべきである。
- ◆小口現金の取り扱いにつき、適切な職務分掌を行うことが望ましい。
- ◆規定に従い、毒劇物報告書の提出を徹底すべきである。

3. 資産の有効活用

団体名	検出された事項
(社福) 三重県厚生事業団	1. 研修室の利用について
(公財) 三重県産業支援センター	4. 高度部材イノベーションセンター事業の運営について 5. PR ホール運用について
(公財) 三重県下水道公社	1. 普及啓発施設利用者の要望等の収集について 10. 資金運用に関する規程について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆外部利用の位置づけを明確化したうえで、より有効な活用を図ることが望ましい。
- ◆可能な限り状況を把握し、企業間の発展的な交流が展開できるよう働きかけていくことが望ましい。
- ◆適切な料金設定について検討することが望ましい。
- ◆利用者の意見等を収集するための体制の整備を徹底することが望ましい。

4. 契約

団体名	検出された事項
(公財) 三重子どもわかもの育成財団	3. ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について 14. 随意契約の締結について
(公財) 三重県文化振興事業団	3. 委託業務における随意契約理由について 4. ライフサイクルコストを考慮した業者選定について
三重県道路公社	3. 予定価格の積算について 4. 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その2）の委託費について
(公財) 三重県下水道公社	2. 1者入札について 3. 委託先の事業者の評価体制について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆随意契約締結の際には、随意契約によらなければならない理由を明らかにするとともに、業者選定の理由も明示したうえで決裁を受けなければならない。

- ◆ライフサイクルコストを考慮した業者選定を行うことで、より経済的な選定に留意することが望ましい。
- ◆予定価格の積算について根拠を明確にすべきである。
- ◆長期の複数年契約を検討する等、経済性を追求することが望ましい。
- ◆委託先の選定において各業務に最も適した評価方法の検討を行い、総合評価が適した業務については評価の基礎となる情報の蓄積に努められたい。

5. 会計処理

団体名	検出された事項
(公財) 三重こどもわかもの育成財団	2. 記念グッズの評価について 4. ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について
(公財) 三重県文化振興事業団	8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について
(公財) 三重県農林水産支援センター	6. 同一債務者に対する異なる債権区分について 7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について
三重県土地開発公社	8. 有価証券について
三重県道路公社	1. 賞与引当金の負担割合について
(公財) 三重県下水道公社	8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について 12. 退職給付について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆所有権移転外ファイナンス・リース取引について経済的実態を適切に開示すべきである。
- ◆債権を評価するに際しては、債務者単位で債権を区分する必要がある。
- ◆賞与引当金の負担割合を適宜適切に見直す体制とする必要がある。
- ◆退職給付について、中小企業退職金共済制度以外で法人が負担すべき金額を引当計上することが望ましい。

6. 費用削減

団体名	検出された事項
(公財) 三重県文化振興事業団	9. 光熱水費の削減について
(公財) 三重県下水道公社	11. 電力費の削減について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆他自治体の施設の事例を調査することが望ましい。

7. 法人運営

団体名	検出された事項
(社福) 三重県厚生事業団	9. 予算の流用について
(公財) 三重県生活衛生営業指導センター	1. 予算の流用について
(公財) 三重こどもわかもの育成財団	7. 旅費の承認について 10. 理事会並びに評議員会の開催手続について 11. 予算の流用について
(公財) 三重県文化振興事業団	11. 理事会における理事の出席状況について 12. 予算の流用について
(公財) 三重県農林水産支援センター	1. 危機管理マニュアルの遵守について 10. 理事会及び評議員会の出席状況について 11. 予算の流用について
(一社) 三重県畜産協会	5. 理事会の開催頻度について 6. 理事会における理事の出席状況について 8. 予算の補正・流用について
(公財) 三重県産業支援センター	8. 理事会における理事の出席状況について 9. 予算の補正・流用について
三重県土地開発公社	10. 予算の決裁権限者について
三重県道路公社	5. 予算の流用について
(公財) 三重県下水道公社	13. 理事会における理事の出席状況について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆予算の流用手続を適時に行い、その承認過程を決裁文書で残しておくことが必要である。
- ◆予算の流用について決裁権限者を明確にすることが必要である。
- ◆理事会は3か月に1回以上開催すべきであった。
- ◆理事会並びに評議員会の開催について規程どおりに承認を受けるべきである。
- ◆理事の出席の機会をできる限り確保できるよう努力することが望ましい。

8. 規程の整備

団体名	検出された事項
(公財) 三重こどもわかもの育成財団	13. 財務規程等の規程の整合性について
(公財) 三重県文化振興事業団	13. 特定資産に係る要領の整備について
(公財) 三重県農林水産支援センター	12. 特定資産に係る要領の整備について
(一社) 三重県畜産協会	7. 定款と職制規程との整合性について 9. 特定資産に係る要領の整備について 10. 県内出張日当について
(公財) 三重県産業支援センター	10. 特定資産に係る要領の整備について
(公財) 三重県下水道公社	14. 特定資産に係る要領の整備について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆他の規程に参照されている場合には、対象項目を明確に整合させることが望ましい。
- ◆定款に合わせて規程を修正することが必要である。
- ◆特定資産の取扱要領を定めることが望ましい。

9. 情報開示

団体名	検出された事項
(公財) 三重子どもわかもの育成財団	12. ホームページにおける情報の開示について
(公財) 三重県文化振興事業団	10. ホームページにおける情報の開示について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆ ホームページにおいて積極的な情報開示に努めることが望ましい。

10. IT 管理

団体名	検出された事項
(社福) 三重県厚生事業団	10. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について 11. 業務システムに係るパスワード方針の整備について 12. 保有個人情報の把握について 13. ウイルス対策ソフトの設定、運用について
(公財) 三重県生活衛生営業指導センター	2. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について 3. 個人情報保護実施要領について 4. 業務システムに係るパスワードの管理について 5. 業務アプリケーションの保守契約について 6. 不用な情報機器の処分について
(公財) 三重子どもわかもの育成財団	15. 業務システムに係るパスワード方針の整備について 16. 保有個人情報の把握について 17. 情報機器等の廃棄について 18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について 19. ウイルス対策ソフトの設定、運用について
(公財) 三重県文化振興事業団	14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について 15. 業務システムユーザーIDの共有について 16. ソフトウェアのインストール権限について 17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について 18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について

<p>(公財) 三重県農林水産支援センター</p>	<p>13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について</p> <p>14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について</p> <p>15. ソフトウェアのインストールについて</p> <p>16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について</p> <p>18. 給与システムのバックアップデータ管理について</p>
<p>(一社) 三重県畜産協会</p>	<p>11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について</p> <p>12. 業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について</p> <p>14. ソフトウェアのインストール権限について</p> <p>15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて</p> <p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について</p>
<p>(公財) 三重県産業支援センター</p>	<p>11. 情報セキュリティ対策基準の運用について</p> <p>12. 業務システムに係るパスワード方針の整備について</p> <p>13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について</p> <p>14. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p>
<p>三重県土地開発公社</p>	<p>11. 用地管理システムに係るパスワードの管理について</p> <p>12. 業務システムに係るパスワードの管理について</p>
<p>三重県道路公社</p>	<p>6. 情報セキュリティ対策基準の運用について</p> <p>7. 会計システムに係るパスワードの管理について</p> <p>8. 業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>9. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について</p> <p>10. ソフトウェアのインストール権限について</p> <p>11. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>12. 会計システムのバックアップデータ管理について</p>
<p>(公財) 三重県下水道公社</p>	<p>15. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について</p> <p>16. 業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>18. ソフトウェアのインストール権限について</p>

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆情報セキュリティに関する基本方針を定めるとともに、情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。
- ◆ユーザーID を個人別に管理する必要がある。
- ◆離職者など不用な ID については適時削除するか、もしくはパスワードを変更するなどにより使用不可能にする必要がある。
- ◆パスワードに関する一定の方針を設定し、遵守しなければならない。
- ◆保有する個人情報を適切に把握するために、台帳の整備等の具体的な対策を講じるべきである。
- ◆ウイルス対策ソフトを設定すべきである。
- ◆ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていることについて定期的な確認などを行い、セキュリティリスクを低減させなければならない。
- ◆個人情報保護実施要領の定めに従い、定期的な監査を実施しなければならない。
- ◆業務アプリケーションの保守契約について、適切な決裁を受けなければならない。
- ◆標準外のソフトウェアを利用する際の手続を策定し、未承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。
- ◆個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。
- ◆使用されていない情報機器は、情報漏えいリスクを抑えるために適時・適切に処分するよう努められたい。
- ◆情報機器等の廃棄を委託するに際しては、委託先が許可を受けた業者であることにつき確認を徹底すべきである。
- ◆情報資産廃棄時の手続きを定め、廃棄すべき情報資産にデータの残存がないようにすることが望ましい。
- ◆バックアップデータの保存先を複数とし、二重化しておくことが望ましい。

第4章 外部監査の結果

I 社会福祉法人三重県厚生事業団について

第1. 社会福祉法人三重県厚生事業団の概要

1. 団体名

社会福祉法人三重県厚生事業団

2. 所管部

健康福祉部

3. 設立年月日

昭和48年6月22日

4. 沿革

昭和48年6月	法人設立 特別養護老人ホーム「明星園」の受託経営
昭和52年10月	知的障害児(者)施設「三重県いなば園」の受託経営
昭和60年4月	身体障害者総合福祉施設「三重県身体障害者総合福祉センター」の受託経営
平成14年3月	特別養護老人ホーム「明星園」を民間移譲
平成15年10月	「三重県いなば園」の入所定員変更(成人施設150名から120名へ)
平成18年4月	「三重県いなば園」の自主経営 「三重県身体障害者総合福祉センター」の指定管理(1期目)
平成23年4月	「三重県身体障害者総合福祉センター」の指定管理(2期目)

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

社会福祉法人三重県厚生事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ・ 障害児入所施設の経営
 - ・ 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ・ 障害児通所支援事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 一般相談支援事業の経営
 - ・ 特定相談支援事業の経営
 - ・ 障害児相談支援事業の経営
 - ・ 身体障害者福祉センターの経営
- (3) 公益事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 三重県いなば園診療所
 - ・ 三重県身体障害者総合福祉センター診療所
 - ・ 日中一時支援事業
 - ・ 障害者就業・生活支援センター
- (4) 収益事業
 - ・ 運動施設貸出事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

〔事業規模〕

（単位：千円）

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 三重県いなば園の経営	1,401,964	1,400,085	1,209,413	
全事業合計に占める割合	79.6%	80.4%	77.1%	
(2) 三重県身体障害者総合福祉センターの受託経営	358,245	340,756	359,335	
全事業合計に占める割合	20.4%	19.6%	22.9%	
(3)				
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
(4) (1)～(3)以外の事業		0	0	
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
全事業合計	1,760,209	1,740,841	1,568,748	事業活動収入＋事業活動外収入 (経理区分間繰入等一部除外)
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

（単位：千円）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業活動収支計算書	事業活動収入 (a)	1,413,978	1,418,450	1,460,563
	事業費支出 (b)	197,640	200,881	184,388
	その他事業活動支出 (c)	1,085,736	1,119,735	1,136,315
	事業活動収支差額 (d)=(a)-(b)-(c)	130,602	97,834	139,860
	経常収支差額	136,343	98,416	111,186
	当期活動収支差額	141,970	78,428	111,766
貸借対照表	資産	4,664,934	4,557,825	4,197,390
	負債 (e)	921,282	759,875	311,199
	基本金 (f)	10,000	10,000	10,000
	積立金等 (g)	3,733,652	3,787,950	3,876,191
	純資産 (h)=(f)+(g)	3,743,652	3,797,950	3,886,191
	負債・純資産合計 (i)=(e)+(h)	4,664,934	4,557,825	4,197,390

○役職員の状況

（※派遣職員は含まない）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	3人	3人	3人	
うち、県退職者	1人	2人	1人	H26平均年齢※ : 59.3歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 7,385千円
常勤正規職員	78人	80人	86人	
うち、県退職者	1人	2人	1人	H26平均年齢※ : 46.6歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 5,502千円
その他職員	110人	112人	109人	専門員78人
うち、県退職者	0人	0人	0人	非常勤職員31人

○県からの財政的支援など

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料	166,260	171,505	176,085
補助金・助成金	1,935	2,126	2,429
負担金			
借入金（期中に借り入れた額の合計）			
その他県支出金（追加出資額等）			
計	168,195	173,631	178,514
借入金残高（期末残高）			
債務保証額（期末残高）			
損失補償限度額			
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）			

- 団体の目標達成状況等
- 中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成23年度～平成27年度	無	策定予定時期	
---	------	---------------	---	--------	--

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	いなば園～施設稼働率97%、ショートステイ・日中一時年1,900日、緊急入所者受入率100%、外来診療者年700人等身障センター～障がい者スポーツ大会・スポレク祭参加者数2,500名、生活援助棟利用率96%、地域生活移行率50%等
実績	いなば園～施設稼働率97%、ショートステイ・日中一時年1,554日、緊急入所者受入率100%、外来診療者年857人等身障センター～障がい者スポーツ大会・スポレク祭参加者数3,176名、生活援助棟利用率73%、地域生活移行率20%等

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	①質の高いサービスの提供、②地域社会への貢献、③経営基盤の安定、④組織の活性化
	平成26年度実績	①では、いなば園多機能型事業所がみえ福祉第三者評価を受審等、②では、実習生の積極的な受入等、③では、いなば園での計画的な施設整備、正規職員12名の採用等、④では、人事考課の実施等
	平成27年度目標	①質の高いサービスの提供、②地域社会への貢献、③経営基盤の安定、④組織の活性化

定量目標	指標	数値目標	単位	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	経営基盤の安定（施設稼働率）	いなば園 い=いなば園 セ=身障センター	い成人97・ 児童90、セ96	%	目標 い成人97・児童90、セ96	実績 い成人97・児童91、セ91	目標 成人97・児童90、セ96	実績 成人97・児童82、セ73	目標 い成人97・児童90、セ96
利用者QOLの向上（利用者満足度）		90	%	目標 90	実績 い53 セ93	目標 90	実績 い42 セ91	目標 90	実績 90
業務の効率化（業務プロセスの改善提案数）		24	件	目標 24	実績 25	目標 24	実績 28	目標 24	実績 24

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	95	A	95	A	95	A
経営計画	95	A	95	A	95	A
事業	92	A	92	A	92	A
経営状況	100	A	100	A	100	A

- A（90%～100%）：良好な事象や傾向がみられる
- B（60%～89%）：やや良好な事象や傾向がみられる
- C（30%～59%）：改善を要する
- D（0%～29%）：大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価				比率	95	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			①
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			①

2. 経営計画に対する評価					比率	95	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			①	
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	①	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			②	
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			①	
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			①	

3. 事業に対する評価					比率	92	評価	A
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	②	6	内部統制は十分に実施されているか			①	
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか			①	
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	②	8	組織体制は十分に整備されているか			①	
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			①	
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			①	

4. 経営状況に対する評価					比率	100	評価	A
1	収支の状況は健全であるか	①	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか			①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か			①	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か			①	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか			①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定期資産が設定されているか			①	

※ 回答①＝5点、②＝3点、③＝1点、④＝0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率＝(合計点)／(総回答数×5点) ×100

●団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	事業団は、県民福祉の向上に積極的な役割を担うため、三重県いなば園の設置経営、三重県身体障害者総合福祉センター（以下「身障センター」という。）の管理運営について他の社会福祉法人のモデルとなる経営を行うとともに、いなば園では入所施設におけるセーフティネット機能の一翼を担っている。
経営計画	平成23年度から5ケ年の第四次中期経営計画に沿って、①経営基盤の充実、②利用者には選ばれる質の高いサービスの提供、③地域社会への貢献、④組織の活性化に努めた。
事業	いなば園は、障害者総合支援法に沿って利用者本位の支援に積極的に取り組んだ。身障センターは平成18年度から指定管理者として施設を管理運営し、23年度から2期目に入った。利用者の支援を行うとともに地域リハビリ、高次脳機能障がい者支援、障がい者スポーツの推進等、事業団固有の機能を発揮した。事業推進にあたり、バランススコアカードをマネジメントツールとして、各種数値目標を設定し、目標管理を行った。また、施設利用者等へのアンケート調査により利用者ニーズを把握し、事業への反映に努めた。
経営状況	いなば園は利用料金収入による自立経営を、また身障センターは指定管理料と利用料金収入による自立経営を行っている。事業収入の確保や事務経費の節減に努めて、第四次中期経営計画に沿った経営を行った。

総括コメント	事業団は、団体の設立目的に沿って県民福祉の向上のため利用者本位の支援を行い、ビジョンと戦略を策定して事業に取り組んでいる。平成26年度は三重県いなば園において安定した経営状況下でセーフティネット機能を発揮した。また、身障センターは指定管理者として適正に施設を管理し、障がい者スポーツの振興や高次脳機能障がい者の支援に成果をあげた。法人全体としては、人事考課制度を実施する等、組織の活性化に努めた。
--------	--

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	入所施設のセーフティネット機能の一翼を担う「いなば園」の設置経営を行うとともに、身体障害者総合福祉センターの管理運営では、障がい者スポーツの振興や高次脳機能障がい者支援等の専門的、先駆的な事業に積極的に取り組んでいる。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	人事考課制度を実施し、組織の活性化に努めるなど、中期経営計画に沿って、健全な経営が行われている。
	県の評価				
事業	団体自己評価	A	A	A	定量目標である「施設稼働率」は目標値を若干下回ったものの、中期経営計画に掲げる目標の「緊急入院者受入数」、「外来診察者数」及び「障がい者スポーツ大会・スポレク祭参加者数」などは達成されている。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	A	A	A	事業収入の確保及び経費削減等により、健全な経営を維持していることは評価できる。引き続き、収入の確保、経費の削減等に努める必要がある。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

<p>中期経営計画に沿って、①経営基盤の充実、②利用者に選ばれる質の高いサービスの提供、③地域社会への貢献、④組織の活性化に努めている。施設稼働率については、目標値には達しなかったものの前年度同様の高い水準を保っている。中期経営計画に掲げる目標では、「緊急入院者受入数」、「外来診察者数」及び「障がい者スポーツ大会・スポレク祭参加者数」などの目標が達成されており、黒字経営を維持していることも評価できる。今後も引き続き健全な経営を行うとともに、障がい者スポーツの振興や高次脳機能障がい者支援などの専門的、先駆的な事業への取組に努められたい。</p>
--

第2. 手続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 研修室の利用について（意見）

身体障害者総合福祉センターには60名収容可能な研修室が設置されている。この研修室は指定管理者である厚生事業団の事業及び事務に利用される他、近隣の県機関や障害者関係の公益法人等によって利用されることがある。

厚生事業団は内部の管理規定において研修室の利用申請・許可の手続を定めており、手続はスポーツ施設、宿泊施設と同様である。

しかし、スポーツ施設等とは異なり、外部利用の位置づけが明確ではなく周知もされていないため、現在のところ利用者は限定されている。外部利用

を拡大する余地があると考えられるため、身体障害者総合福祉センターの設置条例の目的を踏まえ外部利用の位置づけを明確化したうえで、より有効な活用を図ることが望ましい。

2. 平成 26 年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について（意見）

当該事業は、平成 33 年に開催される全国障害者スポーツ大会三重大会に向けて、障害者スポーツの普及と機会の充実を図り、あわせて障害者の特性を理解した指導員を育成する等、障害者が安心してスポーツに参加できる環境づくりを行うことを目的として県から委託された事業である。

平成 26 年度障がい者スポーツ推進事業においては、競技団体の育成を目的として、障害者スポーツ教室等の実施のために、1 競技団体あたり 50 千円を限度として補助している。また、大会参加促進のため、競技種目別の全国大会等に障害者スポーツ団体や選手を派遣するために年 2 回、1 競技団体あたりにおいて、1 大会 70 千円を限度として補助している。平成 26 年度は 14 競技団体を対象として、合計 2,660 千円を予算編成していたが、執行されたのは 2,380 千円であり、5 競技団体で返金等の未執行残高が生じる結果となった。

各競技団体の構成員数や大会が開催される場所等により、必要な経費の額は異なるため、全ての競技団体について、一律な取扱いをすれば、補助の度合いに格差が生じてしまうおそれがある。したがって、限られた予算を有効に利用し、事業の効用をより高めるためには、各競技団体の状況や計画に応じて、適切に予算を配分することが望ましい。

3. 現金の管理について（指摘）

現金管理状況について確認した結果、施設別に以下の状況であった。

(1) 身体障害者総合福祉センター

現金の管理状況として月に一度、実際現金のカウントが実施されており、出納記録についても領収書一ヶ月分を手持ち金庫に保管して処理している。

9 月末の現金カウント後の現金在り高に、9 月末以降の領収書を加減した監査実施日（10 月 6 日）現在のあるべき残高を算定し、当該あるべき残高と実際の現金を確認した結果、福祉センターA と生活援助棟において不一致が生じており、以下の 2 点が判明した。

- ①本来福祉センターAの小口現金として把握しなければならない現金175円が生活援助棟に紛れていた。
- ②福祉センターAにおいて、職員が立替払いを行った領収書のうち、未精算（領収書は受領済）のものが存在しており、金額のずれが生じた。

「財務規程」第29条にて「毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、毎月末日に会計責任者に報告しなければならない。」と明記されているが、現状毎日の現金実査は実施されていない状態であり、月末以外は現金の実際残高を把握できていない。また、手持ち金庫内の領収書についても、立替の精算済分と未精算分が混在している状況となっている。

現金の実際残高を日々把握するためにも、また、金庫内において精算済の領収書と未精算の領収書が混在しないためにも、日々の現金管理簿への記録と現物と管理簿との一致確認を実施すべきである。

(2) いなば園

各施設の現金の残高を把握するために小口現金を6つに分けて保有しており、その全てを対象に出納担当者が実際現金のカウントを毎日実施している。しかし、管理簿（小口現金出納帳）については適時に記入がされておらず、月中にまとめて記入している。

前述のとおり、「財務規程」第29条で毎日の現金出納について残高の確認（実際現金のカウント）と帳簿残高（管理簿）の照合をしなければならないため、管理簿についても日々のあるべき残高の把握と記入をすることが必要である。

4. 切手・収入印紙の管理について（指摘）

身体障害者総合福祉センターにおいては、切手・収入印紙の管理簿をセンターAと援助棟の2つの事業に分けて管理している。切手と収入印紙の管理方法については明文化された規定等は存在しないが、現場の慣習として、使用や購入の都度、管理簿への記入を行い、月末においては現物と管理簿との照合を行うというルールで運用されている。

今回、切手・収入印紙の管理状況を確認したところ、日々の使用実績は管理簿に記録できていたが、毎月末に実施することとなっていた各月の使用枚数合計の把握、及び管理簿の月末残高と現物との突合が2015年4月以降実

施されていなかった。また、職員が厚生事業団の切手と同額の現金とを交換し、交換後の現金を切手の保管ファイルにて保管していた。具体的にはセンターAで82円切手2枚分、援助棟で82円切手2枚分と10円切手1枚分が交換されていた。同様に、身体障害者総合福祉センターの利用者に対しても切手と現金の交換が行われていた。具体的には82円切手8枚分である。なお、利用者より入手した現金については事務所内の金庫にて保管されていた。

これら以外にも、切手・収入印紙の保管ファイルの中には、センターAと援助棟のどちらにも該当しない管理簿外の切手と収入印紙が合わせて枚数にして72枚、金額にして5,480円相当が保管されており、その出处等は不明であった。

切手・収入印紙については、換金可能な性質を有することから、現物管理について徹底すべきであり、ルールとして定められている月末の現物棚卸しの徹底が必要である。また、ルールの明確化と職員への周知徹底を図る意味でも、規定等として明文化することも検討されたい。

職員及び身体障害者総合福祉センター利用者への切手と現金の交換については、現金・切手の紛失へとつながりかねないので極力控えるべきである。

なお、交換された現金については3.で記載しているとおおり、小口現金での管理となり、日々の出納管理（管理簿記入と現物の照合）が必要となると考えられる。

5. 領収書の管理について（指摘）

身体障害者総合福祉センターにおいて、グラウンド等利用者からの収受した使用料に対し発行する領収書の管理方法について、現物は連番管理し保管しており、別途Excelのデータに現物の番号と内容を入力し管理している。それに対し、書き損じた領収書については連番を振らずにシュレッダーにて破棄している。

身体障害者総合福祉センターで使用されている領収書の形式は、一冊に綴られた領収書ではなく、1枚単位（バラ単位）の領収書であり、それを複数で束ねて保管している。

こうした保管状況の場合、冊数単位でなく1枚ごとに管理する必要がある。そのため、使用前の領収書全てに連番を割り当て、使用後には領収書控、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理する必要がある。

現状、身体障害者総合福祉センターでの領収書については、書き損じ以外の領収書控のみ連番管理されている状態であるため、領収書のうち何枚が使

用され、何枚が書き損じたのかが分からない状態である。そのため、購入時に一定の単位（束）で全て連番を振り、書き損じ分については領収書と領収書控をセットで保管することで、購入した領収書が使用されたのか書き損じになったのかを管理できるようにすべきである。

現状、窓口業務をスムーズに行うため、グラウンド等の予約を確認しあらかじめ領収書を日付、名前以外の部分を作っておくことが実務上行われている。そのため、実際グラウンドを利用した場合にはその領収書を渡し、キャンセルがあった場合にはあらかじめ準備した領収書は書き損じとなり、書き損じは日常的に発生する状況であるため、その状況を考慮し領収書の管理方法について対策を講じるべきである。

6. 備蓄食材の賞味期限について（意見）

厚生事業団の利用者支援業務マニュアル（平成 26 年度版）には、災害対策の留意点として、災害時に利用者に必要な非常品（飲料水、食糧、物資等）の備蓄が必要である旨が記載されている。また、平成 27 年 4 月には三重県厚生事業団事業継続計画が策定され、災害等への対応が図られているが、当該計画に添付されている備蓄食材一覧表を閲覧したところ、いなば園及びグループホーム分の備蓄食材で賞味期限が切れているものが散見された。例えば、いなば園の場合、監査を実施した 2015 年 10 月時点において、備蓄食材一覧表に記載されている 12 の食材が賞味期限切れとなっていた。

いなば園に保管されている食材からサンプルを抽出し現物を確認したところ、賞味期限切れの食材がそのまま保管されていた。保管状態は良好であり、また賞味期限切れの食材がすぐに消費できなくなるものでもないが、賞味期限から 1 年以上経過している食材もあるため、消費できなくなっている可能性がある。

今後は、食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。

なお、備蓄されていた大量の食材が入れ替えにより廃棄されてしまうことの無いよう、今後は食材の賞味期限も勘案した上で、食材を廃棄することなく有効利用することを検討していただきたい。

7. 固定資産の管理について（指摘）

身体障害者総合福祉センターにおいて、固定資産の現物が年度末時点で正しく管理されているかを確かめるため、固定資産の棚卸しを実施しているか

確認したところ、期末時点で現物の棚卸しは行われていなかった。

現状では、固定資産の取得時と除却時に固定資産台帳に記録するだけの管理となっており、現物の管理状況を厚生事業団としても説明ができないため、棚卸しを実施し、現物の状況を把握すべきである。身体障害者総合福祉センター及びいなば園の両施設における固定資産管理の規定上も、年に1度固定資産の棚卸しを実施し、報告書を提出しなければならない旨の規定が明記されており、固定資産の管理として年度ごとに棚卸しを実施する必要がある。

また、いなば園については、各寮で管理している固定資産の中で、利用者が原因で破損・故障してしまった場合には通常、利用者自身の保険により固定資産を買替・修繕している。管理部を通さずに買替・修繕した固定資産について管理部は管理していない状態である。そのため、管理部が把握している固定資産の現物と現在の各寮で管理されている固定資産が別の種類となり、記録上の固定資産と現物とを照合できない状態にある。そのため、利用者の都合により買替・修繕を実施した場合にも固定資産台帳の更新を実施すべきである。

8. 情報機器の物品管理について（指摘）

固定資産として計上されない10万円未満の物品については、取得時に購入した物品一覧は記録として残しているが、除却処理等は記録されていない。

身体障害者総合福祉センターの生活援助棟スタッフルームで使用されているパーソナルコンピューター（以下、「PC」という。）について現物を確認したところ、物品一覧とは一致せず、別の場所での使用や、記録外のPCの使用が確認された。

本来、10万円未満の物品については固定資産のような台帳管理が規定上、求められてはいない。

しかし、PCについてはPC内に個人情報を含む機密情報が含まれているので、金額的な重要性のみではなく、情報漏えいのリスク等も踏まえた質的な重要性を鑑みて慎重に管理する必要がある。また現状PCは購入時に同じ型のPCを複数購入した場合、現物のPCと備品台帳上のPCを特定できない。

そのため、特定管理できるようそれぞれの備品にナンバーを割り当てたシールを貼る等して管理していくべきと考える。

9. 予算の流用について（指摘）

厚生事業団の「財務規程」上、予算の勘定科目間の流用について以下のと

おり定められている。

第 17 条 予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認められた場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

この点について、厚生事業団では、日々の支出調書の決裁において理事長が予算残高を留意しつつ承認を行う手順をとっているが、流用の承認手続としては不明確な部分があるため、流用の承認手続を明確化する必要がある。

10. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）

厚生事業団では、施設利用者の状況記録をはじめとした個人情報情報を保有しており、業務に使用している。厚生事業団ではこれらの情報の管理、保護のため、個人情報保護実施要領を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針が存在しなかった。また、個人情報保護実施要領には下記の定めがあるものの、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていなかった。

（安全管理措置）

第 8 条 厚生事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

さらに、情報セキュリティならびに個人情報保護に関しての業務従事者の意識を向上させるための施策としての、教育、研修が実施されていなかった。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は個人情報保護等の観点から社会通念上、重要課題のひとつであると考えられ、情報資産を保護する指針として、情報セキュリティに係る基本方針は組織の情報セキュリティに対する取組みを示すものである。

情報セキュリティ全般に係る基本方針が定められておらず、また、情報セキュリティに関する教育、研修等が実施されていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず、業務従事者の個々の判断で対策がなされる状況となる。その結果、情報資産の保管、持出し及び廃棄、ソフトウェアのインスト

ール、USBメモリ等の外部記憶媒体の管理等が不適切に行われ、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。

これらの事態に対応するため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化する必要がある。また、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。

11. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）

厚生事業団では業務の実施にPCを用いており、基本的に1人1台程度の割り当てがある。当該PC端末を起動し、事業団のネットワークにアクセスするためには、ユーザーIDとパスワードを用いたログインが必要となる。

また、施設利用者の状況記録及び障害福祉サービス費等の報酬請求に利用される障害福祉システムを使用するにあたって同様にユーザーIDとパスワードを用いたログインが必要となる。

いずれも個人情報が保管されたデータベースへのアクセスの前提となり、重要性が高い。

しかし、障害福祉システムへログインするために用いられるパスワードは設定されておらず、ユーザーIDのみによってデータにアクセスできる状況にあった。

また、いなば園においてはPC起動時に必要とされるパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等のパスワード漏えい対策は特に講じていない。

パスワードに関する方針が無い場合、容易に推測されるパスワードが設定される、またはパスワード管理が適切に行われなかったといった事態が生じ、不正アクセス及び情報漏えいにつながる可能性が高まる。

パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を設定し、遵守しなければならない。

12. 保有個人情報の把握について（指摘）

厚生事業団が保有している個人情報データベース等については、一覧表が作成されているが、平成26年7月に作成された個人情報データベース等の一覧には、実際に保有している下記の個人情報データベースが記載されていない。

(1) 身体障害者総合福祉センター

- ・障害福祉システムにて管理しているセンター利用者に係る情報（障害福祉サービス費等の報酬請求情報、個別ケース記録等）

(2) いなば園

- ・カルテ（いなば園診療所）

厚生事業団で保有する個人情報の存在を把握することは個人情報管理の前提となる。

個人情報の存在が適切に把握されないことで、個人情報の漏えい、滅失またはき損その他の事故等に対する安全管理のために必要な措置が適切に講じられないおそれがある。また、本人からの求めによる個人情報の開示、利用停止に適切に対応できないおそれがある。

厚生事業団で保有する個人情報を適切に把握するために、台帳の整備、及び状況に応じた更新等の具体的な対策を講じるべきである。

13. ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘）

厚生事業団で使用している PC にはウイルス対策ソフトが設定されている。

ウイルス対策ソフトが有効に動作するためにはウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていることが必要である。

しかし、セキュリティ対策ソフトが設定された事業団管理の 146 台の PC のうち 11 台についてはウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されておらず、セキュリティリスクの高い状況に置かれていた。

ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていない状況ではコンピューターウイルス感染のリスクが高まり、もって個人情報漏えい等の可能性も高まる。

ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていることについて定期的な確認等を行い、セキュリティリスクを低減させなければならない。

Ⅱ 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターについて

第1. 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターの概要

1. 団体名

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

2. 所管部

健康福祉部

3. 設立年月日

昭和56年8月24日 財団法人三重県生活衛生営業指導センター設立
平成25年4月 1日 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターに
組織変更

4. 沿革

3. と同じ。途中団体の統合等はない。

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターは、三重県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項に掲げる営業をいう。以下同じ）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターの定款に定める事業のうち主な事業は次のとおりである。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生協同組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はそのあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集、提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容
【事業規模】

事業名	(単位：千円)			備考
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(1)生活衛生営業指導	21,085	18,025	19,729	平成25・26振興対策事業、平成24年度一般事業（いずれも減価償却費を除く）
全事業合計に占める割合	83.3%	94.0%	88.9%	
(2)生衛業調査受託	392	207	1,021	調査事業
全事業合計に占める割合	1.5%	1.1%	4.6%	
(3)生衛組合自主事業の助成	2,669	570	190	平成25・26年度振興助成交付金事業平成24年度振興事業
全事業合計に占める割合	10.5%	3.0%	0.9%	
(4) (1)～(3)以外の事業	1,173	372	1,263	クリーニング師研修 標準営業約款事業
全事業合計に占める割合	4.6%	1.9%	5.7%	
全事業合計	25,319	19,174	22,203	平成25・26年度経常費用(管理費を除く) 平成24年度総事業費(事業活動費支出)
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	21,199	21,183	22,722
	経常費用	(b)	25,545	22,521	24,218
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	△ 4,346	△ 1,338	△ 1,496
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	132	922	907
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	△ 4,214	△ 416	△ 589
	当期指定正味財産増減額	(f)	0	0	0
	当期正味財産増減額合計	(g) = (e) + (f)	△ 4,214	△ 416	△ 589
	貸借対照表	資産		20,348	19,902
	負債	(h)	1,014	984	2,009
	指定正味財産	(i)	5,000	5,000	5,000
	一般正味財産	(j)	14,334	13,918	13,329
	正味財産	(k) = (i) + (j)	19,334	18,918	18,329
	負債・正味財産合計	(l) = (h) + (k)	20,348	19,902	20,338

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	1人	1人	1人	H26平均年齢※ : 一歳 H26平均年収※ : 給与規程による
うち、県退職者	1人	1人	1人	
うち、県派遣	0人	0人	0人	
常勤正規職員	2人	2人	2人	H26平均年齢※ : 55.5歳 H26平均年収※ : 3,885千円
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	0人	0人	0人	
その他職員	1人	1人	1人	経営指導員(非常勤)
うち、県退職者	1人	1人	1人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料	0	0	0
補助金・助成金	19,703	18,700	18,764
負担金	0	0	0
借入金(期中に借り入れた額の合計)	0	0	0
その他県支出金(追加出資額等)	0	0	0
計	19,703	18,700	18,764
借入金残高(期末残高)	0	0	0
債務保証額(期末残高)	0	0	0
損失補償限度額	0	0	0
損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成25年度～平成29年度	無	策定予定時期
---	------	---------------	---	--------

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	窓口・巡回・移動相談等の一層の充実と13組合の連携を図り、その振興を促進するとともに、健康福祉部をはじめ県との連携を強化し、公益的事業に取り組み、県内生衛業に対する県民の信頼の向上に努める。
実績	相談事業は、夏冬の個別相談会等を開催。研修事業は、新たに環境生活部と連携し、アレルギー研修・景品表示法研修事業を実施した。平成25年11月に事務所移転を行い、経費節減に努めるとともに経営の安定に寄与した。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	組合員減少に歯止めをかける対策を検討するため、各組合の若手役員等によるせいえい企画振興(SKS)委員会を立ち上げ、県との連携強化を図り、公益的事業の充実を図る。
	平成26年度実績	新たな事業として、過疎化・高齢化する地域の発展に資するため、尾鷲地域の生衛組合各支部を中心として公庫・県及び市の協力も得て、「地域活性化連携事業in尾鷲」を実施した。また、「衛生水準の確保向上事業」にも新たに取り組み、8月に立ち上げたSKS委員会を中心に11月を「生衛組合加入促進月間」と定め、各組合による組合活性化を支援した。
	平成27年度目標	平成26年度に立ち上げたSKS委員会を中心に、組合活性化と地域貢献を柱に組合及び県内生衛業の振興・発展を支援する。また、公益財団法人としての事業活動を維持向上させるため、経営基盤の強化を図り、財源の確保に努める。

定量目標	指標	数値目標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	窓口・巡回・移動等相談件数	2,000	件	目標 実績	1,360 2,387	2,000 2,403
生活衛生同業組合組合員数	5,000	人	目標	5,000	5,000	5,000
			実績	4,851	4,646	
標準営業約款登録件数	1,000	件	目標	1,000	1,000	1,000
			実績	993	934	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	65	B	65	B	65	B
経営計画	65	B	75	B	75	B
事業	69	B	73	B	73	B
経営状況	71	B	71	B	71	B

- A (90～100%) : 良好な事象や傾向がみられる
 B (60～89%) : やや良好な事象や傾向がみられる
 C (30～59%) : 改善を要する
 D (0～29%) : 大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価				比率	65	評価	B
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	②	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			②
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	②	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			②
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	②	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			②

2. 経営計画に対する評価				比率	75	評価	B
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	②	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			①
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	②	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			③
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			①
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	②	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			①

3. 事業に対する評価				比率	73	評価	B
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	②	6	内部統制は十分に実施されているか			①
2	事業毎に目標を設定しているか	②	7	危機管理体制は十分に整備されているか			①
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか			②
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	②	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			②
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	②	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			—

4. 経営状況に対する評価				比率	71	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	④	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか			—
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か			①
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か			①
4	収益における県への依存度は適正か	③	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか			①
5	総資産当期経常増減率は適正か	③	10	必要な額の特定期資産が設定されているか			①

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率 = (合計点) / (総回答数 × 5点) × 100

● 団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の安全・安心な日常生活のサービスの確保を図る。
経営計画	国・県及び全国生活衛生営業指導センターの事業計画に基づき、公益財団法人としての役割を果たすべく、実行可能な事業を確保し、厳しい財源の中、諸経費の節減を行うとともに効果的な事業を行うこととした。
事業	基本事業である各種相談・指導事業については近年大幅に充実を図ってきた。特に株式会社日本政策金融公庫の生衛業に対する特別融資枠である生活衛生関係営業経営改善貸付については、前年度に引き続き全国的にも著しい成果を上げることができた。健康・福祉対策推進事業としては、アレルギー対策・ノロウイルス対策・レジオネラ症防止研修を実施した。また、消費者等コールセンター事業として、昨年度に引き続き外食メニュー適正表示研修を県と連携して実施した。また、昨年度県と締結した大規模災害時帰宅困難者支援協定の一層の充実を図るため、組合理事長による県志摩市総合防災訓練の視察を行った。受動喫煙防止対策として、分煙化の進め方について、日本たばこ産業株式会社（JT）の協力のもと研修会を実施した。
経営状況	国・県の補助金とわずかな受託事業収入で運営しており、受託事業収入が減少傾向にある中で、経営改善等の努力を重ねてきているが、依然として厳しい状況下にある。組合活性化や県との連携による公益的業務への取組を進める中、基本的組織体制（補助基準の4人体制）とその財源確保が重要である。
総括コメント	相談事業については、昨年度に引き続き、相談活動と広報活動の充実により、相談件数が定着してきた。また、生衛業メール会員登録システム（せいえい三重ネット・ネット）による食中毒警報の発信、食品表示問題の発生に伴う登録件数が大幅に伸び、健康・福祉対策、後継者育成もほぼ計画通り実施できた。また、新たに地域活性化連携事業・衛生水準の確保向上事業・アレルギー表示モデル事業の3事業を遂行した。こうした事業活動には、財団運営の適正体制と財源確保が必要である。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	B	B	B	財団の設立目的に沿った生活衛生営業者への経営相談や、融資指導等の事業を行うとともに、生活衛生営業の衛生水準の維持向上を図っている。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	B	B	B	生活衛生営業指導センターの事業計画に基づき、適切に事業を実施している。また、毎年度、生衛業界の意見や要望、国及び県の施策をふまえた事業が計画されている。
	県の評価				
事業	団体自己評価	B	B	B	毎年、事業計画に基づき、適切に事業を実施しており、特に平成26年度新たに着手した地域活性化連携事業・衛生水準の確保向上事業・アレルギー表示モデル事業の3事業については、生活衛生関係営業者の持つ強みを生かした地域活性化や消費者への啓発等、外部へ向けた新たな事業に取り組んでいる。今後も継続して、生活衛生関係営業者や消費者のニーズに合った事業展開が望まれる。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	B	B	国・県の補助金を中心として事業を行っているが、経常収益が減少傾向にある中、経費節減等の努力を行うことで維持されている。引き続き経営状況について改善の検討が必要である。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

生活衛生関係営業は、消費者に直結するサービスを提供する業態である。しかし、各事業規模は小さく、社会情勢の影響を受けやすいため、生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業者及び消費者等の双方のニーズを勘案した事業展開が求められる。これまでは、相談・指導事業をはじめとして各組合又は、組合員等を対象とした事業が中核となっていた。平成26年度に新たに着手した事業は、生活衛生関係営業者の持つ強みが生かされた外部向けの取組であり、生衛業界全体のアピールに寄与している。一方、当期経常増減額は、依然としてマイナスであり、厳しい経営状況が継続している。そのため、さらなる経営の改善に努め、公益の増進に努められたい。

第2. 手続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 予算の流用について（指摘）

平成26年度の予算の変更に関しては、平成27年3月開催の理事会において補正予算が承認されている。しかし、承認が平成27年3月に行われていることから、事後承認となっている。また、予算の少額な変更についてまで補正予算の手続にしたがって理事会の承認を得ることは、実務上煩雑であると考えられる。

この点につき、生活衛生営業指導センター（以下、「指導センター」とい

う。)の会計処理規定上、第36条(予算遵守と流用)において以下のとおり定められている。

第36条 会計責任者は予算額を超える支出を行ってはならない。ただし、やむを得ない理由により他の余裕ある科目より流用する場合は、理事長の承認を得なければならない。

指導センターにおいては、予算の変更は補正によって対応しているが、軽微な変更については流用の手続により適時に承認を受けるべきである。

また、流用の決裁権限者は前述のとおり理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。

2. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について(指摘)

指導センターでは経営、融資相談事業で収集した情報(相談カード)をはじめとした個人情報保有しており、業務に利用している。指導センターではこれらの情報の管理、保護のため、個人情報保護実施要領を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は存在しなかった。また、個人情報保護実施要領には下記の定めがあるものの、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていなかった。

(安全管理措置)

第8条 指導センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じることとし、次のように定める。

- (1) 事務局長を個人情報保護管理責任者に任命し、個人情報の管理業務を行わせる。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は個人情報保護等の観点から社会通念上、重要課題のひとつであると考えられ、情報資産を保護する指針として、情報セキュリティに係る基本方針は組織の情報セキュリティに対する取組みを示すものである。

情報セキュリティ全般に係る基本方針が定められていない場合、セキュリ

セキュリティ対策が組織的に行われず、業務従事者の個々の判断で対策がなされる状況となる。その結果、情報資産の保管、持出し及び廃棄、ソフトウェアのインストール、USBメモリ等の外部記憶媒体の管理等が不適切に行われ、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。

これらの事態に対応するため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化する必要がある。また、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。

3. 個人情報保護実施要領について（指摘）

指導センターで定める個人情報保護実施要領には、下記のとおり監査の実施についての定めがあるものの、専務理事による個人情報管理状況の点検は日常的なチェックにとどまっていた。

（安全管理措置）

第8条 指導センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じることとし、次のように定める。

(2) 専務理事を監査責任者に任命し、個人情報保護実施要領に従い適正に実施されているか定期的に監査させる。

個人情報の安全管理措置が適正に実施されていることが確認されないことで運用が徹底されず、個人データの漏えい、滅失またはき損が発生するおそれが高まる。

個人情報保護実施要領の定めにしたがい、定期的な監査を実施しなければならない。

4. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）

指導センターで使用している業務用端末の起動、及び会計システム等の業務アプリケーションの使用にあたってはパスワードによる認証が必要となる。

ただし、パスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等を行われていない。また、パスワードポリシーは存在しない。

現在パスワードに関する方針が無いとため、容易に推測されやすいパスワード

ドが設定される、または、パスワード管理が適切に行われない事により、なりすましによる不正アクセスにつながる可能性がある。

今後パスワードに関する一定の方針（複雑性・桁数・有効期限等）を設定し、遵守していく必要がある。

5. 業務アプリケーションの保守契約について（指摘）

会計システムについては業務アプリケーションシステム提供業者に対して年間保守費用の支払を行っており、問い合わせ対応、無償バージョンアップ等の保守サービスの提供を受けている。

ただし、保守契約の締結にあたって、必要な決裁を受けていなかった。

この点につき「財団法人三重県生活衛生営業指導センター事務処理規程」には以下の定めがある。

（決裁）

第5条 事務の処理は、担当者が文書をもって起案し、その事業内容により、理事長または専務理事の決裁を受けなければならない。

（契約）

第10条 売買、賃貸借、請負その他の契約は、三重県会計規則に準じて行わなければならない。

決裁を受けない場合には、例えば保守契約に必要な事項が含まれないことで情報システムの利用に支障をきたし、事業実施に影響を及ぼすおそれがある。また、守秘義務が確認されないために、業者による情報漏えい等が発生するおそれがある。契約行為にあたっては定められた手続にしたがい、適切な決裁を受けなければならない。

6. 不用な情報機器の処分について（意見）

平成27年3月期の貸借対照表に計上されたその他固定資産の什器備品43千円について、サンプルによる実査及び担当者への質問を実施したところ、使用していないパーソナルコンピューターが保管されていることが確認された。

パーソナルコンピューターについては、重要な情報が含まれていることが考えられるため、情報漏えいリスクを抑えるためにも、適時・適切に処分す

るよう努められたい。

Ⅲ 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団について

第1. 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団の概要

1. 団体名

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

2. 所管部

健康福祉部

3. 設立年月日

平成24年4月1日 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団として
設立

4. 沿革

平成元年	財団法人三重県児童健全育成事業団設立 みえこどもの城が開館
平成15年4月	みえこどもの城内装・機能を再整備し、リニューアルオープン
平成16年4月	財団法人三重県児童健全育成事業団と社団法人三重県青少年育成県民会議とが統合し、財団法人三重こどもわかもの育成財団へ名称変更
平成18年4月	指定管理者としてみえこどもの城を管理運営
平成23年4月	第2期指定管理者としてみえこどもの城を管理運営
平成24年4月	公益財団法人へ移行

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

次世代の三重県を担う児童・青少年の育成に関する諸事業を実施することにより、自主的で思いやりがあり、社会に貢献できる児童・青少年

の育成に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 児童健全育成事業
 - ・児童厚生施設「みえこどもの城」の管理と運営
 - ・児童健全育成に関する関係団体との連携及び協働事業
 - ・児童健全育成に関する調査研究及び情報の収集と提供
- (2) 児童健全育成拠点事業
 - ・地域とのネットワークづくりの事業
 - ・地域活動の支援及び指導者の育成
- (3) 青少年育成事業
 - ・青少年育成市町民会議等の地域活動への支援
 - ・青少年育成に関する関係団体との連携及び協働事業
 - ・青少年の育成に関する調査研究及び情報の収集と提供
- (4) 県民の利用に資するための物品及び飲食物等の販売に関する収益事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容
[事業規模]

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 児童健全育成事業	141,960	125,072	132,020	
全事業合計に占める割合	81.6%	81.9%	84.6%	
(2) 青少年育成事業	18,460	13,891	12,979	
全事業合計に占める割合	10.6%	9.1%	8.3%	
(3) 児童健全育成拠点事業	7,843	9,022	6,149	
全事業合計に占める割合	4.5%	5.9%	3.9%	
(4) (1)～(3)以外の事業	5,748	4,750	4,816	
全事業合計に占める割合	3.3%	3.1%	3.1%	
全事業合計	174,011	152,735	155,964	事業費から法人管理費を除く
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	172,186	154,815	160,024	
	経常費用	(b)	185,537	164,077	167,686	
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	△ 13,351	△ 9,262	△ 7,662	
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	0	1,224	0	
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	△ 13,351	△ 8,038	△ 7,662	
	当期指定正味財産増減額	(f)	0	0	0	
	当期正味財産増減額合計	(g) = (e) + (f)	△ 13,351	△ 8,038	△ 7,662	
貸借対照表	資産		480,417	473,222	466,365	
	負債	負債	(h)	9,210	10,053	10,858
		指定正味財産	(i)	410,260	410,260	410,260
		一般正味財産	(j)	60,947	52,909	45,247
		正味財産	(k) = (i) + (j)	471,207	463,169	455,507
	負債・正味財産合計		(l) = (h) + (k)	480,417	473,222	466,365

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	1人	1人	1人	
うち、県退職者	1人	1人	0人	H26平均年齢※ : 一歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 法人の給与規程による
常勤正規職員	17人	17人	14人	
うち、県退職者	1人	1人	1人	H26平均年齢※ : 42.6歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 2,759千円
その他職員	5人	6人	8人	嘱託員8人
うち、県退職者	0人	0人	0人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		80,249	97,647	100,316
補助金・助成金		0	0	0
負担金		0	0	0
借入金(期中に借り入れた額の合計)		0	0	0
その他県支出金(追加出資額等)		0	0	0
計		80,249	97,647	100,316
借入金残高(期末残高)		0	0	0
債務保証額(期末残高)		0	0	0
損失補償限度額		0	0	0
損失補償契約に係る債務残高(期末残高)		0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成25年度～平成28年度	無	策定予定時期
---	------	---------------	---	--------

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	みえこどもの城の第二期目の指定管理者として、1. 総利用者数200,000人、2. 移動児童館80件以上、利用者の満足度70%以上の確保を目標とした。また、青少年育成事業については、1. 中学生のメッセージ応募者数10,000人、2. 家庭の日のポスター展の応募者数500人について成果目標とした。
実績	平成26年度の実績としては、1. 総利用者数226,711人、2. 移動児童館80件、利用者の満足度80.41%を確保した。また、青少年育成事業については、1. 中学生のメッセージ応募者数10,351人、2. 家庭の日のポスター展の応募者は238人となり、1. は目標を達成したが、2. は達成できなかった。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	指定管理者としてみえこどもの城の管理運営を地域、企業及び大学などと連携し、適切に行うほか、児童健全育成拠点事業を中心とした、県内各地域にかかる取組を実施する。
	平成26年度実績	施設（館）の管理運営、地域（館外）での取組ともに、一部を除くほとんどの事業で当初の目標を上回る結果となった。
	平成27年度目標	みえこどもの城館内事業を核として、地域社会との協働による事業展開を行うとともに、青少年育成事業にあつては、市町の青少年育成会議との関係づくりの強化を、他の事業では地域巻き込み型の事業運営を進める。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	みえこどもの城総利用者数		200,000	人	目標	200,000	200,000
		実績			220,626	226,711	
移動児童館実施件数		80	件	目標	80	80	80
				実績	85	80	
中学生のメッセージ応募者数		10,000	人	目標	10,000	10,000	10,000
				実績	7,788	10,351	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	90	A	90	A	90	A
経営計画	90	A	90	A	90	A
事業	91	A	91	A	91	A
経営状況	74	B	74	B	74	B

- A（90%～100%）：良好な事象や傾向がみられる
 B（60%～89%）：やや良好な事象や傾向がみられる
 C（30%～59%）：改善を要する
 D（0%～29%）：大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価					比率	90	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か				①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか				①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか				①
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	②	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか				①

2. 経営計画に対する評価					比率	90	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか				①
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	②	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか				①
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか				①
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか				②

3. 事業に対する評価					比率	91	評価	A
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	①	6	内部統制は十分に実施されているか			①	
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか			②	
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか			②	
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			①	
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			—	

4. 経営状況に対する評価					比率	74	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	④	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか			①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か			①	
3	財務基盤についての指標は適正か	②	8	借入金は返済可能か			①	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか			①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	②	10	必要な額の特定資産が設定されているか			③	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率=(合計点) / (総回答数×5点) ×100

●団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	次世代の三重県を担う児童・青少年の育成に関する諸事業を実施することにより、自主的で思いやりがあり、社会に貢献できる児童・青少年の育成に寄与することを目的として、企業や地域、大学等との連携事業、館外事業などの拡大、リピーターの確保や利用者のニーズにこたえる事業に取り組んだ結果、その役割を果たした。
経営計画	財団のあるべき姿を検討するため、外部有識者、理事などが参画した「財団のあり方検討委員会」の提言をふまえて「みえこどもの城」の運営で培ってきたノウハウを充実するとともに、青少年育成事業との連携を図るなど、多様な地域の方々との協働で子どもの心身の成長を支援するとともに家族の交流の場を提供した。
事業	1 児童健全育成事業 2 児童健全育成拠点事業 3 青少年育成事業 4 県民の利用に資するための物品及び飲食物等の販売に関する収益事業 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業を実施した。みえこどもの城の目標利用者数20万人を7年連続で達成した。児童健全育成事業としての館内各スペースの利用者は、一部目標に達しなかったが、大半の事業で成果目標を上回ることができた。児童健全育成拠点事業は目標を達成した。青少年育成事業の中学生のメッセージなども目標を達成した。県の施策に沿った、「家庭の日」「オレンジキャンペーン」「熊野古道世界遺産登録10周年記念」などの事業を実施した。
経営状況	当期の経常増減額は△7,662千円であり、これは平成25年度の△9,262千円に対し改善できた。青少年育成事業は、特定資産（運用財産）の取り崩しで事業を行っていることから「財団のあり方検討委員会」の提言に基づき、事業の見直しをすすめるとともに、効果的な事業の実施に努めた。

総括コメント	当財団は①県からの指定管理受託業務としてみえこどもの城の運営と②青少年健全育成にかかる事業を実施している。①の事業においては、「財団のあり方検討委員会」の提言をふまえて、事業の選択と集中や地域などとの連携の強化、経費の削減などにより、より効率的、効果的な事業の展開を図った。②の事業でも、運用財源の減少に対する方策を検討しながら、「財団のあり方検討委員会」の提言をふまえて、事業の選択と集中や地域などとの連携の強化、経費の削減などで、より効率的、効果的な展開を図った。みえこどもの城館内を中心とした従前からの基本的な運営の充実とともに、県の施策の方向性に沿った事業展開や、地域・企業・団体等との連携を密にした協働事業の拡充に傾注した。
--------	---

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	団体の目的は適切であり、子どもの育ちや子育て支援のための児童健全育成事業や青少年育成事業を着実に進めている。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	みえこどもの城の指定管理事業については、指定管理期間（5年間）の計画を策定している。青少年育成事業についても、平成25年の「財団のあり方検討委員会」による提言に基づき、計画的に事業を進めている。
	県の評価				
事業	団体自己評価	A	A	A	みえこどもの城の指定管理事業については、目標を達成できた。青少年育成事業について、中学生のメッセージでは応募者数が10,000人を上回るなど、着実に事業を進めているが、設定した目標には達しなかった項目があった。目標達成に向けた取組が必要である。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	B	B	青少年育成事業の原資となる運用財産が減少し続けているので、「財団のあり方検討委員会」の提言に基づく計画が終了した後、平成29年度以降の中長期経営計画策定に向けた検討を進められたい。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

本財団の主な事業は、①みえこどもの城の指定管理（平成23年度～27年度）、②青少年育成事業である。①については、利用者目標数20万人をはじめ、目標を達成できた。引き続き、利用者の視点に立った事業の実施に努められたい。②については、「家庭の日」絵画ポスター展、三重県青少年育成市町民会議連絡会など事業計画に沿って着実に事業を進めており、特に中学生のメッセージについては、応募者数が10,000人を上回った点などは評価できるが、一部は目標には達しなかった。また、事業実施の原資となる運用財産が減少し続けていることから、経費の削減や効果的な事業の実施に努められたい。

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 青少年育成事業の継続について（意見）

こどもわかもの育成財団では、公益事業の青少年育成事業を実施している。内容は下表のとおりである。当該事業の収益は、基本財産運用益、補助金（中学生のメッセージ事業に係る補助金）、寄付金であるが、主に金利低下により基本財産運用益が減少したことで、事業の収益は大きく減少している。こどもわかもの育成財団では、収益事業の収益も充当しているが、事業に係る経費、人件費をまかなうことができず、損益が継続してマイナスとなっている。

【青少年育成事業（平成 26 年度）】

地域活動支援の事業	こどもわかもの地域活動支援事業
	こどもわかもの育成支援のための地域研修会
	こどもわかもの育成支援のための全体研修会
	三重こどもわかもの育成財団表彰
「連携と協働」による人材育成・ネットワーク形成事業	三重県青少年育成市町民会議連絡会
	中学生のメッセージ 2014（第 36 回少年の主張三重県大会）
	「家庭の日」絵画・ポスター展
	みえこどもの城との連携事業
「情報収集と提供」を進める広報・発信事業	広報紙「わかすぎ」の発行
	ホームページの更新
	子ども若者育成支援のための都道府県地域連携推進事業への参加

【青少年育成事業に係る損益】

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	6,512	4,916	4,531	4,131
経常費用	23,661	18,459	13,891	12,979
当期経常増減額	△17,148	△13,542	△9,359	△8,847
特定資産取崩額	20,000	12,000	9,023	9,990
特定資産残高	55,411	43,411	34,387	24,397

この状況に、こどもわかもの育成財団では特定資産である青少年育成事業積立資産を取り崩すことで対応している。平成 26 年度の取崩額は 9,990 千円であり、青少年育成事業積立資産の期末残高は 24,397 千円となっている。

青少年育成事業には、指定正味財産 355,010 千円、一般正味財産 29,336 千円の合計 384,346 千円の正味財産があり、これに対応する金融資産を保有していることから、当面の資金繰りに問題が生ずることはない。しかしながら、損益が継続してマイナスとなる状況では、事業の継続性に問題がある。また、現状の損益のマイナスが継続した場合には、およそ 3 年間で一般正味財産がマイナスとなる。この場合には基本財産を取崩して填補すべきと考えられるが、本来基本財産は、財団法人が存続する限り維持すべきものであり、その取崩しには、理事会及び評議員会の事前承認を得る必要がある。取崩しの判断はこどもわかもの育成財団の基礎にかかわる重要なものであり、県等の利害関係者と十分な意見調整を経て、中長期的な視点で事業の基本的な方向性を定めることが前提となる。青少年育成事業の抜本的な再検討と基本財

産の取崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定して実施していくことが望ましい。

また、基本財産にも限りがあることから、長期的に事業を継続、展開していくためには、寄附金、補助金等の収入も確保していくことが望まれる。そのためには、こどもわかもの育成財団の青少年育成事業が広く公益に資することを示す方策が必要と思われる。

2. 記念グッズの評価について（意見）

こどもわかもの育成財団では、平成 20 年度に制作した財団設立 20 周年記念グッズを収益事業の会計において、販売用の棚卸資産として保有している。内訳は以下のとおりである。

（金額単位：円）

品名	数量				仕入単価 (税込)	販売単価 (税込)	期末帳簿価 額 (税込)
	期首	外部販売	内部利用等	期末			
ミニタオル	655	11	211	433	389	432	168,437
消しゴム付 鉛筆	1,545	31	1,514	-	63	76	-
ストラップ1	758	7	73	678	378	432	256,284
ストラップ2	741	8	30	703	378	432	265,734
ストラップ3	766	5	2	759	378	432	286,902
合計	4,465	62	1,830	2,573	-	-	977,357

しかしながら、これら記念グッズの外部販売の実績は著しく低下しており、記念品として無償配布する等の内部利用が主たる用途となっている。

現在、こどもわかもの育成財団では棚卸資産の評価減に関する方針を定めておらず、記念グッズの評価を検討していない。しかしながら、公益法人会計基準では、棚卸資産の強制評価減について以下のとおり規定されている。

公益法人会計基準 第2 貸借対照表 3 資産の貸借対照表価額

(3) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

記念グッズの多くは将来外部販売することが困難であると考えられることから、販売用の棚卸資産として計上されている以上、適正な評価基準により、

評価減について検討すべきである。記念品として配布することを目的として保有するのであれば、販売用の棚卸資産として評価減を検討する必要はないが、適切な会計上の振替を検討されたい。

3. ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について（意見）

こどもわかもの育成財団では、ミュージアムショップにおける物品の受託販売等について、業者との間で取引に係る基本事項を定めた覚書を締結している。この覚書では、解約や解約時商品が引き取られなかった場合の処分について明確な定めがないため、内容を再検討することが望ましい。なお、こどもわかもの育成財団が自動販売機の設置について締結している契約では、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けており、同様の条項を設けることが考えられる。

4. ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について（指摘）

こどもわかもの育成財団が業務委託しているドームシアターに係るプログラム装填業務については、プログラムの更新が2～3月に偏るため、プログラム装填に係る契約の多くがこの時期に行われている。

今回の監査において確認した業務委託の契約内容は、プログラムの装填作業費と翌年度の使用権利料が合算された契約であり、3月に契約を締結し、3月中にプログラムの装填作業が行われ、3月末までに支払いを完了していた。そのうえで、その全額を支払日の属する年度の経費として処理していた。

しかし、業務期間が翌年度の部分（使用権利料）については、支払を行った事業年度と業務が提供される事業年度が相違するため、支払を行った会計年度では、翌年度の業務に係る部分を前払金処理とし、翌年度に経費処理する必要がある。

5. 固定資産の管理について（指摘）

こどもわかもの育成財団の固定資産の管理状況について、平成25年度及び平成26年度の取得管理、除廃却管理、現物管理について確認した結果、以下の2点について不備が見受けられた。

(1) 固定資産の除廃却管理について

現状、固定資産の除却に係る申請資料等が作成されていない。こどもわかもの育成財団の「財務規程」の第41条2項において、固定資産の除却の際には、起案書の作成と常務理事の承認が必要である旨が記載されているが、実際は運用されていない状況となっている。

固定資産の除却申請資料は、資産の除却における正当な承認を受けたことを証明する重要な資料となる。

実際の固定資産の廃棄は、年1度、まとめて引取業者へ処理を依頼している状況であり、各固定資産に係る除却申請資料と、引取の際の引取証明書をまとめて資料管理することが必要と考えられる。

(2) 固定資産の実査結果について

上記(1)の除却処理に関連し、平成26年度末の財団の固定資産の実査調査(固定資産の管理台帳に記載されているものについて現物が存在するか、また、現物の存在する固定資産が網羅的に管理台帳に記載されているかの確認調査)結果を確認したところ、管理台帳には存在するが、現物資産が存在しないもの、主にパーソナルコンピューター(以下、「PC」という。)が複数存在していた。

実査時の担当者の記載内容を確認すると、過年度に除却処理されている固定資産がほとんどであるという事から、(1)に記載した固定資産の除却処理を徹底することで実査の際に台帳と現物の乖離をなくすことができると考えられる。

また、PCのような持ち運び可能な資産については、除却処理の漏れ以外にも、紛失や盗難で現物資産が存在しない可能性も考えられる。このような場合においては、固定資産自体の金額的な損失もあるが、一方で、記憶媒体であることから、情報の紛失・流出の可能性も否定できない。

そのため、今後は上記(1)、(2)のとおり、除却処理や実査での管理台帳と現物資産の突き合せを徹底し、情報管理を含めた資産管理を強化する必要がある

6. 大型修繕・改修工事の処理について(意見)

こどもわかもの育成財団は、平成27年3月20日に、みえこどもの城のトイレに係る大型修繕工事を実施しており、当該費用2,376千円を全額修繕費として計上している。みえこどもの城は県の指定管理施設に該当するため、

指定管理に係る協定書により、30万円以上の修繕に該当する場合には県が当該修繕費用を負担する。そのため、当該修繕工事については本来、県が負担するものと考えられる。

実際の処理においては、当該修繕費用については、指定管理料の枠内で、こどもわかもの育成財団が修繕費用負担を行っている。

この点、事業年度始めにこどもわかもの育成財団から県に提出される予算見積書においては、当該改修工事に係る修繕費も織り込まれており、県としても、当該見積書を基に、指定管理料の積算を行っている。

本来であれば、「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」別記4 リスク分担表に記載されているとおり、30万円以上の管理施設の修繕の負担者は県であることが明記されていることから、原則、当該予算見積書には、30万円以上の大型修繕費は織り込まれるべきではないが、例外的にこどもわかもの育成財団側で指定管理料の枠内で修繕費の負担をする場合には、その経緯や内容について文書化等を行い把握しておくことが望ましい。しかし、今回の修繕費については年次協定書及び予算見積書にて包括的に承認がなされているのみであった。

また、当該修繕工事の内容は、修繕（機能や性能の増加はなく原状回復のみにとどまる修復）ではなく、実質的には和式トイレから温水洗浄便座トイレへの改修工事であり、資本的支出として固定資産計上となる可能性が考えられたが、その検討過程が明確になっていなかった。また、指定管理施設に対しての当該修繕工事を資本的支出として取扱い、こどもわかもの育成財団が所有するものとして固定資産計上した場合、建物（指定管理施設）は県に帰属するのに対し、一部施設（トイレ）についてはこどもわかもの育成財団に帰属することとなり、指定管理施設で資産管理者が複数存在することになるため、慎重な検討が必要である。

今後このような大型の修繕工事が見込まれる場合においては、県の負担で修繕を行う、もしくは、指定管理料の枠内でこどもわかもの育成財団が修繕を行うかの判断に加え、固定資産計上の必要性や当該処理も見据えて県と協議して対応していくことが望ましい。

7. 旅費の承認について（指摘）

こどもわかもの育成財団では、出張に際して「私用車・公共交通機関による出張伺い・旅行命令簿」を作成し上席者が承認を行っている。

上記書類を閲覧したところ事務局長の申請について副館長の承認が行われていた。「処務規程」によれば上席者である常務理事の承認が必要であり、

規定を順守すべきである。

8. 金銭仮払い処理について（指摘）

金銭仮払いについてはこどもわかもの育成財団の「財務規程」第 18 条の「金銭の支払い」に該当する取引であり、受取者の署名・押印の記載された領収書を授受する必要がある旨記載されている。しかし、現状金銭仮払いの処理については金銭出納帳による出納管理のみとなっており、金銭授受に係る資料（領収書等）管理がされていない。実質的には、仮払いの当日もしくは翌日での精算が多い状況であるが、仮払い日から 10 日間程度、精算処理が離れるような場合もあり、仮払いにおける支払処理担当者と仮受者との間での責任所在が不明瞭となることは、法人での資金管理上、好ましくないと考えられる。

そのため、今後、金銭出納帳に記載されている項目（仮払い日、仮払い金額）に加え、仮受者、支払処理担当者、精算日の追加記載を行う、もしくは別途、金銭仮払い台帳を作成し管理する必要がある。

9. 書き損じ領収書の管理について（指摘）

使用済領収証の綴りを閲覧した結果、書き損じの領収書とその控を併せて保管すべきにも関わらず、控のみのものが複数存在した。

領収書は、こどもわかもの育成財団としては利用料金等の支払を受けた証明を利用者に対して行う証憑である。そのため、書き損じの際、領収書の原本を回収しない場合は、当該領収書が別途使用された場合のリスクをこどもわかもの育成財団が負う形となる。

そのため、今後、書き損じの場合は原本を回収し、控と併せて保管をする必要がある。

10. 理事会並びに評議員会の開催手続について（指摘）

平成 26 年度において、理事会並びに評議員会は以下のとおり開催されている。

(理事会)

4 月臨時	平成 26 年 4 月 14 日
第 1 回	平成 26 年 6 月 4 日

1月臨時 平成27年1月29日
第2回 平成27年3月12日

(評議員会)

第1回 平成26年6月24日
臨時 平成27年3月17日

「処務規程」によれば、理事会並びに評議員会の招集及び議案の提出は理事長の決裁事項であるが、開催についての起案書には理事長の承認が行われていなかった。議案には重要事項も含まれるため、「処務規程」どおり対応すべきである。

なお平成27年度開催分は改善されている。

11. 予算の流用について（指摘）

予算の流用については、こどもわかもの育成財団の「財務規程」第12条に以下のとおり規定されている。

第12条 支出予算の各科目の金額は、相互に流用してはならない。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、各項相互間において流用することができる。

平成26年度においては、予算額167,157千円に対して決算額は167,686千円であり、決算額が予算額を529千円上回っているが、少額の差異ということで補正予算は組まれていない。また、予算の流用手続も行われていない。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。

12. ホームページにおける情報の開示について（意見）

こどもわかもの育成財団では定款第10章第52条において、以下のとおり定めている。

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

ホームページでは、「財団概要」「理事・評議員」「事業報告」等4項目に分類されて情報が開示されているが、そのうち上記定款にある「財務資料」については「事業報告」において要約された貸借対照表と正味財産増減計算書が開示されているのみである。

財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されておらず、また、財務状況の判断に資する期間比較情報も開示されていないため、こどもわかもの育成財団の財務の概要を理解するために必要十分な情報が開示されているとはいえない。

情報開示の量が乏しいことから、積極的な情報開示に努めることが望まれる。

13. 財務規程等の規程の整合性について（意見）

こどもわかもの育成財団の「財務規程」において、固定資産の取得に係る決裁権限者が「処務規程」にしたがうものとして記載がされているが、「処務規程」においては、固定資産取得の決裁権限者の記載はなく、類似する項目として備品購入費の決裁権限者が定められているのみとなっている。

規程から他の規程に参照されている場合においては、規程間の整合性や明瞭性の観点から対象項目を明確に整合させることが望ましい。

14. 随意契約の締結について（指摘）

「財務規程」には随意契約による場合について以下の定めがある。

（随意契約）

第29条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合には随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - (3) 競争入札に付すことが不利と認められるとき
- （後略）

2 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、その価格が10万円以上の場合については原則として2人以上から見積りを徴さなければならない。

しかし、平成 26 年度に行った下記の随意契約については、いずれも随意契約とすべき理由が起案書等に明らかにされておらず、また業者選定の理由も明示されていなかった。

- i パソコン・ネットワークサポート保守契約書について
(起案日:平成 26 年 7 月 17 日)
- ii PC 廃棄処理について (起案日:平成 26 年 8 月 22 日)
- iii 事務手続き手数料一式 (ウィルス対策ソフト更新費用)
(起案日:平成 26 年 11 月 17 日)

上述のように業者選定の理由は起案書等では明示されていなかったが、従来から継続して業務提供を受けてきたという点が考慮されてきたことである。しかし、パソコン・ネットワークサポート保守業務は、比較的汎用度の高い業務知識に基づいて提供されるものであり、従来から継続的に業務提供を受けてきたという理由のみをもって業者選定を行うことは適切ではない。また、上記の調達についてはそれぞれ価格が 10 万円以上であるにも関わらず 2 人以上からの見積りを徴していない。

随意契約による場合、競争の原理が働かず、価格の妥当性が不透明となるおそれがあるため、随意契約締結の際には、随意契約によらなければならない理由を明らかにし、また業者選定の理由も明示したうえで決裁を受けなければならない。また、一定金額以上の調達等を行う場合は「財務規程」での定めにしたがい、2 人以上からの見積りを徴することで価格の妥当性を検証すべきである。

15. 業務システムに係るパスワード方針の整備について (指摘)

こどもわかもの育成財団では業務の実施に PC を用いており、基本的に 1 人 1 台割り当てがある。当該 PC 上で動作している Windows、及び業務アプリケーションである会計システム、給与システムは、使用するにあたってパスワードによる認証が必要となっている。

特に Windows パスワードを用いた認証については、個人情報を含む各種情報が保管された記憶装置 (以下、「NAS: Network Attached Storage」という。) へのアクセスの前提となり、重要性が高い。

しかし、現状これらに用いられているパスワードは、導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等の漏えい対策は特に講じられていない。

また、こどもわかもの育成財団にはパスワードポリシーは存在せず、Windows パスワードについても、類推の容易なパスワードが設定されている。

パスワードに関する方針が無い場合、容易に推測されるパスワードが設定される、またはパスワード管理が適切に行われなかったといった事態が生じ、不正アクセス及び情報漏えいにつながる可能性が高まる。

今後こどもわかもの育成財団として、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を策定し、遵守すべきである。

16. 保有個人情報の把握について（指摘）

「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」には個人情報管理について下記の定めがある。

別記3 個人情報の取扱いに関する特記事項

10 個人情報の適正管理

乙は、管理業務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

⑥ 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

しかし、こどもわかもの育成財団では、個人情報を管理するための台帳を整備していない。保持する個人情報の存在を把握することは個人情報管理の前提となるものである。個人情報の存在が適切に把握されていなければ、個人情報の漏えい、滅失またはき損その他の事故等に対し、安全管理上の必要な措置が適切に講じられないおそれがある。また、本人からの求めによる個人情報の開示、利用停止に適切に対応できないおそれがある。

今後、上記基本協定書の定めにしたがい、こどもわかもの育成財団は、保持する個人情報を管理台帳に記録し、個人情報の管理を適切に行う必要がある。

17. 情報機器等の廃棄について（指摘）

こどもわかもの育成財団では平成26年8月に従来使用していたPC41台、NAS等の廃棄を行っている。これらの情報機器類は、PC、ネットワークの調達、保守を委託している業者に対して、産業廃棄物処理が委託できるかどうか確認を行った上で廃棄処分の依頼を行っている。

しかし、当該業者は産業廃棄物処理の許可を受けていない業者であった。情報機器等の廃棄の委託は、委託先が許可を受けた業者であるかどうかについて、業者自身への確認にとどまらず、公開情報である産業廃棄物処理業者名簿を参照する等して確認を行ったうえで業者選定を行うべきである。

18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（指摘）

「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」には個人情報管理について下記の定めがある。

別記3 個人情報の取扱いに関する特記事項

11 個人情報の返還、廃棄又は消去

(4) 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

しかし、平成26年8月に行われた、個人情報を取扱っていたPC及びNASの廃棄について、こどもわかもの育成財団から県への報告は行われておらず、個人情報の消去の状況も記録として残されていない状況にあった。個人情報の消去、廃棄が適切に行われない場合、個人情報漏えいのリスクが高まる。

基本協定書での定めにしたがい、こどもわかもの育成財団は、保持する個人情報の消去、廃棄を行う際には書面による報告を徹底する必要がある。

また、個人情報が確実に消去、廃棄され、漏えいの危険がないことを確実にするための手当てを講じるべきである。

19. ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘）

こどもわかもの育成財団で使用しているPC33台のうち、5台についてウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。この5台のうち、2台についてはネットワークに接続していないことを理由としてウイルス対策ソフトが設定されておらず、3台についてはウイルス対策ソフトの年間更新費用を支払っているにも関わらず、実際にはウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。

このようにウイルス対策ソフトが設定されていない状況ではウイルス感染のリスクが高まり、もって個人情報漏えい等の可能性も高まることになる。

そのため、ネットワークに接続されていないPCについてはUSBメモリ

等を介したウイルス感染の可能性があるため適切な対策を講じるべきであり、また、年間更新費用を支払ってはいるが、ウイルス対策ソフトの設定がなされていない PC については、年間更新契約の履行確認を徹底し、設定漏れを防ぐべきである。

なお、「財務規程」には以下の定めがあり、適切な履行確認の実施が求められている。

(履行の確認)

第 32 条 契約の適正な履行を確保し、又は確認するため、契約担当者は職員に命じて必要な監督又は検査を行わせるものとする。

IV 公益財団法人三重県文化振興事業団について

第1. 公益財団法人三重県文化振興事業団の概要

1. 団体名

公益財団法人三重県文化振興事業団

2. 所管部

環境生活部

3. 設立年月日

平成4年3月25日

4. 沿革

平成4年3月25日 財団法人三重県文化振興事業団として設立
平成23年7月1日 公益財団法人三重県文化振興事業団に移行

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

文化芸術、生涯学習及び男女共同参画社会づくりに関する事業を行うことにより、県民の文化芸術の振興、生涯学習の推進及び男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 文化芸術に関する事業
- (2) 生涯学習に関する事業
- (3) 男女共同参画社会づくりに関する事業

(4) 文化施設の管理運営に関する事業

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 管理運営事業	942,261	907,475	964,585	
全事業合計に占める割合	79.2%	79.7%	74.4%	
(2) 文化会館事業	183,989	159,651	270,405	
全事業合計に占める割合	15.5%	14.0%	20.8%	
(3) 生涯学習センター事業	11,784	23,613	14,259	
全事業合計に占める割合	1.0%	2.1%	1.1%	
(4) (1)～(3)以外の事業	51,347	47,746	48,009	
全事業合計に占める割合	4.3%	4.2%	3.7%	
全事業合計	1,189,381	1,138,485	1,297,257	経常費用（事業費＋管理費）
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
正味財産増減計算書	経常収益 (a)	1,165,067	1,170,105	1,290,531
	経常費用 (b)	1,189,381	1,138,485	1,297,257
	当期経常増減額 (c) = (a) - (b)	△24,314	31,620	△6,726
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用) (d)	0	0	0
	当期一般正味財産増減額 (e) = (c) + (d)	△24,314	31,620	△6,726
	当期指定正味財産増減額 (f)	0	0	0
	当期正味財産増減額合計 (g) = (e) + (f)	△24,314	31,620	△6,726
貸借対照表	資産	2,399,518	2,435,261	2,446,782
	負債 (h)	195,197	199,320	217,567
	指定正味財産 (i)	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	一般正味財産 (j)	204,321	235,941	229,215
	正味財産 (k) = (i) + (j)	2,204,321	2,235,941	2,229,215
負債・正味財産合計 (l) = (h) + (k)	2,399,518	2,435,261	2,446,782	

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	1人	1人	1人	H26平均年齢: 一歳 : 常勤役員の給与等に関する規定により支給
	うち、県退職者	1人	1人	
	うち、県派遣	0人	0人	
常勤正規職員	12人	16人	15人	H26平均年齢: 8.5歳 H26平均年収: 8千円
	うち、県退職者	0人	0人	
	うち、県派遣	0人	0人	
その他職員	62人	57人	56人	年俸制管理職5名、専門員40名、嘱託員9名、人材派遣会社からの派遣職員2名
	うち、県退職者	4人	4人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		833,716	830,241	883,190
補助金・助成金		0	0	0
負担金		2,235	5,228	8,770
借入金（期中に借り入れた額の合計）		0	0	0
その他県支出金（追加出資額等）		0	0	0
計		835,951	835,469	891,960
借入金残高（期末残高）		0	0	0
債務保証額（期末残高）		0	0	0
損失補償限度額		0	0	0
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）		0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成22年度～平成26年度	無	策定予定時期

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	県立図書館を除く来館者数680,000人、来館者アンケート満足度86%、センターHPアクセス数200,000件、貸出施設利用率76%、貸出施設利用者満足度81%、文化会館事業参加者満足度94%、文化会館公演事業入場率85%、文化会館鑑賞型事業公演収支比率92%、生涯学習情報システムへのアクセス数194,000件、生涯学習センター主催事業参加者数9,700人、生涯学習センター事業参加者満足度76%、男女共同参画センター主催事業参加者数12,500人、男女共同参画フォーラム男性参加率40%、男女共同参画センター事業参加者満足度76%
実績	平成26年度実績として、県立図書館を除く来館者数739,568人、来館者アンケート満足度92.2%、センターHPアクセス数174,325件、貸出施設利用率79.1%、貸出施設利用者満足度81%、文化会館事業参加者満足度96.4%、文化会館公演事業入場率85%、文化会館鑑賞型事業公演収支比率92.5%、生涯学習情報システムへのアクセス数233,295件、生涯学習センター主催事業参加者数16,843人、生涯学習センター事業参加者満足度77%、男女共同参画センター主催事業参加者数24,788人、男女共同参画フォーラム男性参加率45.1%、男女共同参画センター事業参加者満足度79%

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	全職員が公益性と収益性のバランスを認識した事業展開を図る。利用者が安全・安心を実感でき、ワンランク上のサービスと感じられるよう全力を傾注する。さらに平成26年度は、20周年の節目と次期指定管理者が選定される年度であり、全職員が最大限に努力するとともに、職員自身のワークライフバランスを実現できる働きやすい職場づくりを推進する。
	平成26年度実績	目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化等に努めた。文化会館事業では、ホール公演入場率が85%を記録し、満足度も過去最高に並ぶ96.4%を記録した。また、平成27年度から平成31年度までの指定管理者として、指定を受けることができ、今後の5年間の枠組みが整った。加えて、平成26年度地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞することができ、全国レベルでの評価を得るとともに、職員の意識向上につながった。
	平成27年度目標	当事業団としては、第四期指定管理者を受託した初年度にあたり、全職員が公益性と収益性のバランスを認識した事業展開を図る。平成26年度には、地域創造大賞（総務大臣賞）を受賞し、全国的にも当事業団の取組が認められた。今後さらに、利用者が安全・安心を実感でき、ここにしかないサービスと感じられるよう全力を傾注するとともに、職員自身のワークライフバランスを実現できる働きやすい職場づくりを推進する。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	総合文化センター来館者数（県立図書館除く）	710,000	人	目標	675,000	680,000	710,000
公演事業入場率	82.0	%	目標	85.0	85.0	82.0	
			実績	85.8	85.0		
施設利用率	79.0	%	目標	75.5	76.0	79.0	
			実績	80.1	79.1		

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	95	A	95	A	95	A
経営計画	100	A	100	A	100	A
事業	100	A	100	A	100	A
経営状況	86	B	96	A	88	B

- A（90～100%）：良好な事象や傾向がみられる
 B（60～89%）：やや良好な事象や傾向がみられる
 C（30～59%）：改善を要する
 D（0～29%）：大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価					比率	95	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			①	①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			①	①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			①	①
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			①	①

2. 経営計画に対する評価					比率	100	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			①	①
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	①	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			①	①
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			①	①
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			①	①

3. 事業に対する評価					比率	100	評価	A
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	①	6	内部統制は十分に実施されているか			①	①
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか			①	①
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか			①	①
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			①	①
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			—	—

4. 経営状況に対する評価				比率	88	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	③	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか		①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か		②	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か		①	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか		①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定期間が設定されているか		③	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
比率 = (合計点) / (総回答数 × 5点) × 100

● 団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	文化芸術、生涯学習及び男女共同参画社会づくりに関する社会的要請に合致している。特に文化芸術の分野では、平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、音楽、演劇など実演芸術の必要性が高まってきており、社会的要請が増加している状況にある。
経営計画	三重県総合文化センター中期事業計画書は、みえ県民力ビジョンの施策の方向性を踏まえたものであり、さらに事業団独自事業により県の文化振興に寄与しているものとなっている。
事業	IS09001品質マネジメントシステムの効果的運用により、事業やサービスの目標管理、顧客ニーズの把握に努め、四半期に1回の経営者レビューや県への報告会議を通じて、適宜活動の修正、是正を行っている。
経営状況	事業部門については、三重県総合文化センター開館20周年事業を精力的に実施したため赤字決算となったが、事業計画どおりに推移した。文化会館事業では、好調なチケット収入に加えて、過去最高の公的助成金(56,616千円)を獲得することができ、収益に大きく寄与した。管理部門については、電気料金は依然として高水準であり、ガス料金は値上げがあったが、空調運転の工夫等により経費削減を実現した。また、修繕費については修繕項目の優先順位を付けて実施し、平成25年度対比で、6,521千円の削減を図った。外部への委託業務についても委託業務仕様書の見直し等により経費削減を実現した。

総括コメント	中長期経営計画に掲げた目標の14項目中13項目で目標を達成した。文化会館事業では事業参加者総数が開館以来最高の72,433人となった。生涯学習センター事業では、延べ197事業、16,843人の参加者となり、このうちアウトリーチが102事業と、全体の2分の1でセンター外に出かけ県の中核施設としての役割を果たした。男女共同参画センター事業では、新規顧客へのアプローチ強化により、事業参加者数は、開館以来最高の24,788人となった。貸館事業では、利用率、収入とも高水準を維持した。県民への還元の観点から20周年事業を精力的に行なったことから赤字決算となったが、公的助成金の獲得努力や管理費等の削減の結果、予算対比では、プラスの決算となった。今後も公益性と収益性のバランスを意識した事業展開を図っていく。
--------	--

● 知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	総合文化センターが担う文化芸術、生涯学習、男女共同参画に対する県民のニーズを的確に把握し、県内の文化振興複合拠点としての役割を果たしている。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	「みえ県民力ビジョン」の施策に基づき、指定管理期間である5カ年の事業計画書及び年度事業計画を策定し、IS09001の認証を受けるとともに、事業実績の分析を行い、改善や計画の見直しを定期的に行っていることが評価できる。
	県の評価				
事業	団体自己評価	A	A	A	顧客のニーズや満足度の把握に努め、各事業の目標はおおむね達成し、一部未達成のものも要因分析を行うなどして、適宜、事業活動の改善に努めている。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	A	B	「基本財産の運用方針」に基づく資産運用を適切に行うとともに、寄付金・助成金等自主財源の確保に努めている。20周年という特別な事情があり収支は赤字であったものの、予算対比ではプラス決算としており、着実な経営努力を続けている。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

経営の効率化、柔軟な事業展開を行うとともに、財団の機動性・弾力性を活かして各種サービスの改善に取り組んでおり、定量目標は全ての項目で達成している。中長期経営計画に掲げる目標についても、施設における利便性の向上、ニーズを反映した公演や講座の実施等、達成に向けて着実に努力しており、昨年度よりも目標達成項目を増やしている。以上のとおり、財団の目的と指定管理者の仕様に沿った事業展開で、総合文化センターの複合施設としてのメリットを活かし、県の文化芸術、生涯学習、男女共同参画の進展に大きく寄与している。

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について（指摘）

総合文化センターの貸館については、利用目的により料金に差を設けている。この措置は「三重県総合文化センター条例」（以下、「条例」という。）に基づくものである。営利宣伝目的である場合は、その他の場合のおよそ2倍の料金であり、両者には相当の差異がある。営利宣伝目的・その他の判断について、文化振興事業団では内規を設けており、公益法人が使用する場合には基本的に営利宣伝目的に該当しないものとしている。しかしながら、当該内規は平成16年に施行されたものであり、一般・公益の区別なく、財団法人・社団法人が公益法人に分類されている。この内規にしたがい、一般財団法人である業界団体の内部会議が、その他と分類されていた。内規を平成20年の公益法人制度改革を反映して改訂し、一般財団・社団法人については、利用目的を十分検討したうえで、営利宣伝目的・その他の判定を行う必要がある。

【施設利用料金（文化振興事業団ウェブサイトより引用）】

施設及び利用区分				9時から12時	13時から17時	18時から21時	
ホール	大ホール 全部利用	入場料の 額が 1,000円 以下	営利・宣伝 目的	平日	62,900円	94,360円	125,820円
				土・日曜・祝日	78,630円	117,950円	157,270円
		その他	平日	41,930円	62,900円	83,880円	
			土・日曜・祝日	52,420円	78,630円	104,850円	

文化会館棟	第1ギャラリー 全部使用	営利・宣伝	平日	44,030円	56,610円	56,610円
		目的	土・日曜・祝日	53,470円	67,620円	67,620円
		その他	平日	14,670円	18,860円	18,860円
			土・日曜・祝日	17,820円	22,530円	22,530円
生涯学習棟	大研修室	営利・宣伝目的		11,880円	13,860円	13,860円
		その他		5,930円	6,930円	6,930円
男女共同 参画棟	セミナー室A	営利・宣伝目的		9,010円	10,680円	10,680円
		その他		4,500円	5,330円	5,330円

(注) ホールは22時まで利用可能である。

2. 飲食施設の客席部分に係る利用について（指摘）

総合文化センターでは、来館者へのサービス向上を目的として飲食施設を設け、外部業者に運營業務を委託している。運営委託の内容は、①厨房等設備は県が保有し、②委託業者が売上を直接得るとともに材料費、人件費その他の経費を負担し、③文化振興事業団は、「飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所」として、使用面積1㎡当たり一年間につき39,600円の使用料を得ている。

この使用料は、条例に基づき定められている。使用料算定の基礎となる使用面積の算定に当たり、現状では、厨房、事務スペースの面積のみを含めており、客席部分の面積は含めていない。

しかしながら、現状では客席部分を当該飲食施設の利用客以外が利用できることが明示されていない。客席部分を使用料算定の基礎となる使用面積に含めない場合には、当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示する必要がある。

3. 委託業務における随意契約理由について（意見）

平成26年度において以下の委託契約が随意契約となっている。

- (1) 三重県総合文化センター舞台吊物機構保守管理業務委託
- (2) 三重県総合文化センター舞台操作委託
- (3) 三重県総合文化センター警備業務委託
- (4) 三重県総合文化センター臨時警備業務委託
- (5) 三重県総合文化センター受付案内等業務委託

随意契約は事務手続が簡易であり、資産、信用、経験等の確かな相手を選定でき、一定水準以上の品質・サービスを担保できるという長所のある反面、競争原理が働きにくいいため、不利な契約を締結するおそれがある他、供給者が固定され、不正のおそれが高まる短所も存在する。

随意契約理由について検討したところ、上記委託契約のうち (2)、(3)、(5) については以下のとおり改善を検討されたい。

・三重県総合文化センター舞台操作委託 (2)

A 協同組合を選定業者として随意契約を締結している。この随意契約理由として以下の2点が挙げられている。

- ①総合文化センターのホール等の照明・舞台・音響機構は大規模であり、これらの操作について県内業者では職員数も少なく小規模であることから単独業者に委託することは困難である。
- ②上記組合は県内舞台業者が組織する事業協同組合であり、高い技術力と豊富な経験を有する人材が在籍するため総合文化センターの舞台操作にも十分対応ができること。

上記の理由があるため、随意契約から競争入札への切り替えは困難と考えられるが、今後、中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を踏まえ、競争入札の方法によることも検討されたい。

・三重県総合文化センター警備業務委託 (3)

B 株式会社を選定業者として随意契約を締結している。

この随意契約理由として、総合文化センターは機械警備を取り入れており、その警備システムは選定業者独自のシステムであり、文化振興事業団がこのシステムをリースしており、もし業者を変更するのであれば責任区分の明確化から機械警備も一式変更することが通例で巨額の初期投資が必要となることが挙げられている。

当該随意契約理由は正当なものと判断されるが、現行契約は①建物施設常駐警備費35百万円と②機械警備保守点検費1百万円に必要な管理費を含めた1年契約である。長期継続契約とすれば、業者にとっては複数年継続して収入を確保できるメリットがあり、文化振興事業団にとってもより経済的な契約を締結できる可能性がある。文化振興事業団の財政的なメリットも勘案し、可能な限り効率性を追求するのが望ましい。

・三重県総合文化センター受付案内等業務委託（5）

C 株式会社を選定業者として随意契約を締結している。この随意契約理由として、以下の4点が挙げられている。

- ①受付案内等業務は来館者に応接する業務であり、総合文化センターの各事業に密接に関係し専門的な知識が必要である。
- ②委託業者を変更すると、委託職員が一定水準になるまで総合文化センター側の指導訓練業務が必要となる。
- ③平成12年度の入札において他社と比べて大幅に安価な入札結果であり、職員のレベルも一定水準に達しており、その業務履行実績は良好である。
- ④入札を行った時期から相当年数が経過しているため、業界実勢価格と平成25年度契約金額の検証を行うため、同様の業務を扱う業者から見積書を徴収した結果、他社に比べて現在の委託業者の委託金額は安価であった。

上記の理由だけでは競争入札でなく随意契約による正当な理由とはいえないが、この他の理由として、複合施設として、来館者の複雑な要望に対応する応接態度や、チケットカウンターにおけるチケット手配に関する複数のシステムへの習熟が必要とされることから、委託業者の交替により、サービス提供レベルの低下が懸念されることのであった。

以上の理由があるため、随意契約によることも一定の合理性があると認められるが、今後、中長期的な課題として、競争入札等、文化振興事業団として最善の方法について検討されたい。

4. ライフサイクルコストを考慮した業者選定について（意見）

3. において記載した三重県総合文化センター警備業務委託における機械警備システムであるが、導入後長期間経過しており、将来的に更新について検討する時期が迫っている。

当該委託業務における業者選定に際しては、先にシステム構築業者を選定し、後に保守・運用の業者を選定した場合、保守・運用の業者の選定に際し、システム構築業者が有利な立場となり、そのまま保守・運用業務においても選定され続ける可能性が高くなる。その場合、構築と運用の合計額が最も経済的になるとは限らない。

このため、将来的なシステムの更新の際には、ライフサイクルコストを考

慮して、構築・運用を一体として業者選定を行うことで、より経済的な選定に留意することが望ましい。

5. 領収書の管理について（意見）

現在、文化振興事業団では、①総務部②サービスセンター③文化会館事務所④チケットカウンター⑤生涯学習センター⑥男女共同参画センターの6か所で指定の領収書を使用している。未使用の領収書綴りは総務部で一括保管されており、払出及び使用済綴りの回収状況は総務部で作成されている領収書の管理一覧表に記録されている。

平成27年8月6日往査時点での管理一覧表を閲覧したところ、返却欄が空欄のままになっているものが多数認められた。その大半が使用頻度の多いサービスセンターで使用されているものであり、現場で確認したところ、不明な綴りは認められなかったものの、大半が使用済の状態では保管されており、総務部は使用済の綴りを回収しないまま、新しい綴りを払い出していた。領収書の使用にあたっては、厳重な管理を行うべきである。今後は新しい綴りは使用済の綴りと引換えに払い出すようにし、長期間使用中のものは使用している部署に問い合わせる等の対応が望ましい。

6. 災害対策用の備蓄品の管理について（意見）

総合文化センターは津市によって災害時の避難場所に指定されていることから、津市の災害用備蓄品に加えて、文化振興事業団独自で災害時に利用可能な備蓄品（飲料水、食糧）を保有している。

しかし、文化振興事業団独自の備蓄品のリストが整備されていないため、備蓄品の残高が明確ではない。保管場所を一見すると概ねの残高は把握できるが、必要な量が確実に保管されていることを確認するため、備蓄品のリストを作成し、定期的に棚卸しを行うことが望ましい。

7. 備品の管理について（指摘）

総合文化センターの全ての設備、備品は県が所有し、文化振興事業団はその管理を実施している。文化振興事業団は、平成23年度に備品全数の棚卸しを実施し、その結果に基づいて備品管理台帳補助簿を整備した。現在当該補助簿と手順書に基づいて備品管理を実施しているが、備品の管理全般に関する明確な内規を有していない。文化振興事業団は多数の備品を管理してお

り、備品の購入、処分も実施しているため、管理責任を明確化し、管理事務手続を確立するため、適切な内規を整備する必要がある。

また、備品管理上重要である棚卸しについては、①取得価額が 100 万円以上のものは毎年棚卸しを実施する②指定管理期間 5 年のうちで全数を棚卸しするという方針を有しているということであるが、内規を整備し、時期・手順等を明確に定める必要がある。なお、棚卸しの頻度については、全備品を対象として毎年実施することが望ましいが、取得価額、性質（移動が容易なもの等）を考慮し可能な限り広い範囲で実施することが必要である。

8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について（指摘）

文化振興事業団は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。

日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」[平成 20 年 10 月 7 日改正] Q&A15 によると、従前、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができたが、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。なお、同 Q&A によると、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引等少額なリース資産や、リース期間が 1 年以内のリース取引については、オペレーティング・リース取引の会計基準に準じて資産計上または注記を省略することができる等の簡便的な取扱いが認められている。

文化振興事業団においては、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が 2 件ある。

この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要があるが、当該会計処理がなされていない。

財務諸表利用者の経済的意思決定に資する有用な情報を開示する観点から、上述した会計処理を行うことにより当該リース取引に係る経済的実態を適切に開示すべきである。

9. 光熱水費の削減について（意見）

平成 22～26 年度における文化振興事業団の光熱水費は以下のとおりである。

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
光熱水費	109,580	121,139	128,451	131,972	130,712

文化振興事業団においては、電力使用量を日次で把握し、光熱水費の削減に努めているとのことである。文化振興事業団のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。

しかしながら、電力の調達単価が上昇したことにより、光熱水費は増加傾向にあるため、より一層のコスト削減が望まれるところである。県と文化振興事業団は、他自治体の文化施設等の事例を調査し、電力費のより一層の削減について検討することが望ましい。

10. ホームページにおける情報の開示について（意見）

文化振興事業団のホームページでは、「総合基本方針」「事業団の現状と基本的な考え方」「施設の利用状況」等12項目に分類されて情報が開示されているが、そのうち「財務関連」については5年分の収益と費用が以下のように開示されているのみである。

収益 (単位：千円)

科目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基本財産利息	20,616	19,512	18,643	15,295	17,372
受託事業収入	822,560	828,815	833,716	830,241	883,190
会費収入	9,808	9,764	9,077	8,744	8,812
事業収入	110,440	133,661	98,115	98,746	139,018
助成金・協賛金等収入	45,266	50,316	37,725	46,359	74,016
貸館等収入	152,472	153,523	147,927	151,125	143,671
建物使用料等収入	15,118	15,175	14,801	16,261	18,015
グッズ販売収入	3,771	3,691	3,586	2,950	2,924
雑収入	5,772	3,261	1,477	385	3,514
合計	1,185,823	1,217,718	1,165,067	1,170,106	1,290,532

費用 (単位：千円)

科目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
管理費合計	899,800	933,571	942,261	907,475	964,585
事業費合計	248,774	297,997	247,120	231,010	332,673
合計	1,148,574	1,231,568	1,189,381	1,138,485	1,297,258

貸借対照表、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されておらず、また、上記のとおり費用については管理費と事業費の合計額が記載されているのみである。よって、文化振興事業団の財務の概要を理解するために

必要十分な情報が開示されているとはいえない。

県の他の外郭団体に比較しても情報開示の量が乏しいことから、積極的な情報開示に努めることが望まれる。

11. 理事会における理事の出席状況について（意見）

理事会は理事 10 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、以下のとおりである。

第 1 回	平成 26 年 6 月 3 日	7 名
第 2 回	平成 26 年 12 月 3 日	7 名
第 3 回	平成 27 年 3 月 4 日	7 名

各回とも定足数は充足しているが、理事会は、公益財団法人である文化振興事業団の業務執行の決定を行い、理事の職務の執行を監督し、理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職を行う重要な機関であり、理事にとって理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、可能な限り全理事の出席のもと開催されるのが望ましい。

にも関わらず、現状の出席状況では複数の理事が 3 回開催された理事会を数回欠席している。理事会の議事録を閲覧したところ、活発な議論が行われており、各理事は教育界のみならず企業経営者も含まれ、その知見は、文化振興事業団にとって運営に反映すべき貴重な財産である。定足数を満たすだけでなくできるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。

12. 予算の流用について（指摘）

「公益財団法人三重県文化振興事業団会計規則（以下、「会計規則」という。）」第 41 条第 3 項によれば、「予算を流用しようとするときは、流用計算書に基づき理事長の承認を得なければならない。」とされている。補正予算と決算を比較すると、決算額が補正予算額を上回っている項目が散見されるため、予算の流用が実務上行われていることになるが、その承認過程が決裁文書として残されていないとのことであった。会計規則にしたがって予算の流用を適時に行い、その承認過程を決裁文書で残しておくことが必要である。

なお、予算の流用については副理事長が専決権限を有しているが、軽微の流用についてまで理事長（あるいは副理事長）の決裁を求めることは実務的

に煩雑であり、結果的に承認を遅延させる可能性もある。よって、金額に応じて決裁権限を適切に委譲し、適時に承認を行うことができる体制を構築することが望ましい。

13. 特定資産に係る要領の整備について（意見）

平成26年度決算において特定資産として退職給付引当資産56,366千円が貸借対照表に計上されている。

特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人 会計基準に関する実務指針（その2）」（非営利法人委員会報告第29号）のQ10に以下の記述がある。

Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A： 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

上記のとおり、特定資産について取扱要領を定めることが望ましいとされているが、文化振興事業団においては取扱要領が定められていない。

特定資産は金額的に重要となる場合が多いため、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を定め、特定資産の取扱いを明確にしておくことが望ましい。

14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）

文化振興事業団で利用されている業務システムには、チケット管理システム、貸館システム、会計システム、給与管理システムがある。これら業務システム利用時にはいずれもユーザーID及びパスワードによるアクセス認証が行われており、システム利用者の異動・離職等の際には、システム利用者内で共有されているパスワードについてはパスワードを変更する、各個人でユーザーID及びパスワードを所持しているシステムについては異動者・離職者のユーザーIDを削除し使用できない状態にする等対策が行われている。ただし、パスワードの定期的な変更や、パスワードの複雑性を高める等によるパスワード漏えい防止対策は実施されておらず、またパスワード漏えい防止に対する文化振興事業団としての対策がルール化されていないため、パスワード管理への対応は各職員の意識に依存している状態である。

パスワード漏えい防止に対する方針がルール化されていない場合、パスワードの設定が個人の意思によるものとなり、パスワード設定自体が行われず、あるいは容易に推測されるパスワードが設定され、不正アクセス及びアカウント漏えいにつながる可能性がある。またパスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウントが漏えいしてしまった際に対策が取れない期間が長期に及び、不正アクセスのリスクが高まる。

したがって、システムに係るパスワードについて、パスワード漏えい防止に関する方針を策定し、パスワードの定期的な変更やパスワードの複雑性を高める等、パスワード保護の対策をとる必要がある。

15. 業務システムユーザーIDの共有について（指摘）

会計システム・給与システムは業務室内の一区画に専用の業務用端末が準備されそれぞれの端末にインストールされており、業務担当者の4名のみが利用できる環境にある。ただし、業務用端末利用時及びシステム利用時のユーザーIDは、業務担当者4名で同一のものが共有されている状態であった。

共有IDを利用することにより、ID及びパスワードが流出するおそれが高まり、情報漏えいや権限外の職員が機密事項を参照する等ができてしまう可能性が高まる。また取得しているログに対するトレーサビリティが保障さ

れず、セキュリティ事故の発覚の遅延、原因追及ができなくなる等の可能性がある。

したがって、ユーザーIDを個人別にし、各担当者にて管理する必要がある。

16. ソフトウェアのインストール権限について（意見）

標準外のソフトウェア（業務用端末に最初からインストールされていたものではなく、インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）については、文化振興事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより基本的に使用は控えるようにと指導されているが、現状として利用できる環境にあり、利用状態の把握も行われていない。

ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）はウイルス対策ソフトでは発見、対応できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。

また、各端末にて利用されているソフトウェアの管理が行われないことにより、業務上不必要なソフトウェアがインストールされてしまうことや、セキュリティホールやコンピューターウイルス感染への対応が遅れ、情報セキュリティ問題が深刻化する可能性がある。

したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の手続を策定し、未承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。

17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

文化振興事業団では、外部業者とのやり取りや各職員のデータ管理用に外部記録媒体（USBメモリ）が利用されている。これら外部記録媒体は文化振興事業団にて購入した物の他、個人所有の物の利用も認められ、使用状況が管理されていなかった。また、外部持出しを行う際、管理簿等による持出し管理がされていなかった。さらに、個人所有の外部記録媒体を利用していることから、業務で利用した外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）

文化振興事業団で利用している業務用端末等の情報資産はリース契約によるものが主である。リース満了時等のリース会社への返却時には情報資産内に保存されているデータの消去が行われているが、これはリース契約書にデータ消去が明記されている場合等運用上の必要がある際に文化振興事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより実施されている作業であり、ルール化されているものではない。

情報資産廃棄・返却時の手続が定められていない場合、情報資産内に保存されている消去すべきデータが消去されず、データ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。

したがって、情報資産廃棄・返却時の手続を定め、廃棄・返却すべき情報資産内部にデータが残存しないようにすることが望ましい。

V 公益財団法人三重県農林水産支援センターについて

第1. 公益財団法人三重県農林水産支援センターの概要

1. 団体名

公益財団法人三重県農林水産支援センター

2. 所管部

農林水産部

3. 設立年月日

昭和36年5月18日 財団法人三重県農林水産開発機械公社として設立

4. 沿革

昭和36年5月 財団法人三重県農林水産開発機械公社として設立
昭和46年4月 財団法人三重県農業開発公社へ改組
平成13年4月 財団法人三重県農林漁業後継者育成基金及び財団法人三重県林業従事者対策基金と統合し、財団法人三重県農林水産支援センターとなる
平成24年4月 公益財団法人三重県農林水産支援センターに移行

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

三重県内における農林水産業の担い手の確保及び育成を図るとともに、農家、林家及び漁家の経営の合理化、就業環境の改善及びその社会的経済的地位の向上並びに農林水産業の経営基盤の強化と、併せて農林水産品の流通、加工及び利用の増進及び改善を図り、本県農林水産業及び農山漁村の安定的かつ健全な発展により、県民生活の向上に資することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 農林水産業への新規参入者の支援を行うとともに、現在就業及び参入している者の育成、資質向上等の支援を行う事業
- (2) 県産農林水産物の需要拡大、新商品の開発等新たな需要の創造に関する事業
- (3) 農林水産業者と消費者の交流及び農林水産業と他産業との連携促進に関する事業
- (4) 農地保有の合理化、農業経営基盤の強化及び農業構造の改善に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 経営支援事業	269,729	112,258	131,812	
全事業合計に占める割合	52.9%	35.4%	46.8%	
(2) 担い手支援事業	153,998	123,978	123,808	
全事業合計に占める割合	30.2%	39.1%	44.0%	
(3) 需要創造事業	62,937	80,575	25,979	
全事業合計に占める割合	12.3%	25.4%	9.2%	
(4) (1)～(3)以外の事業	23,555	0	0	
全事業合計に占める割合	4.6%	0.0%	0.0%	
全事業合計	510,219	316,811	281,599	事業費
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	488,584	344,670	335,094	
	経常費用	(b)	539,527	338,805	297,805	
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	△ 50,943	5,865	37,289	
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	△ 63	148,005	2,439	
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	△ 51,006	153,870	39,728	
	当期指定正味財産増減額	(f)	△ 339,877	△ 325,632	△ 22,776	
当期正味財産増減額合計		(g) = (e) + (f)	△ 390,883	△ 171,762	16,952	
貸借対照表	資産		3,162,676	2,744,614	2,752,089	
	負債	負債	(h)	911,892	665,592	656,115
		指定正味財産	(i)	2,341,588	2,015,956	1,993,180
		一般正味財産	(j)	△ 90,804	63,066	102,794
		正味財産	(k) = (i) + (j)	2,250,784	2,079,022	2,095,974
	負債・正味財産合計		(l) = (h) + (k)	3,162,676	2,744,614	2,752,089

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	2人	2人	2人	H26平均年齢※ : — 歳 : 法人の役員の勤務及び給与等に関する規程による
うち、県退職者	1人	1人	1人	
うち、県派遣	1人	1人	1人	
常勤正規職員	14人	10人	9人	H26平均年齢※ : 50.2歳 H26平均年収※ : 6,893千円
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	4人	4人	4人	
その他職員	19人	17人	18人	H26 嘱託：16人 業務補助：2人
うち、県退職者	6人	4人	2人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		138,851	123,461	77,819
補助金・助成金		39,804	34,182	91,602
負担金				
借入金（期中に借り入れた額の合計）				
その他県支出金（追加出資額等）				
計		178,655	157,643	169,421
借入金残高（期末残高）		55,729	55,729	55,729
債務保証額（期末残高）				
損失補償限度額		73,304	83,304	72,556
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）		16,667	28,084	28,843

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成22年度～平成26年度	無	策定予定時期	
---	------	---------------	---	--------	--

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	農林水産業の担い手確保・育成、事業体や経営体の経営安定、安全で安心な生産物の安定的供給を図るため、担い手確保・育成支援や経営発展支援に取り組む。また、経営収支の改善に向けた取組を行う。
実績	担い手確保・育成支援で研修や定着に向けた事業を実施したが、経済状況の変化もあり目標に達しなかった。経営改善については、組織体制の見直しによる人件費の削減や管理経費の縮減を行った。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	第2期中期計画の最終年であり、経営の安定も含め目標に向けた取組を行う。また、平成27年度以降の中期経営計画を策定する。
	平成26年度実績	担い手確保・育成支援による就業人数は、研修の参加があまり就業に繋がらず目標を達成できなかった。集落営農組織への支援は、計画どおりであったが、安心食材の認定件数も目標に達しなかった。また、経営改善については、経費の縮減等により改善することができた。
	平成27年度目標	新たに策定した第3期中期計画に基づき、引き続き農林水産業の担い手確保・育成、農地中間管理事業等を推進するとともに、経営の安定も含め目標に向けた取組を行う。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	支援センターが農林水産業への就業・就職をサポートした者の数		1150	人	目標	—	—
		実績			—	—	
農地中間管理事業による農地の担い手集積面積		780	ha	目標	—	—	780
				実績	—	—	
みえの安心食材表示制度認定件数		650	件	目標	630	670	650
				実績	614	616	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	90	A	90	A	90	A
経営計画	95	A	95	A	90	A
事業	82	B	78	B	82	B
経営状況	50	C	64	B	76	B

- A（90%～100%）：良好な事象や傾向がみられる
 B（60%～89%）：やや良好な事象や傾向がみられる
 C（30%～59%）：改善を要する
 D（0%～29%）：大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価					比率	90	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か				①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか				①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか				②
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか				①

2. 経営計画に対する評価					比率	90	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか				①
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	②	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか				①
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか				②
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか				①

3. 事業に対する評価				比率	82	評価	B
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	②	6	内部統制は十分に実施されているか	①		
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか	②		
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	②	8	組織体制は十分に整備されているか	①		
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か	②		
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか	—		

4. 経営状況に対する評価				比率	76	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	①	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか	①		
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か	②		
3	財務基盤についての指標は適正か	②	8	借入金は返済可能か	②		
4	収益における県への依存度は適正か	③	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか	①		
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定期間が設定されているか	②		

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率=(合計点) / (総回答数×5点) ×100

●団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	食の安全・安心の確保、農地・森林等の国土環境・公益機能の維持保全、雇用の場の確保など、第一次産業に求められる課題が重要性を増す中、農林水産業の担い手の確保・育成、経営の安定化、農林水産物の価値創造などへの支援を行う当センターの役割は大きく、社会的要請に合致している。
経営計画	平成22年度から平成26年度までの第2期中期計画の最終年として、農林水産業の安定かつ健全な発展に寄与することを目的に担い手確保事業等を実施するとともに、経営基盤の安定に努めた。また、平成27年度からの新たな当センターの目標となる第3期中期計画を策定した。
事業	農林水産業の担い手の確保・育成のための研修や就業相談、就職フェア等により担い手の確保を図ったが、就職状況の変化もあり目標の65%にとどまった。集落営農組織への支援については、計画どおりであったが、新規事業の農地中間管理事業では、制度への理解を得るための時間を要したことなどにより、農地の貸付け実績は目標の2割程度となった。また、安心食材表示制度の認定件数について、新規認定件数は計画どおりであったが、既認定者の集団転作による作付面積の減少に伴う休止等の理由から件数が減少し目標の92%となった。
経営状況	経費の縮減や人件費の削減により当期経常増減額がプラスとなり、昨年に引き続き安定した経営が図られた。また、有価証券の売却による利益の確保にも努めた。次年度以降も経費の縮減に努める。
総括コメント	平成26年度が最終年の第2期中期計画に基づき、農林水産業の担い手の確保・育成、経営安定、安全・安心な食材供給などの課題に対して積極的に取り組んだ結果、一定の成果は得られたが、安心食材表示制度の認定件数では、新規認定件数は計画どおり増えたものの既認定者の集団転作による休止等により、平成25年度実績と比較して微増にとどまった。また、農林水産業への就業・就職については、就職状況の変化もあり目標に達しなかった。一方、当センターの経営改善については、組織体制の見直しや経費の縮減等により改善が図られた。平成26年度に策定した平成27年度からの第3期中期計画に基づき、引き続き安定的な経営を確立し、農林水産業を支援する法人として業務を推進していく。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	担い手の確保・育成、経営の合理化、農林水産物の高付加価値化等を図ることにより、農林水産業及び農山漁村の安定的かつ健全な発展に資することを目的としており、食料自給率の向上、食の安全・安心の確保、公益的機能の維持・向上などへの期待から、その役割は重要である。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	平成22年3月に策定した「第2期中期計画」(H22～H26)の5年目であり、経営戦略計画に基づく各種事業の実施、組織計画に基づく人件費をはじめとする経費の削減、事業水準確保のため基金の一部取崩、支援センターの専門性を活かした受託事業の実施による収入確保等が図られた。
	県の評価				
事業	団体自己評価	B	B	B	担い手の確保・育成、経営規模拡大や集落営農組織の法人化・経営の多角化、6次産業化等の事業に取り組み、一定の成果をあげているが、支援センターが実施する就業促進研修参加者のうち農林水産業に就業・就職した人数について、目標を達成することができなかった。また、平成26年度から始まった農地中間管理事業では、農業者等への理解を得ることに時間がかかり、当初計画の2割にとどまった。今後、事業の実施体制の見直しや効果的な事業推進を進めることが必要である。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	C	B	B	第2期中期計画に定める経営収支計画の取組を実施したところであり、育成基金・林業基金益金事業等における予算の範囲内執行や債権の売買を行ったこと等により、経常増減の部において、黒字となった。今後は第3期中期計画(H27～H30)に基づき経営の健全化を図りたい。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

年次事業計画による達成目標については、達成できなかった項目があったことから、的確な業務体制の見直し、効果的な推進を図る必要がある。平成26年度から実施した農地中間管理事業については、その業務について専門性が必要であり、今後とも適切な人材の確保をする必要がある。また、第2期中期計画に基づき、経営改善を実施し、育成基金・林業基金益金事業等において、予算の範囲内執行や債権の売買を行ったこと等により、経常増減の部において黒字となった。こうした状況であるが、平成27年度からの第3期中期計画に基づき、引き続き事務費等の縮減、基金の一部取崩、支援センターの専門性を活かした受託事業の実施により、経営改善を実施する必要がある。

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 危機管理マニュアルの遵守について（意見）

農林水産支援センターでは「公益財団法人三重県農林水産支援センター業務にかかる危機管理マニュアル」を制定し、実施する各事業の運営に当たって将来、経済的損失等の被害を蒙らないため、顕在化するおそれのあるリスクについて把握するとともに、リスクが顕在化した場合の対応等について定

めており、平成 24 年 4 月 1 日より施行している。

当該マニュアルによれば 1. リスクの定義、2. リスクの洗い出し、3. リスク管理の定期的点検の実施、4. リスク管理事務の窓口についてそれぞれ以下のとおり定められている。

1. リスクの定義

支援センターが実施する各種事務事業に潜在していると考えられる様々なリスク（危険要因）を言い、将来、支援センターに経済的な損害を与えたり信用を失墜させる可能性のあるもの

（例示）

- ・資金貸付事業における貸し倒れリスク
- ・安心食材表示制度における消費者等からのクレーム 等

2. リスクの洗い出し

- (1) 各課が所管する事業について、事業ごとにリスクの有無の検証を行い、想定されるリスクを洗い出し、その内容を可能な限り明確にする。
- (2) 洗い出したリスクについて、リスクを未然に防止するための方策を記載する。
- (3) 未然防止できずにリスクが顕在化した場合の対応策について記載する。

3. リスク管理の定期的点検の実施

- (1) 2でまとめたリスク一覧表について、各所管課は、定期的（年2～3回）にリスク管理状況について点検し、リスクの状況把握を見直す。
- (2) 各課はリスク点検結果内容について総務課長に報告する。
- (3) 総務課長及び事務局長は、各課のリスク管理状況についてとりまとめて役員に報告し、リスク管理・対応等について役員から指示を受け、関係課長に指示内容を伝える。

4. リスク管理事務の窓口

総務課長は、事務局長と協議してリスク管理に関する事務処理を行う。

以上のとおりマニュアルを制定していることは評価されるものの、実際の運用面において、施行時の平成 24 年 4 月 1 日にリスクの洗い出し一覧表が作成されているが、それ以降は更新されておらず、リスク管理の定期的点検は制定後行われていない。当該マニュアルの趣旨に鑑み定期点検を実施する

ことが望ましい。

2. 土地改良区等からの預かり資産について（指摘）

農林水産支援センターは、土地改良区等から創設換地の取得依頼を受けた農用地等 4 件合計 98,409 千円の預かり資産を有している。これらの預かり資産については当初の受入時から 10 年以上経過しているが、売り渡されていない。土地改良区等との覚書によれば、売り渡しの交渉自体は土地改良区等が実施し、農林水産支援センターは事務手続を行い対価として手数料を受け取るようになっており、将来売り渡しが行われる限り農林水産支援センターが損害を被ることはない。しかしながら、土地改良区等との覚書の更新等、関連する事務手続が発生しており、その分の人件費等は農林水産支援センターの負担となる。したがって、早急な売り渡しを行うよう土地改良区等に求める必要がある。

なお、今後覚書を更新する際には、土地改良区が解散した場合に備えての所有権の帰属、管理の方法等について取り決めを行うよう土地改良区と協議することが望ましい。

3. 土地売渡に係る未収金について（指摘）

農林水産支援センターは、平成 22 年 2 月に田 3 筆計 9,020 m²を 17,165 千円で個人農家に売却した。この売却額は、平成 13 年に農林水産支援センターが当該土地を買い入れた価格を基礎として算定されている。売却代金は平成 22 年 12 月から平成 30 年 12 月まで 9 回に分割して支払われる契約であり、平成 26 年度末においては、10,000 千円について支払期限が到来している。

しかしながら、買主から期限どおりに支払われたのは 1,400 千円のみである。

このことから農林水産支援センターは、当該契約を見直す等、以下の点について対応する必要がある。

(1) 契約解除等の検討

本契約では、農林水産支援センターにおいて、契約を維持するか解除するか早急に検討することが必要である。農林水産支援センター担当者は定期的に当該土地を見回っており、平成 27 年 3 月には買主と面談を行っている。今後契約どおり代金が支払われる可能性が十分に高いといえないことから、契約を解除することや、他の買主への売却や賃貸を行うこと等に

より当該土地を有効に利用することを検討すべきである。

(2) 遅延損害金の請求

契約では代金の支払いが遅延した場合、買主は年利 10.95%の遅延損害金を支払う旨定められている。遅延損害金を平成 26 年度末において算定すると、1,088 千円に上る。遅延損害金の取扱いについて、理事会等により請求を行わない場合の合理的な事由を規定する等し、それに基づいて判断すべきである。

(3) 貸倒引当金の計上

後記 7. を参照。

4. 就農資金貸付会計の回収管理について（指摘）

農林水産支援センターは、公益目的事業のうちの担い手育成事業（農業、水産業関係）において、新規の就農計画の認可を受けた者に対して円滑な就農準備を進める目的で、就農支援資金貸付金の制度（以下、「就農支援貸付制度」という。）を県から法律により、指定を受けて実施していた。就農支援貸付制度については既に終了しているが、現状延滞未回収先が 1 件存在しており、その処理方法で以下の 2 点が問題となっている。

(1) 就農支援貸付制度に対する貸倒れのリスクについて

就農支援貸付制度においては、県と就農対象者が契約を締結するのではなく、農林水産支援センターが県より資金を借入れ、それを就農対象者に貸付を行う制度であり、貸倒れのリスクは農林水産支援センターが負っている。したがって、それに応じたリスク管理の方針や、対応方法の適切な規定等が必要となる。

現状、農林水産支援センターの担当職員が面会等を行い、遅延回収や回収の督促の対応をしているが、農林水産支援センターとしての対応方針や規程等が存在しない場合には、対応した職員の判断によるものになってしまう。また、貸倒れリスクの程度や、返済状況等が客観的に把握されにくく、リスクの管理責任の所在も曖昧になってしまう。そのため、今後、就農支援貸付制度のような農林水産支援センターが対象者に貸付を行う制度においては、資金の貸付者である県との協議のうえ、その対応方針を明確化する必要がある。

(2) 未回収債権の処理について

現状延滞未回収先における未回収債権の管理については、当初の返済スケジュールから大幅に支払期間の延期をしているが、返済スケジュールの改訂（以下、「リスケジュールリング」という。）が存在しておらず、入金があれば、それを回収としているのみである。リスケジュールリングによって改訂されたあるべき回収期間が存在しないため、結果として回収可能な債権なのか回収不能な債権なのか客観的に判断できない状況となっている。

しかし、現状の回収実績を勘案すると、債権の回収は長期間に及ぶと考えられる。

一般的に個人貸付の場合は、貸付対象者の年齢等も考慮に入れ、その回収可能性を検討する必要があるため、貸付対象者と返済予定のリスケジュールリングを確認した上、回収可能分と回収不能分（回収が見込めない部分）に分けて農林水産支援センターとして把握すべきである。

5. 申請書及び誓約書の不備について（指摘）

農林水産支援センターで事業運営されている担い手育成事業（林業関係）のうち、林業基金事業助成金制度（以下、「助成金」という。）により林業作業道作設支援事業が実施されている。

当該助成金に関連する資料を閲覧し、平成 26 年度林業基金事業助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）及び関連資料について以下の 2 点の不備が見受けられた。

(1) 申請書の不備について

平成 26 年度の最終（森林作業道作設支援事業について、県の交付通知承認後）申請書について、事業計画段階（県の交付通知承認前の未確定の段階）の申請書に農林水産支援センター側で手書修正を行うのみで、申請者からの最終申請書の提出がないものが存在した。

当該助成金制度については、申請者の申請を受け、農林水産支援センターが検査・監督を行い、助成金を交付する形となる。

当該申請書については助成金交付のための必須書類であり、計画時点の申請書から変更があった場合においては、修正後の最終申請書の提出が必須となる。これは、助成金については、申請者からの申請という形で意思表示を受け、当該申請をもって交付を決定するため、最終申請書がない場合においては、申請者の申請額と最終の交付額が相違することとなる。

また、当該申請書の基礎資料となる、林業基金事業実施精算書明細にお

いても9件の手書修正が存在した。

(2) 申請書のうち、就業者定着奨励金助成事業(以下、「助成事業」という。)に係る誓約書に係る不備について

助成事業においては、新規(就業1年目~3年目)に係る申請事業者の従業員に対して、就業支援の手当金として、申請事業者に20万円(内、10万円については事業者から従業員に交付)を助成している。事業者は受領した助成金のうち、従業員への交付額を適切に交付したことを証明する資料として、従業員から受取に係る誓約書を受領し、農林水産支援センターへ提出することが必要となるが、当該誓約書に日付の記載が抜けているものが3件存在した。

当該誓約書に日付の記載がないものについては、平成26年度における助成事業で助成金の受領をしているか不明確であり、誓約書として実質的な効果が疑われる。また、事業者が適切に助成金の一部を従業員へ交付していることが、事業者側としても証明できていないこととなる。

上記の(1)及び(2)における資料の不備については、今後適切な運用が必要である。

6. 同一債務者に対する異なる債権区分について(指摘)

平成23年度包括外部監査では、農林水産支援センターに対し、以下のよう

に指摘している。

(2) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】

農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類があり、農林水産支援センターは、貸倒懸念債権の評価を、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付とを区別して評価していた。

平成22年度では、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付のみ貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあつた。

このように農林水産支援センターが区分するのは、毎年の回収状況を貸付資金の種類ごとに評価しているからであるが、どの資金の返済に充てるかは貸付者の裁量であるため、債権区分の評価は、貸付者ごとに行うべきである。

今回の監査において確認したところ、就農支援貸付制度における就農研修資金貸付と就農準備資金貸付については、債権を債務者ごとに集約して評価しており適切に処理されていた。

しかしながら、当該貸付制度以外の債権については、債務者ごとに集約していないとのことであった。平成 23 年度の包括外部監査において指摘の対象となったのは就農支援資金貸付制度の事例であったが、その趣旨は他の債権についても同様と考えられる。

そのため、債務者ごとに債権を区分する必要がある。

7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について（指摘）

保有する債権についてはその回収可能性を反映した金額で評価し貸倒引当金を計上することにより、農林水産支援センターの財政状態を適切に表示し、また、貸倒引当金繰入額を計上することで、その経営成績も適切に表示する必要がある。貸付金については、貸倒引当金の見積基準が設定されており、返済が滞っている期間が 2 年未満のものについては、債務者の状況を役員、担当課長、担当職員で協議の上、総合的に判断し、原則として債権合計の 25%を貸倒引当金として計上するものとされ、また、2 年以上滞っている債権については、弁済に重大な問題が生じる可能性が認められる債権として、原則として債権合計の 50%を貸倒引当金として計上するものとされている。

しかしながら、農林水産支援センターでは、貸付金以外の債権に対して貸倒引当金を設定していない。農林水産支援センターの事業未収金には 2 年以上回収が滞っているものが 17,380 千円含まれており、このうち 1,615 千円については、担い手支援農作業受委託貸付金で 2 年以上回収が滞っている債権として貸倒引当金を設定している債権と同一の債務者に対する債権であった。

貸付金以外の債権についても貸付金と同様の基準により適切に貸倒引当金を計上する必要がある。貸倒引当金の計上において、勘定科目や計上区分が異なる債権であっても、同一の債務者に対する債権の回収可能性は、原則として同等に評価すべきである。

また、農林水産支援センターの事業未収金 17,380 千円のうち、15,765 千円は土地代金未収金である。

当該債権は、平成 22 年度に契約額 17,165 千円で発生した債権であり、平成 22 年度から平成 29 年度まで毎年 2,000 千円ずつ、平成 30 年度に残余の 1,165 千円を回収する予定であった。しかし、契約初年度から回収が滞っており、現状、1,400 千円しか回収できていない状況である。本来、金額的影

響の大きい債権に回収懸念が生じた場合、適宜に状況の把握を行い、理事会等において対応方法の策定等を行う必要があると考えられる。

今後、高額な債権が発生する契約を締結する場合、より安定した事業運営を実現させるためには、回収懸念が生じた段階での適切な措置を行い、回収管理を徹底する必要がある。

8. 切手及び収入印紙の管理について（意見）

農林水産支援センターにおいては切手及び収入印紙について、出納担当者が購入・使用する都度記録するとともに現物の残数をカウントし、切手及び収入印紙を保管しているファイル内の管理簿に残数を記録している。また、事務局長が毎月現物の残数をカウントし、管理簿と一致していることを確かめて適正な管理を行うこととしている。しかしながら、今回確認したところ、毎月の棚卸しの際に事務局長の印等の証跡が残されていない。

事務局長による毎月の現物確認の際、押印等により管理を行うことが望ましい。

9. 物品の現物管理について（指摘）

農林水産支援センターでは、「公益財団法人三重県農林水産支援センター会計規程」（以下、「会計規程」という。）に基づき、10万円以上の物品を固定資産とし、固定資産管理台帳を作成して記録管理が行われている。また、5万円以上の物品については会計規程に基づいて消耗備品管理簿が作成され記録管理が行われている。

消耗備品管理簿と現物との照合を実施したところ、消耗備品管理簿から、抹消されたパーソナルコンピューター（以下、「PC」という。）が保管されていた。これは、買い替えを行った際等の旧PCについて、使用中のPCが故障した際の予備機として鍵付きのロッカーに保管していたためである。

消耗備品管理簿と現物が一致していない場合、現物の管理を十分に行うことができず、紛失等のリスクが存在する。特にPCを紛失した場合には、ID、パスワードが設定されているが保存されている機密情報の漏えいにつながる可能性がある。したがって、消耗備品管理簿と現物は一致するように管理する必要がある。

10. 理事会及び評議員会の出席状況について（意見）

理事会は理事 16 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、以下のとおりである。

第 1 回	平成 26 年 6 月 4 日	13 名
第 2 回	平成 26 年 12 月 4 日	15 名
第 3 回	平成 27 年 3 月 11 日	13 名

各回とも定足数は充足しているが、理事会は法人の業務執行の決定を行い、理事の職務の執行を監督し、理事長及び常務理事の選任及び解職を行う重要な機関であり、理事が自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であることから、可能な限り全理事の出席のもと開催されることが望ましい。

実際に理事会の議事録を閲覧したところ、活発な議論が行われており、各理事の知見は農林水産支援センターにとって運営において参考とすべき貴重な財産である。できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。

また、評議員会は評議員 14 名定数で構成されており、平成 26 年度の評議員会（書面によるものは除く）における評議員の出席者数は、以下のとおりである。

第 1 回定時	平成 26 年 6 月 19 日	9 名
第 1 回臨時	平成 26 年 12 月 18 日	8 名
第 2 回臨時	平成 27 年 3 月 19 日	8 名

こちらも各回とも定足数は充足しているが、評議員会は理事及び監事の選任及び解任を行い、定款の変更や基本財産の決定、処分及び除外等財団の基本となる事項を決議する重要な機関であり、できる限り出席の機会を確保できるよう努力されることが望ましい。

11. 予算の流用について（指摘）

農林水産支援センターの定款第 9 条第 1 項では、予算の承認について以下のように定めている。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

予算の変更に関しては、平成26年度の場合、平成26年12月に補正予算が組まれ、理事会において承認されている。しかし、12月の補正予算承認後の予算の変更については手続が行われていない。金額の大きな変更が生じない限り、予算の補正等の手続は行っていないとのことであった。

予算については補正の他、流用についても定めがある。会計規程第18条によれば、「予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めた場合は、この限りではない。」とされている。ただし、実務上、流用の手続が行われることはなく、理事会による補正予算の承認のみが行われていた。

今後は少額な変更については、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。流用の手続を行うことで、現状は何ら手続が行われていない12月以降の予算の変更にも対応可能になると考えられる。

また、流用の決裁権限者は前述のように理事長とされているが、「公益財団法人三重県農林水産支援センター事務決裁規程」別表2には常務理事の決裁事項として「歳出予算の流用に関すること」が記載されている。決裁権限者が会計規程と整合していないため、規程間の整合性が確保できるよう、改訂を行うことが必要である。

なお、上記「公益財団法人三重県農林水産支援センター事務決裁規程」別表2については平成27年10月20日付で改訂された。

12. 特定資産に係る要領の整備について（意見）

平成26年度決算において林業基金引当資産1,670,267千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。

特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」（非営利法人委員会報告第29号）のQ10に以下の記述がある。

Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注

意すればよいですか。

A： 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

上記のとおり、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされている。農林水産支援センターにおいては「財産の維持管理及び資産運用規則」を定め特定資産の取扱いを規定しているが、全ての特定資産について、定められてはいない。上記実務指針の定めを網羅するように規定を整備することが望ましい。

13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）

農林水産支援センターでは、所有する個人情報の取扱いについての方針は定められており、また、コンピューターウイルス対策等個別の取組みは実施されているが、組織の有する情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）が定められていなかった。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は個人情報保護等の観点から社会通念上、重要課題のひとつであると考えられ、基本方

針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピューターウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。

そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。

14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）

農林水産支援センターで利用されている会計システム、給与管理システム等の業務システム利用時にはいずれもID及びパスワードによる認証が行われており、職員に一台ずつ貸与されている業務端末の基本ソフトウェアであるWindowsログイン時には、パスワードが設定されている。しかし、各利用者によるパスワードの定期的な変更が行われていなかった。総務課、農地中間管理課で利用されている会計システム、総務課で利用されている給与システムにおいては、ユーザーID及びパスワードがシステム利用開始当初より変更されておらず、業務担当者の変更時もパスワードが変更されず使用されている状態であった。

パスワードが定期的に、あるいは担当者の異動の都度変更されない場合、所属を離れた職員がその後においても当該会計システムへアクセスできる可能性が残ることになる。またパスワードが漏えいした場合、漏えいした状態が続く事により、不正アクセスの可能性が高まる。

したがって、システムに係るパスワードについては、定期的に変更する等一定の方針を策定し、遵守する必要がある。

15. ソフトウェアのインストールについて（意見）

農林水産支援センターでは、標準外のソフトウェア（業務用端末に最初からインストールされていたものではなく、インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）の業務上の利用について特に制限はされていないが、標準外のソフトウェアをインストールする際の手続について文書化等を行われていない。また、各個人にてソフトウェアのインストールが可能な環境であった。

各個人が利用する業務用端末にインストールされているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、業務上不必要なフリーソフトがインストールされたことによってコンピューターウイルスに感染

し、コンピューターが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。

したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストールが可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。

16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

農林水産支援センターでは、各個人のデータ管理に外部記録媒体（USBメモリ）が使用されているが、これらは各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、情報や外部記録媒体の外部持出しを行う際、管理簿等による持出し管理がされていなかった。さらに、個人所有の外部記録媒体を利用していることから、業務で利用した外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

こうした使用方法では、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施する必要がある。

17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）

不必要になった業務用端末等の情報資産の廃棄について、農林水産支援センターでは端末のハードディスクを物理的に破壊し、廃棄した実績があるが、この手続については明文化されていない。

情報資産廃棄時の手続が定められていない場合、廃棄が適切に行われず、消去すべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。

したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄すべき情報資産にデータの残存がないようにすることが望ましい。

18. 給与システムのバックアップデータ管理について（意見）

給与システムのバックアップは、担当者が月次でシステム上のメニューより取得している。しかし、取得したバックアップデータは給与システムが稼働している業務端末上にのみ保存されている。そのため、システム障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。現状では、給与システム端末が破損した際バックアップデータも消失してしまい、データの復旧が困難になることが予想される。

そのため、業務端末とは別にバックアップデータの保存先を複数とし、二重化しておくことが望ましい。

VI 一般社団法人三重県畜産協会について

第1. 一般社団法人三重県畜産協会の概要

1. 団体名

一般社団法人三重県畜産協会

2. 所管部

農林水産部

3. 設立年月日

昭和31年1月30日 社団法人三重県畜産会として設立

4. 沿革

昭和31年1月 社団法人三重県畜産会として設立

平成14年4月 社団法人三重県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人三重県肉用子牛価格安定基金協会、社団法人三重県子豚価格安定基金協会の畜産関係3団体と統合合併

平成25年4月 一般社団法人三重県畜産協会へ移行

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

一般社団法人三重県畜産協会（以下、「畜産協会」という。）は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営の指導、肉用子牛生産者補助金の交付等の家畜及び畜産物の価格安定対策並びに家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導等を行い、その他畜産振興の事業を推進し、国民生活に不可欠な食料の安定的供給の確保を目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 畜産業を営む者及びその組織する団体の経営及び技術の改善指導に関する事業
- (2) 畜産物の生産から消費に係る総合的な指導に関する事業
- (3) 畜産指導員の教育及び養成に関する事業
- (4) 肉用子牛の生産安定に係る生産者補給金に関する事業
- (5) 肉用牛経営の安定のための肥育牛に関する生産者積立金の積み立て及び肥育牛補てん金の交付に関する事業
- (6) 家畜及び畜産物の価格対策に関する事業
- (7) 家畜伝染性疾病の予防措置及び畜産物の検査並びに衛生指導に関する事業
- (8) 家畜防疫互助に関する事業
- (9) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
- (10) 畜産の啓発及び情報提供に関する事業
- (11) 前各号に関連する受託事業
- (12) その他協会の目的を達成するために必要な事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 肉用牛肥育経営安定対策	434,784	76,905	84,379	
全事業合計に占める割合	77.7%	58.2%	49.4%	
(2) 豚緊急体制整備事業	0	0	17,398	
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	10.2%	
(3) 子牛補給金運営事業	9,422	9,090	9,090	
全事業合計に占める割合	1.7%	6.9%	5.3%	
(4) (1)～(3)以外の事業	115,554	46,209	60,061	
全事業合計に占める割合	20.6%	35.0%	35.1%	
全事業合計	559,760	132,204	170,928	経常費用（事業費＋管理費）
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	556,349	995,094	167,763
	経常費用	(b)	559,760	132,204	170,928
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	△ 3,411	862,890	△ 3,165
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	0	△ 867,483	117
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	△ 3,411	△ 4,593	△ 3,048
	当期指定正味財産増減額	(f)	0	0	1,729,518
	当期正味財産増減額合計	(g) = (e) + (f)	△ 3,411	△ 4,593	1,726,470
貸借対照表	資産		1,355,673	1,176,693	2,002,075
	負債	(h)	1,326,895	1,152,508	251,420
	指定正味財産	(i)	0	0	1,729,518
	一般正味財産	(j)	28,778	24,185	21,137
	正味財産	(k) = (i) + (j)	28,778	24,185	1,750,655
	負債・正味財産合計	(l) = (h) + (k)	1,355,673	1,176,693	2,002,075

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	1人	1人	1人	
うち、県退職者	0人	0人	0人	H26平均年齢※ : 一歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 総会決議額により支給
常勤正規職員	7人	6人	5人	
うち、県退職者	0人	0人	0人	H26平均年齢※ : 41.8歳
うち、県派遣	0人	0人	0人	H26平均年収※ : 4,200千円
その他職員	6人	5人	6人	嘱託職員3人、臨時職員1名、パート職員2名
うち、県退職者	1人	1人	1人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		48,603	3,429	3,465
補助金・助成金		10,312	778	13,019
負担金				
借入金（期中に借り入れた額の合計）				
その他県支出金（追加出資額等）				
計		58,915	4,207	16,484
借入金残高（期末残高）				
債務保証額（期末残高）				
損失補償限度額				
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）				

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成26年度～平成28年度	無	策定予定時期	
---	------	---------------	---	--------	--

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	畜産経営を取り巻く経済状況が厳しい中で、消費者に良質な畜産物を安定的に供給するために、経営の安定化を図る。
実績	肉用牛経営、養豚経営を主として市況等の外部要因による経営への影響を回避できるよう関係機関の協力も得ながら国の施策である補てん事業を実施した。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	肉用牛及び養豚関連事業の実施により、手数料の確保に努め協会の経営の安定化を図り、もって肉用牛農家・養豚農家の経営安定に貢献する。
	平成26年度実績	肉用牛及び養豚関連事業の実施により、手数料の確保に努めたことで、協会の財源確保に寄与するとともに、肉用牛農家・養豚農家の経営安定に貢献した。
	平成27年度目標	引き続き、前年度までの事業を実施するとともに業務見直しおよび人件費等の経費削減に努める。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	肉用子牛生産者補給金制度登録頭数		2,944	頭	目標	2,944	2,944
				実績	2,869	2,985	
肉用牛肥育経営安定対策事業登録頭		11,000	頭	目標	11,000	11,000	11,000
				実績	12,150	11,785	
ホームページアクセス数		600,000	件	目標	600,000	600,000	600,000
				実績	481,404	623,193	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	94	A	94	A	94	A
経営計画	60	B	70	B	75	B
事業	80	B	84	B	88	B
経営状況	86	B	92	A	82	B

- A (90%~100%) : 良好な事象や傾向がみられる
 B (60%~89%) : やや良好な事象や傾向がみられる
 C (30%~59%) : 改善を要する
 D (0%~29%) : 大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価				比率	94	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			—
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	①	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			②
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			①
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			①

2. 経営計画に対する評価				比率	75	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			②
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	①	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			①
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	②	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			②
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	②	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			②

3. 事業に対する評価				比率	88	評価	B
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	①	6	内部統制は十分に実施されているか	①		
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか	②		
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか	①		
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か	②		
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか	②		

4. 経営状況に対する評価				比率	82	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	④	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか	①		
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か	①		
3	財務基盤についての指標は適正か	②	8	借入金は返済可能か	①		
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか	①		
5	総資産当期経常増減率は適正か	②	10	必要な額の特定資産が設定されているか	①		

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率 = (合計点) / (総回答数 × 5点) × 100

● 団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	畜産経営は、家畜の改良等による生産性の向上や飼養環境の改善など経営者自身もしくは技術の革新等により家畜の生産性をあげているものの、生産費の60%を占める飼料費などは、海外の原料生産状況や為替相場による影響が大である。このような不安定要素のある畜産経営者に対し、価格の補てん、スキルアップを図るセミナー等の開催などを通じて経営の支援を行い、良質な畜産物を社会に提供することが目的である。
経営計画	国や県の施策に基づき的確な支援を生産者に付与するとともに、消費者に対しては畜産の理解を深めるとともに畜産物の消費拡大に努めることにより、畜産の川上から川下までの広い支援に取り組む。
事業	県及び関係団体と連携を図り、前年度に引き続き畜産物価格安定対策など効果的な経営支援対策を実施するとともに、安全・安心な畜産物の生産に対し積極的に支援し、国産飼料の利活用による食料自給率の向上及び生産コスト低減対策、環境に配慮した循環型畜産経営体の育成を進め、家畜衛生面においては、HACCP農場推進や自衛防疫を推進し家畜伝染病等の疾病対策に取り組んだ。
経営状況	当期正味財産の増減額は△3,048千円となり、前年度に比べ1,500千円ほど収支改善を図ることが出来たが依然として赤字決算である。今後も管理費等の削減に努めさらに改善を図る。
総括コメント	当協会は、畜産経営体のニーズに対応した支援指導に加え、自衛防疫の推進による口蹄疫・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防や飼料用稲の種籾の取り扱いの他、畜産経営の収益性低下に対しては、補てん金の交付等により、その安定化に努めている。また、消費者の食の安全に対する関心の高まりに対応するため、県の畜産行政並びに関係団体と一体となり、生産から消費に至る総合的な支援指導活動の強化を図っていく。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	生産・飼養技術、経営、家畜伝染病等の防疫・疾病対策等について県内畜産農家や関係団体に対し支援・指導を行うとともに畜産農家を取り巻く環境が厳しいなか、各種制度を適切に運営することで畜産物の安定供給に寄与している。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	B	B	B	各種基金を適切に運営し生産者の安定的な経営継続を支援している。また、中期計画に掲げているように生産から消費まで幅広い活動が求められていることを機会に新たな収入確保の取組についても検討されたい。
	県の評価				
事業	団体自己評価	B	B	B	生産者の経営支援・指導だけでなく、国産飼料の普及による食料自給率の向上にも取り組んでいる。また、家畜伝染病等の疾病対策としてHACCP農場の推進や自衛防疫を指導することにより、安全・安心な畜産物の生産に積極的に支援している。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	A	B	平成25年度は事業期間満了で基金取崩金を経常収益として計上し当期経常増減額がプラスに転じたものの平成26年度は赤字決算であり、平成25年度も含め近年、協会の経営状況は厳しい。今後も経費削減に取り組むとともに新たな収入確保の取組についても検討願いたい。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

畜産農家が抱える課題が増えるとともに、畜産協会の幅広い知識とこれまで積み上げられてきた経験が求められている。このため、中期計画に掲げているように畜産の生産から消費まで幅広い活動と支援に取り組まれることを期待する。経営状況については経費削減に努めているが赤字決算であることから、新たな収入確保の取組についても検討するなど更なる経営改善に取り組まされたい。畜産物の安定供給に貢献している協会の存在意義は大きく、今後も畜産農家の経営安定化に積極的に取り組まれることを期待する。

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について（指摘）

畜産協会においては、一般正味財産増減額が継続してマイナスとなっている。

（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一般正味財産増減額	△3,067	△2,285	△3,441	△4,592	△3,048

畜産協会の収支が悪化している主な原因は、補助事業、受託事業の収入が減少し、人件費をまかなう収入が得られなくなっていることである。この状

況を改善するためには、事業ごとの収支管理を正確に実施することが必要であると考えられる。各事業を実施するために必要な費用を把握し、可能な限り効率化するとともに、収入が必要な水準に満たない場合には、畜産協会として事業を実施し得るか否かを検討することも必要である。また、長期的には会費の増額等、収入を増やす方策を検討すべきである。

収支管理については、現状実施している実績報告を目的とした事業別の人件費、経費等の集計を基礎として、採算管理目的の集計を実施する必要がある。現状の事業別集計は、委託者等との取り決めにより次のように実施されている。

項目	事業別集計の方法
人件費	各人が日次の業務報告書を作成し、時間外勤務を除く勤務時間について、従事時間を各事業別に集計している。実績報告に当たっては、従事時間に時間単価を乗じて当該事業の人件費を算定している。この時間単価の算定式は、(前年の年間総支給額+法定福利費)÷年間理論総労働時間である。
旅費交通費、通信費等の経費	各事業に直接関連するものは各事業別に集計している。

事業ごとの採算管理を行うためには、現状の集計を基礎として、人件費の集計につき、以下を実施する必要がある。

(1) 従事時間について

業務報告書に時間外労働時間も含めた総労働時間を事業別に記録する。

(2) 時間単価について

当年度に実際に発生した人件費を把握するため、前年度の実績をベースにするのではなく、当年度の総支給額と総労働時間をベースにして時間単価を算定し、事業ごとの人件費を算定する。

(3) 採算性の分析

各事業において、委託者等へ実績として報告し請求する人件費と、(2)で算定した実際額を比較する。

2. 中期計画について（意見）

畜産を取り巻く環境が厳しい中、畜産協会は中期計画を策定し、活動の基本的な方向性や事業ごとの目標値等を定めている。しかし、畜産協会の財政

状態や経営成績については中期計画に記載がない。

畜産協会の平成 26 年度の決算においては、一般正味財産が 3,048 千円減少し、貸借対照表には 21,136 千円計上されている。このまま一般正味財産が減少し続ければ、あと数年で一般正味財産がマイナスになることが予想されるため、財政的には厳しい状況にあると言わざるを得ない。畜産協会においては財源に占める補助金等の割合が大きく、収益を予想することが難しい面もあるが、法人としてどのようなビジョンを定め、そのためにどのような対策を講じるべきかを中長期的な視点から明確にすることが必要と思われる。よって、財政状態や経営成績についても中期計画に盛り込み、法人の財政的基盤を充実させるよう、毎年度モニタリングしていくことが望ましい。

3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について（指摘）

畜産協会では、三重県養鶏協会、三重県養豚協会の事務局運営業務を受託している。

当該業務の委託料収入はいずれも 960 千円である。これらの委託契約については、平成 14 年 7 月の当初契約時に、委託料を 500 千円とする旨の覚書が締結されているが、その後委託料が改定されているにも関わらず、更新された覚書が締結されていないため、適切な覚書を締結する必要がある。

4. 個別事業の収益性について（意見）

(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（以下、「当事業」という。）は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者積立金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）からの補助金により造成した基金から粗収益と生産費の差額の 8 割を補填金として交付することにより経営の安定を図る目的で行われている。

畜産協会は、その業務等を行うための経費を機構からの補助金に加えて契約生産者からの手数料収入を充てているが、当事業の実績において、業務に要した経費の全額をまかないきれておらず、畜産協会の財務内容を一層悪化させる一因となっている。

畜産協会として可能な限り、業務の効率化を進めるのは当然であり、機構への補助金増額の働きかけも進めるべきであるが、その上で最終的に生じる損失については受益者負担の見地から、契約生産者に負担を求めることも検

討することが望ましい。

(2) 豚流行性下痢 (PED) 緊急防疫体制整備事業費について

豚流行性下痢 (PED) 緊急防疫体制整備事業 (以下、「本事業」という。) は県内における PED (豚流行性下痢) の流行拡大を防ぐため、養豚場等の出入り口における車両等の消毒を徹底することで PED ウイルスの侵入を遮断し、本病の防疫体制を強化することを目的として行われた。

本事業は国及び県の補助事業であるが、事業の申請及び取りまとめに要した人件費部分 336 千円は畜産協会の負担となっている。この点については県からの補助金はなくとも、畜産協会の設立目的に照らして費用を負担したものである。

こうした畜産協会としての姿勢は、当然評価されるべきであるが、例えば県に相当の負担を求めることが望ましかったと考える。

5. 理事会の開催頻度について (指摘)

理事会は理事 9 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は以下のとおりである。

第 1 回	平成 26 年 6 月 17 日	9 名
第 2 回	平成 26 年 7 月 8 日	6 名
第 3 回	平成 27 年 3 月 25 日	9 名

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 91 条第 2 項によれば代表理事及び業務執行理事は 3 か月に 1 回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告することが義務付けられており、同但書において、定款で毎事業年度に 4 か月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないとされている。この点につき、畜産協会では定款に規定されておらず、第 2 回理事会から第 3 回理事会までの間隔が 8 か月開いているのは法令違反であり、法令に準拠して 3 か月に 1 回以上開催すべきであった。

なお、平成 27 年度定時総会において定款変更決議がなされており、平成 27 年度以降は 4 か月を超える開催頻度でも問題はない。

6. 理事会における理事の出席状況について（意見）

5. に記載のとおり、各回とも定足数は充足しているが、理事会は法人の業務執行の決定を行い、理事の職務の執行を監督し、理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職を行う重要な機関である。

また各理事にとって理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であるとともに、各理事は関連する団体及び県の職員、並びに学識経験者であり、各理事の知見は畜産協会にとって運営に反映すべき貴重な財産である。定足数を満たすだけでなく、全理事が出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。

7. 定款と職制規程との整合性について（指摘）

畜産協会の定款には、理事会の決定事項について以下の条文がある。

第 34 条 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(注) 第 34 条の 2 (1)、(2)、(4)、(5) は記載を省略している。

また、「職制規程」における「職務権限表」では、事務局長の任命について以下のとおり定められている。

職務分掌	専務	会長	理事会
事務局長の任命	立案	決定	報告

組織図において事務局長は専務理事の下に位置づけられるため、定款で定める「重要な使用人」に該当すると思われるが、上記のとおり、任命の決定権限が定款と職制規程との間で不一致となっている。職務権限表の記載は正しくは、会長が「検証」、理事会が「承認」であると思われるので、定款に合わせて修正することが必要である。

8. 予算の補正・流用について（指摘）

畜産協会の「経理規程」には、予算の補正について以下の条文があり、予算の流用については条文がない。

(補正予算)

第 63 条 会長理事は、予算成立後に、予算を補正する必要が生じたときは、補正予算を作成して理事会承認を受けなければならない。

畜産協会の現在の実務においては、予算の補正や流用は行われておらず、平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に開催された理事会において収支決算の見込みが議案として取り上げられたのみである。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。

また、前述のように予算の流用については条文がないが、予算の軽微な変更についてまで補正の手続を実施することは実務的に煩雑と思われる。よって、予算の流用に関する手続を規程上に明記し、予算を変更する際に柔軟な対応ができるようにしておくべきである。

9. 特定資産に係る要領の整備について（意見）

平成 26 年度決算において特定資産のうち一般正味財産や負債を財源等とするものとして 197,458 千円が貸借対照表に計上されている。

これらについては、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」（非営利法人委員会報告第 29 号）の Q10 に以下の記述がある。

Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A： 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金

引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

上記のとおり、一般正味財産や負債を財源等とする特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされている。畜産協会では一般正味財産に係る特定資産について上記実務指針に示された事項を部分的に「経理規程」に定めているが、上記実務指針に示された事項を網羅するように規程を整備することが望ましい。なお畜産協会が有する特定資産の大部分は指定正味財産に係るものであり、事業の要綱等で取扱いが定められている。

10. 県内出張日当について（意見）

畜産協会では、県内出張等について定額の日当を支給している。「旅費支給規程」における定額日当の規定は以下のとおりである。

【旅費支給規程】

第12条1項日当の額は、別表1の定額による。

別表1

区分	日 当	
	交通機関による県外旅行	県内旅行等
役員	1,300 円	550 円
職員	1,300 円	550 円
備考	公用車による旅行または自家用車旅行を除く、県外への旅行	前記以外の旅行で、行程16Km以上かつ3時間以上のもの（ <u>県外への公用車。</u> 自家用車、県内旅行）

（表中下線部は原文のまま引用）

現在の規定では、県内旅行等の日当の支給条件が、行程16Km以上「また

は」3時間以上であるか、行程16Km以上「かつ」3時間以上であるか明確ではないことから、旅費支給規程別表1を適切に修正する必要がある。なお現在は後者で運用されている。

また、県では平成21年に「職員等の旅費に関する条例」を改正し、県内旅行については定額支給ではなく実費支給としている。畜産協会においても、県内旅行等に関し定額の日当が必要かどうかについて検討することが望ましい。

11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）

畜産協会にて所持する個人情報の取扱いについて、畜産協会では取扱方針が定められているが、情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針が定められていなかった。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は個人情報保護等の観点から社会通念上、重要課題のひとつであると考えられ、情報資産を保護する指針となる情報セキュリティに関する基本方針は、組織の情報セキュリティに対する取組みを示すものであり、情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず状況となり、コンピューターウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。

そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。

12. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）

畜産協会で利用している業務システムには、統一電算システム、牛管理システム、会計システム、給与管理システムがあり、利用時にはいずれもID及びパスワードによるアクセス認証が行われている。ただし、パスワードについては設定時より同一のパスワードが利用されており、パスワードの定期的な変更、あるいは異動・離職等による業務担当者の変更時のパスワード変更が行われていなかった。

パスワードが定期的、あるいは担当者の異動・離職の都度変更されない場合、業務を離れた職員がその後においても当該業務システムへアクセスでき

る可能性が残ることになる。またパスワードが漏えいした場合、漏えいした状態が継続する事により、不正アクセスの可能性が高まる。

したがって、システムに係るパスワードについて、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。

13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について（指摘）

畜産協会にて利用している会計システムは、システム利用者個人ごとにユーザーID及びパスワードを付与できるシステムであり、開発ベンダーの利用するユーザーIDを含めて8個のユーザーIDが登録されていた。このうち、3つのユーザーIDがすでに離職した担当者のものであり、本来であれば削除あるいは使用不能にされるべきであった。

離職や異動等で業務を離れた職員のユーザーIDが残存する事により、既に業務上権限のない職員・離職者が継続的に会計システムを利用できる状態が続き、機密情報の閲覧等の不正利用につながる可能性がある。また、利用者のいないユーザーIDを使用することにより、不正なアクセスや操作等が行われる可能性がある。

したがって、離職者等不用なIDについては適時削除する、もしくはパスワードを変更する等により使用不可能にする必要がある。

14. ソフトウェアのインストール権限について（意見）

畜産協会では、業務上必要のないソフトウェアを業務端末にインストールしないよう、また、業務上必要なソフトウェアをインストールする場合は事務局長への相談の上実施するように口頭にて周知されている。ただし、この内容について文書化等を行われておらず、また業務上不必要なフリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）のインストールを防止する対策は行われていなかった。

業務用端末にインストールされているウイルス対策ソフトにより、常時ウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のウイルスに感染している可能性があるため、業務上不必要なフリーソフトがインストールされることによってコンピューターウイルスに感染し、コンピューターが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。

したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストール可能な管理者権

限を与えない等の対応を図ることが望ましい。

15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

畜産協会では、講演会用データの持出しや各個人のデータ管理のため、外部記録媒体であるUSBメモリが使用されている。しかし、これら外部記録媒体は各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、外部への持出しを行う際、管理簿等による管理がされていなかった。さらに、個人所有の外部記録媒体を利用していることから、業務で利用した外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況の把握等、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染によって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施すべきである。

16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて（指摘）

畜産協会では業務用端末等の情報資産についてリースを利用しているが、各リース物件について導入した事業単位でリース契約書が管理されているものの、リース資産台帳等による情報資産の一元的な管理が行われていなかった。

情報資産が適切に管理されていない場合、保護すべき情報資産の流出等が発生した場合に発見ができない、もしくは発見が遅れる可能性がある。

したがって、管理台帳等による情報資産の一元的な管理を実施し、また定期的に台帳と現物を照合し棚卸しを実施する必要がある。

17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）

不必要になった端末等の情報資産の廃棄時、市販のデータ消去ソフトにて端末内部のデータを削除し廃棄業者に引き渡す運用が行われているが、これについて文書化されたものはなかった。

情報資産廃棄時の手続が、定められていない場合、廃棄手続が適切に行わ

れず、消去すべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等セキュリティ事故に発展する可能性がある。

したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄すべき情報資産へのデータの残存がないようにすることが望ましい。

Ⅶ 公益財団法人三重県産業支援センターについて

第1. 公益財団法人三重県産業支援センターの概要

1. 団体名

公益財団法人三重県産業支援センター

2. 所管部

雇用経済部

3. 設立年月日

昭和42年8月31日 財団法人三重県中小企業設備貸与公社設立
平成12年4月 1日 財団法人三重県産業支援センターに組織変更

4. 沿革

昭和42年8月 財団法人三重県中小企業設備貸与公社設立
昭和48年4月 財団法人三重県下請企業振興協会設立
昭和51年4月 財団法人三重県中小企業設備貸与公社と財団法人三重県
下請企業振興協会が統合し、財団法人三重県中小企業振
興公社に名称変更
平成 8年4月 財団法人三重県企業振興公社に名称変更
平成12年4月 財団法人三重県工業技術振興機構と統合し、財団法人三
重県産業支援センターに名称変更
平成14年4月 財団法人三重社会経済研究センターから財産受入
平成15年4月 財団法人三重産業振興センターと統合
平成20年3月 高度部材イノベーションセンターを三重県四日市市に開
設
平成24年4月 公益財団法人に移行

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

公益財団法人三重県産業支援センターは、新産業の創出及び地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発展に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

公益財団法人三重県産業支援センターの定款に定める事業のうち主な事業は次のとおりである。

- (1) 新産業創出に関する総合支援事業
- (2) 技術に関する研究開発及び交流促進に関する事業
- (3) 企業の情報化に関する事業
- (4) 知的財産の活用に関する事業
- (5) 企業の金融支援に関する事業
- (6) 商店街の活性化に関する事業
- (7) 下請企業の振興に関する事業
- (8) 人材の育成のための研修等に関する事業
- (9) 産業の振興に係る情報の収集、分析及び提供に関する事業
- (10) 企業の経営に係る相談・助言等に関する事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
(1) 戦略産業雇用創造プロジェクト	0	34,965	346,297	
全事業合計に占める割合	77.7%	3.9%	24.7%	
(2) 地域需要創造型起業・創業促進事業	0	9,032	188,083	
全事業合計に占める割合	0.0%	1.0%	13.4%	
(3) ファンド事業	121,249	157,410	185,689	課題：20,707千円 資源：98,601千円 農商工：66,381千円
全事業合計に占める割合	13.9%	17.5%	13.3%	
(4) (1)～(3)以外の事業	753,710	696,535	681,041	
全事業合計に占める割合	86.1%	77.6%	48.6%	
全事業合計	874,959	897,942	1,401,110	全事業費合計1,401,110千円＝事業費 1,385,283千円＋管理費15,827千円
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	1,140,832	1,580,427	1,322,766
	経常費用	(b)	874,959	898,280	1,401,110
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	265,873	682,147	△ 78,344
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	33,786	△ 2,271,391	33,320
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	299,659	△ 1,589,244	△ 45,024
	当期指定正味財産増減額	(f)	△ 64,426	△ 649,629	△ 9,934
	当期正味財産増減額合計	(g) = (e) + (f)	235,233	△ 2,238,873	△ 54,958
貸借対照表	資産		13,749,059	11,265,059	11,122,970
	負債	(h)	9,412,946	9,167,818	9,080,687
	指定正味財産	(i)	2,681,901	2,032,272	2,022,338
	一般正味財産	(j)	1,654,212	64,969	19,945
	正味財産	(k) = (i) + (j)	4,336,113	2,097,241	2,042,283
負債・正味財産合計	(l) = (h) + (k)	13,749,059	11,265,059	11,122,970	

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	3人	3人	2人	H26平均年齢※： 一歳 ：理事の報酬などに 関する規定により支給
うち、県退職者	2人	2人	1人	
うち、県派遣	1人	1人	1人	
常勤正規職員	32人	28人	25人	H26平均年齢※： 48.8歳 H26平均年収※： 6,201千円
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	14人	10人	10人	
その他職員	35人	46人	76人	専門職40人、嘱託10人、補助員9人、委嘱 16人、人材派遣会社から派遣スタッフ1人
うち、県退職者	0人	0人	0人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		62,261	83,087	412,492
補助金・助成金		392,353	296,301	192,084
負担金		0	0	0
借入金（期中に借り入れた額の合計）		127,710	139,950	100,000
その他県支出金（追加出資額等）		0	0	0
計		582,324	519,338	704,576
借入金残高（期末残高）		8,143,886	7,873,692	7,674,594
債務保証額（期末残高）		0	0	0
損失補償限度額		327,990	291,985	298,697
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）		1,003,384	873,692	674,594

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成25年度～平成27年度	無	策定予定時期	
---	------	---------------	---	--------	--

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	①開発力のある自立型中小企業の創出(目標：2件)②ものづくり中小企業への技術開発人材の輩出(目標：講座の受講者数80名)③④ファンド助成事業による雇用の創出及び売上高の増加(目標：助成件数34件)⑤再生計画策定等による雇用の確保(目標：計画策定40件)
実績	①1件(達成率50%)②80名(達成率100%)③④44件(達成率129%)⑤40件(達成率100%)

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	三重県が策定した「中小企業・小規模企業振興条例」に沿い、「総合相談機能の充実」、「ものづくり技術支援」、「経営向上の支援」、「イノベーションの創出」、「事業推進体制の充実」、「中小企業再生支援」の分野に事業を分け、個々の課題に応じた支援を行う。
	平成26年度実績	上記6部門の支援事業の推進に加え、総合相談機能を充実するものとして、「よろず支援拠点」を、後継者不足で事業存続に悩む事業者のために「事業引継ぎ支援センター」をそれぞれ6月に設置し体制整備を図った。
	平成27年度目標	国・県の産業支援策を積極的に取り入れ、課題解決に向けた経営支援機能の充実、航空宇宙産業をはじめとする国内外での販路開拓支援、中小企業等を支える中核的人材の育成、基金を活用した新たなサービスや商品の開発によるビジネスの創出支援に取り組む。

定量目標	指標	数値目標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	技術相談対応件数	目標	200	件	210	210
実績				303	221	
知財の年間相談件数	目標	2,200	件	1,600	2,600	2,200
	実績			2,787	2,131	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	90	A	90	A	90	A
経営計画	70	B	95	A	90	A
事業	91	A	91	A	91	A
経営状況	88	B	88	B	76	B

- A (90%～100%) : 良好な事象や傾向がみられる
- B (60%～89%) : やや良好な事象や傾向がみられる
- C (30%～59%) : 改善を要する
- D (0%～29%) : 大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価				比率	90	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			②
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			①

2. 経営計画に対する評価				比率	90	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか		①	
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	①	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか		①	
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	②	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか		②	
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか		①	

3. 事業に対する評価				比率	91	評価	A
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	②	6	内部統制は十分に実施されているか		①	
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか		②	
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか		①	
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	①	9	管理費比率及び人件費比率は適正か		①	
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか		—	

4. 経営状況に対する評価				比率	76	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	③	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか		①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か		②	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か		②	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか		①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	②	10	必要な額の特定期資産が設定されているか		②	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率 = (合計点) / (総回答数 × 5点) × 100

●団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい中、新産業の創出・地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発展に寄与することを目的とした。
経営計画	平成25年3月に策定した中期経営計画（25年～27年）の2期目として取組を展開。5項目のうち4項目の目標達成に留まり、目標未達成項目のサポイン事業は、達成率50%（1件/2件）となった。サポイン事業の未達成は、国による事業の在り方が見直されており、事業者が自主的に取り組む方針が打ち出されているため、当センターとしても事業への関与について、再検討している。
事業	事業の推進にあたっては、成果目標を設定し、その達成に注力しながら進めてきたが、目標値に達したものは、31件中、23件で目標達成率74%であった。また、事業展開にあたり、管理費・人件費比率は前年を下回り、経費管理を徹底した。
経営状況	平成26年度は、経常損益▲78,344千円であるが、要因は、ファンド利息の過去の執行残高を取り崩したため、単年度の収支がマイナスとなったこと、事業が終了となった設備の減価償却費の計上が主な理由であり、運営上問題はない。
総括コメント	当財団は、様々な経験・知識を有する多数の支援人材、ファンドによる助成金、ものづくり企業の課題解決に寄与するAMIC等を有しており、これらの資源を活用し、効果的で総合的な支援を行った。中期経営計画及び年次計画に対する目標達成率についても達成に向けた活動展開により、概ね良好に推移した。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	経済のグローバル化や人口減少による国内市場の縮小等、中小企業・小規模企業を取り巻く環境が依然として厳しいなか、中小企業・小規模企業の経営の安定や向上等の取組を通じて、地域産業の振興、地域経済の発展に寄与している。平成26年4月に施行された「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の具現化等、県と一体となって取組を進めており、その役割は重要性を増しつつある。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	B	A	A	中期経営計画に基づいて取組を進めており、平成26年度は「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の施行やよろず支援拠点、事業引継ぎ支援センターの開設等、中小企業・小規模企業を取り巻く支援体制が大幅に整備された。こうした状況を踏まえ、次期中期経営計画を策定し、今後のさらなる事業展開に努めていただきたい。
	県の評価				
事業	団体自己評価	A	A	A	平成26年度においては、国の緊急経済対策が実施されるなか、総合相談機能の充実や技術の高度化、産業人材の育成などの事業に積極的に取り組んでいる。また、平成26年4月に施行された「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県と一体となって事業を推進している。今後とも、社会情勢や中小企業・小規模企業のニーズを踏まえた効果的・効率的な事業の実施が求められる。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	B	B	平成26年度においては当期経常増減額で赤字を計上しており、安定性を判断する経常比率や、収益性を判断する当期経常増減率等が低下しているため、さらなる業務の効率化や経費削減に努めていただきたい。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

<p>中小企業を取り巻く環境が依然として厳しいなか、中小企業・小規模企業の経営の安定や向上等の取組を通じて、地域産業の振興、地域経済の発展に寄与している。また、平成26年4月に施行された「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の具現化に向け、県と一体となって取組を進めており、その役割は重要性を増しつつある。今後とも、社会情勢や中小企業・小規模企業のニーズを踏まえた効果的・効率的な事業の実施が求められるなか、とりわけ小規模企業の経営向上に資する取組・施策の充実が求められる。</p>

第2. 手続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 未収金・求償権の報告について（意見）

小規模企業者等に対する設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収金並びにベンチャー企業支援事業における求償権については、下表 1. 2. 3 のように回収困難な債権が発生している。個々の債権は台帳等による個別管理が行われ、また債権の回収状況等は報告資料により県及び産業支援センター内で共有されているものの、報告資料に記載されている情報では、債権の

償却等今後の処理を行うための資料としては十分なものとはいえない。

したがって、債権の償却等の処理を行うに際して、処理方針の参考となる情報も記載し、判断根拠が明確となる資料とすることが望ましい。

(表 1 小規模企業者等設備貸与事業の未収金額の推移)

(単位：千円)

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年度当初未収金額	203,895	223,067	201,720	178,890	176,590
発生額	27,618	7,811	0	0	0
回収額	8,447	5,473	4,750	2,300	2,300
償却額	0	23,685	18,078	0	0
年度末未収金額	223,067	201,720	178,890	176,590	174,290

(表 2 小規模企業者等設備資金貸付事業の未収金額の推移)

(単位：千円)

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
年度当初未収金額	143,432	133,690	125,930	87,172	65,945
発生額	11,590	8,120	16,550	17,130	2,890
回収額	8,046	6,187	19,708	4,839	730
償却額	13,285	9,693	35,600	33,517	24,281
年度末未収金額	133,690	125,930	87,172	65,945	43,822

(表 3 ベンチャー企業支援事業における求償権の推移)

(単位：千円)

発生年度	11 年度	13 年度	14 年度	15 年度	17 年度	18 年度	23 年度	合計
発生額	63,000	42,000	28,000	21,000	98,000	11,200	32,200	295,400
現在までの回収額	15	—	—	630	—	798	—	1,443
現在までの償却額	0	21,000	—	18,900	—	—	—	39,900
現在残高	62,984	21,000	28,000	1,470	98,000	10,402	32,200	254,056

2. 実績報告書の入手について（指摘）

「みえ農商工連携推進ファンド助成金交付要領」第20条第3項では、助成対象事業完了後の実績報告について以下のとおり定められている。

<p>3 助成事業者は、平成30年度までの期間（平成30年度において、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間を経過していない場合は、事業終了後5年間）毎会計年度終了後、4月10日までにみえ農商工連携推進ファンド助成金交付事業実績報告書（第12号様式）を理事長に提出するものとする。</p>
--

上記のとおり、助成事業者には「みえ農商工連携推進ファンド助成金交付事業実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）を4月10日までに提出することが義務付けられている。しかし、平成27年4月10日が提出期限とされている実績報告書のうち、監査を実施した8月11日時点で未提出のものが2件あった。

産業支援センターは助成事業者に督促を行っているとのことであるが、期限を大幅に超過しているため、速やかに実績報告書を提出させるべきである。

3. 実績報告書の活用について（意見）

2. で記載したとおり、助成事業者は原則として平成30年度までは毎会計年度終了後に実績報告書を提出することが求められている。実績報告書を閲覧したところ、助成対象事業の売上が伸びていない企業も散見された。助成による効果が得られていないと考えられることから、助成終了後においても継続的なフォローが重要と思われる。この点につき、産業支援センターでは、実績報告書に基づいて助成事業者に連絡しているとのことであった。助成事業者へのきめ細かい支援を行おうとする産業支援センターの姿勢を高く評価したい。

しかし、助成事業者に連絡した際の情報について、日常的な事務処理を含めた全てが文書で残されている訳ではないことから、助成事業者の状況が必ずしも網羅的に保存されていない。産業支援センターの現在の担当者は状況を把握していると思われるが、仮に担当者が異動した場合にも助成事業者の情報をもれなく引き継ぐことができるよう、助成事業者の情報を蓄積するため、文書として記録することが望ましい。

この点につき、産業支援センターでは、データベース型のビジネスアプリ

を作成するツールを有しており、現時点ではコーディネーターのみが当該ツールを活用し、企業情報をデータベース化した「企業情報カルテ」を作成しているとのことである。既にこうした優れた仕組みが構築されていることから、コーディネーター以外の職員においても積極的に活用することが望ましい。企業情報カルテに企業情報を蓄積し、情報が見える化・一元化することにより、職員の異動に備えるとともに、企業支援の様々な局面において情報を活用していただきたい。

4. 高度部材イノベーションセンター事業の運営について（意見）

三重県北勢地域は四日市臨海部のコンビナート企業を中心とする高度部材産業と、自動車や電機・電子を中心とする後背地の加工組立産業が集積しており、また県内にはそれら産業を支えている金型、鋳造、切削、研磨等の高い技術を持つ中小企業が数多く存在している。

高度部材イノベーションセンター（AMIC）はこれらのポテンシャルを生かして大企業と中小企業、企業と大学・研究機関等多様な連携による研究開発を促進するとともに、中小企業の課題解決支援や人材育成を行うことでこの地域の産業を研究開発や技術開発を中心とする競争力のある高付加価値型産業に転換していくための拠点施設であり、入居者企業は共益費を負担するものの、その他の使用料は無料である。平成 26 年度では 14 の企業が入居している。

AMIC では入居者企業に対し今後の取組みの参考とするため運営アンケートを実施している。平成 26 年度のアンケートを閲覧したところ、入居者企業の回答で、①週 1 回以上使用していると回答した会社が 2 社②月に数回使用している会社が 1 社③年数回使用と回答している会社が 3 社④使用したことがないと回答した会社が 2 社であり、無回答が 6 社であった。

以上の回答の状況から、利用状況にかなりの濃淡が生じていると思われる。仮に利用に積極的でない会社が入居を続けているとするならば、上記の目的に照らして、各企業の具体的なニーズを掴んだ上でそれとマッチする県内企業及び公的研究機関の紹介を行い、多様な連携によりシナジー効果の発現を目指すという本来の目的が失われる可能性がある。可能な限り状況を把握し、場合によっては既入居者企業に対し、より積極的な企業との交替を促す等企業間等の発展的な交流が展開できるよう働きかけていくことが望ましい。

5. PR ホール運用について（意見）

高度部材イノベーションセンター（AMIC）では PR ホールを一般に有料で貸出しており、さらに希望者にはパーソナルコンピューター（以下、「PC」という。）、プロジェクター、マイク、スクリーンを無料で貸出している。

「PR ホール利用に関する運用規定」によれば、一般利用の場合、料金は1時間当たり 110 円（共益費相当額）とかなり安価に設定されている。この料金で PC、プロジェクター、マイク、スクリーンの利用による消耗を見込むと、一般を対象とした貸出しであるにも関わらず、AMIC に実質的な損失が生じることになり、その負担が、産業支援センターの目的に見合うものかどうか疑念が生じる。適切な料金設定について再度検討することが望ましい。

6. 固定資産の現物管理について（指摘）

現在固定資産については現物の管理について規定が作成されていないため、棚卸しが行われていない。現場を視察したところプロジェクターやモバイル PC が持出し利用されており、高度部材イノベーションセンター（AMIC）でも同様の状況である。当該資産については固定資産台帳上では 10 万円以上のものしか記載対象とならないので、現状では台帳に記帳されている資産と記帳されていない資産が混在している状況になっている。評価・計測機器をはじめとする台帳に記録のある資産の管理は良好であるが、台帳記録対象でなくても、少なくともプロジェクターやモバイル PC のように業務において持ち出されるもので、ある程度の金額のものについては、会計上の必要性とは別に、資産管理上の観点から適切に現物管理すべきである。

今後は AMIC 保管分も含めて、全体での保有数を把握し、現物を特定できるよう明示した上で、責任部署において適正な管理をする必要がある。

7. 中期経営計画における目標の設定及びモニタリングについて（意見）

産業支援センターは、平成 25 年度から平成 27 年度を対象とした中期経営計画を平成 25 年 3 月に策定し、県内産業の振興・発展に寄与すべく取り組んでいる。産業支援センターが実施する各事業の具体的な計画の中では、各年度における目標としてファンド助成件数や自立型中小企業の創出件数等が掲げられ、さらに「目指す姿」として支援先の売上高の増加額や雇用の創出人数等が示されている。

当該中期経営計画では、アウトカムの実現に向けて取り組むことが記載さ

れており、前述の「目指す姿」がアウトカムに該当すると考えられる。また、ファンド助成件数等の各指標の達成状況は理事会等に報告されることになっている。各指標の達成状況は良好であり、理事会にも適時に報告されている。よって、合規性の点で問題はない。

しかし、最終的にはアウトカムの実現を目指していることから、アウトカムの達成状況についても理事会に報告することが望ましい。ファンド助成件数等の各年度における目標設定が、アウトカムの達成にどの程度有効であるか、理事会がモニタリングすることは重要であると思われる。

また、中期経営計画には、産業支援センターの財政状態や経営成績に関する指標は盛り込まれていない。平成 26 年度決算において当期経常増減額が約 78 百万円の赤字になっていることや一般正味財産の残高が約 20 百万円しかないことからすると、財政状態や経営成績は産業支援センターの課題の一つと考えられる。次期中期計画における指標を検討することが望ましい。

8. 理事会における理事の出席状況について（意見）

理事会は理事 17 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、以下のとおりである。

第 1 回	平成 26 年 6 月 3 日	11 名
第 2 回	平成 27 年 3 月 17 日	13 名

各回定足数は満たしているが、理事会は法人の業務執行の決定を行い、理事の職務の執行を監督し、理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解任を行う重要な機関である。

また各理事にとって理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であるとともに、各理事は関連する団体関係者及び企業在籍者並びに学識経験者であり、各理事の知見は財団にとって運営に反映すべき貴重な財産である。定足数を満たすだけでなく、全理事に出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。

9. 予算の補正・流用について（指摘）

「公益財団法人三重県産業支援センター会計処理規程」（以下、「会計処理規程」という。）第 26 条によれば、「理事長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければなら

ない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、事後において理事会に報告し、了承を得なければならない。この場合において、事業計画の変更を伴う時は、事業計画の変更についても同様とする。」とされている。

平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に事業ごとに補正予算が組まれ、理事会において承認されていた。また、平成 25 年度においても平成 26 年 3 月に開催された理事会において補正予算の承認が行われていた。つまり、補正予算は事後的な承認となっている。前述のとおり、会計処理規程第 26 条においては、やむを得ない理由がある場合には事後的な承認を許容しているが、事前に承認を得ることが原則である。

予算については補正の他、流用についても会計処理規程に定めがある。会計処理規程第 25 条によれば、「事業担当者は、事業の実施に当たり、各事業の予算の勘定科目間において流用し、また勘定科目を設定する必要があるときは、会計責任者の決裁を受けなければならない。」とされているが、実務上、3 月に行われる予算の補正で承認を受けているとのことである。なお、会計責任者は常務理事とされている（会計処理規程第 6 条）。

今後は会計処理規程に基づき、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。

また、補正予算について原則どおり事前に承認を受けるよう実務を改善することが必要である。

なお、流用の決裁権限については、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。

10. 特定資産に係る要領の整備について（意見）

平成 26 年度決算において退職給付引当資産 35,521 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。

特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」（非営利法人委員会報告第 29 号）の Q10 に以下の記述がある。

Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A： 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

上記のとおり、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされているが、産業支援センターにおいては取扱要領が作成されていない。

ファンド積立資産等の国による定めのあるものを除き、特定資産の取扱要領を作成し、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱いを明確にしておくことが望ましい。

11. 情報セキュリティ対策基準の運用について（意見）

「公益財団法人三重県産業支援センター電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準」（以下、「当基準」という。）を定めているものの、ヒアリングを行った結果、運用まで徹底されていなかったことが確認された。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであると考えられ、情報資産を保護する指針として、当基準は組織の情報セキュリティに対する取組みを示すものであり、当基準に沿った運用が行われていないと、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。

そのため、今後は当基準を運用する体制を整えるとともに、全職員に対策基準の周知・徹底を行うことが望ましい。

12. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）

会計システム、給与システム、固定資産システム、再生支援会計システムについて、パスワードの定期的な変更が行われておらず、総務・企画・事業調整課職員または再生支援協議会職員が異動により所属を離れた場合でもパスワード変更が行われていなかった。

この場合、異動により総務・企画・事業調整課または再生支援協議会を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスできる可能性が残ることになる。そのため、本来パスワードは職員の異動が発生する都度変更するか、異動が無い場合でもパスワード漏えい対策として、定期的にパスワード変更をする必要がある。

また、当基準にパスワードの設置基準が規定されているものの、使用されているパスワードは十分な桁数がなく、複雑なものになっていなかった。

そのため、現状は容易に推測されやすいパスワードが設定される等、パスワード管理が適切に行われない事により、不正アクセス及びアカウント漏えいにつながる可能性がある。

したがって、パスワードに対する対策基準等を遵守していく必要がある。

13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について（意見）

Windows 及び企業データベースシステムのユーザーIDは一覧表を作成して一元管理されており、離職情報や異動情報を基にIDの権限変更やIDの削除を行っているが、IDの権限変更やIDの削除漏れを確認する手続がなく、離職者・異動者のIDが残存する可能性がある

そのため、離職者・異動者の残存IDを利用して権限外の情報資産へのアクセス可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等の可能性が高まる。

したがって、離職者・異動者等のIDが残存していないことを定期的に確認することが望ましい。

14. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

外部記録媒体は使用状況が管理されていなかった。また、運用上では外部記録媒体は外部に持ち出さないこととしているが、管理簿等による持出し管理がされていなかった。

また、個人所有の外部記録媒体も利用可能となっていることから、業務で利用した外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによる情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

Ⅷ 三重県土地開発公社について

第1. 三重県土地開発公社の概要

1. 団体名

三重県土地開発公社

2. 所管部

県土整備部

3. 設立年月日

昭和31年5月10日 財団法人三重県住宅公社として設立

4. 沿革

昭和31年5月10日 財団法人三重県住宅公社設立
昭和35年12月1日 財団法人三重県開発公社に改組
昭和41年4月30日 三重県住宅供給公社へ財産分離譲渡
昭和48年6月1日 三重県土地開発公社に改組

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 定款に定める目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - ・ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ・ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ・ 公営企業の用に供する土地
 - ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ・ 観光施設事業の用に供する土地
 - ・ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ・ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ・ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地
 - ② 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
 - ③ 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
 - ① 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と合わせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - ② 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]		(単位：千円)			備考
事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
(1) 公有地取得事業	3,052,014	2,784,627	2,446,188	公共事業用地の先行取得契約額	
全事業合計に占める割合	87.4%	86.9%	86.6%		
(2) あっせん等事業	428,849	414,872	378,382	県等からの公共事業用地取得事務委託料の額	
全事業合計に占める割合	12.3%	12.9%	13.4%		
(3) 土地造成事業	11,576	6,193	635	事業用地の維持管理費の額	
全事業合計に占める割合	0.3%	0.2%	0.0%		
(4) (1)～(3)以外の事業	0	0	0		
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%		
全事業合計	3,492,439	3,205,692	2,825,205	公社は公共事業用地の取得を目的とするため	
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%		

○財務概況

		(単位：千円)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
損益計算書	事業収益 (a)	4,132,075	4,955,063	4,266,259	
	事業原価 (b)	4,116,327	4,994,550	4,215,758	
	販売費・一般管理費 (c)	83,199	60,860	59,191	
	事業損益 (d)=(a)-(b)-(c)	△ 67,451	△ 100,347	△ 8,690	
	経常損益 (事業損益+事業外収益-事業外費用)	25,170	110,689	88,027	
当期純損益 (経常損益+特別利益-特別損失-法人税等)		21,436	110,689	88,027	
貸借対照表	資産	17,505,262	15,988,262	14,180,063	
	負債	(e)	11,615,689	9,988,000	8,091,775
	資本	(f)+(g)	5,889,573	6,000,262	6,088,288
	負債・資本合計	(i)=(e)+(h)	17,505,262	15,988,262	14,180,063

○役職員の状況

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員		3人	3人	2人	常勤役員は、住宅供給公社・道路公社と兼務 H26平均年齢※：63.0歳 H26平均年収※：7,200千円
	うち、県退職者	2人	2人	2人	
	うち、県派遣	0人	0人	0人	
常勤正規職員		48人	42人	41人	県派遣職員は、住宅供給公社・道路公社と兼務 H26平均年齢※：43.0歳 H26平均年収※：6,566千円
	うち、県退職者	0人	0人	0人	
	うち、県派遣	3人	2人	2人	
その他職員		19人	19人	14人	再雇用職員7人、嘱託職員5人 事務補助職員2人
	うち、県退職者	2人	4人	4人	

○県からの財政的支援など

		(単位：千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		454,866	434,739	392,569
補助金・助成金		0	0	0
負担金		0	0	0
借入金 (期中に借り入れた額の合計)		2,000,000	3,500,000	3,500,000
その他県支出金 (追加出資額等)		1,910,699	2,902,415	3,340,363
計		4,365,565	6,837,154	7,232,932
借入金残高 (期末残高)		668,304	10,520	10,520
債務保証額 (期末残高)		4,698,560	4,111,240	3,523,920
損失補償限度額		0	0	0
損失補償契約に係る債務残高 (期末残高)		0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成24年度～平成28年度	無	策定予定時期	
---	------	---------------	---	--------	--

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	今後は用地取得に際して、一層高度な専門知識・能力が求められることから、職員の更なる資質向上を行うとともに、より効率的な用地取得体制の整備を図る。
実績	代行買取制度等による用地取得業務の全面受託に向けて、受託体制の整備などの検討を行った。また、組織の効率化のため、支所駐在の統廃合について協議した。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	職員の資質の向上に努めるとともに、より効率的な用地取得体制の整備を進めるための検討に引き続き取り組む。また、長期保有土地（大仏山地域保有土地）については、早期の処分に向けて関係部局と調整を図っていく。
	平成26年度実績	職員能力向上のため、経験年数に応じた各種研修会を実施した。また、職員の更なる資質向上に向けて資格取得支援制度創設の検討を行った。組織の効率化を図るため、支所駐在の統廃合の協議を行い平成27年度より1支所1駐在の統廃合が決定した。長期保有土地のうち、大仏山地域保有土地の処分については、平成27年度内の売却の方針が示された。
	平成27年度目標	専門機関として人材育成に努め、より効率的な用地取得体制の整備を進めるための検討に引き続き取り組む。また、長期保有土地（大仏山地域保有土地）の処分については、平成27年度内の売却に向けて関係部局と調整を図っていく。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	長期保有土地の面積（ただし、計画的に再取得されている土地を除く）	0	m ²	目標	193,554	193,433	0
				実績	193,433	193,433	

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	100	A	100	A	100	A
経営計画	95	A	95	A	95	A
事業	76	B	76	B	76	B
経営状況	92	A	92	A	92	A

A（90%～100%）：良好な事象や傾向がみられる

B（60%～89%）：やや良好な事象や傾向がみられる

C（30%～59%）：改善を要する

D（0%～29%）：大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価			比率	100	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か	①	①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	①	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか	①	①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか	①	①
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか	①	①

2. 経営計画に対する評価					比率	95	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			①	
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	②	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			①	
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			①	
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			①	

3. 事業に対する評価					比率	76	評価	B
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	②	6	内部統制は十分に実施されているか			①	
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか			②	
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか			②	
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	②	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			①	
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	②	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			②	

4. 経営状況に対する評価					比率	92	評価	A
1	収支の状況は健全であるか	①	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか			②	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か			①	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か			②	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか			①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定資産が設定されているか			①	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率 = (合計点) / (総回答数 × 5点) × 100

● 団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。
経営計画	平成26年度は支所駐在の統廃合に向けて体制整備の検討を行った。平成27年度より1支所1駐在の統廃合を行い、その結果を検証し、引き続いて用地取得体制の整備を進める。また、経営の安定を図るため市町からの用地取得支援事業の受託拡充を図っていく。
事業	公有地について、国及び県からの依頼に基づき、約19万2千㎡を取得し、前年度までに取得した公有用地について、国及び県へ約35万8千㎡を売却した。引き続き、用地取得等を的確に実施していく。
経営状況	準備金の効率的かつ適正な運用、県土整備部以外の部署や市町からの受託事業の拡充を進めたこと、団塊世代の退職に伴う人件費削減等により、約8,800万円の当期純利益を計上した。引き続き、経営健全化に努めていく。
総括コメント	職員の資質の向上に努めるため、経験年数に応じた各種研修会を実施した。また、長期保有土地のうち、大仏山地域保有土地については、平成27年度内の売却の方針が示された。今後も引き続き、公共事業用地取得の専門機関としての機能を維持し、国、県等の事業要請にこたえていくため、引き続き計画的な人材育成に努める。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	産業や観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりを進めるための社会基盤である道路等の整備や自然災害に備える基盤施設の整備等は緊急の課題であり、これら公共事業の円滑な推進のためには、今後とも公共事業用地の円滑な取得が不可欠である。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	用地専門機関の経営資源である人材の育成、用地交渉ノウハウの蓄積及び継承等について、組織体制の見直しも含めて計画的に取り組んでいる。
	県の評価				
事業	団体自己評価	B	B	B	用地専門機関として、公有地取得事業、あっせん等事業に特化しており、概ね計画どおりに実施している。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	A	A	A	経常損益は8年連続で黒字を計上しており、財務状況は健全である。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

<p>三重県土地開発公社は、公有地取得事業及びあっせん等事業を概ね計画どおりに実施しており、目標達成に向けた取組も進められていることから、自己評価結果は妥当である。今後、さらに用地取得の専門機関としての能力や機能を高めていくため、計画的な人材の育成と、より一層効率的な体制の構築を図っていく必要がある。</p>

第2. 手続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 公有地取得事業の損益管理について（意見）

公有地取得事業の損益は、以下のように推移している。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公有地取得事業					
事業収益 (①)	6,883,859	4,236,546	3,703,226	4,201,057	3,887,876
事業原価 (②)	6,863,645	4,276,119	3,748,911	4,207,457	3,886,673
人件費 (注)	77,677	66,629	41,029	13,399	30,711
事業総利益 (①-②)	20,214	△39,573	△45,685	△6,400	1,203

(注) 事業原価の人件費は、当該年度の発生額を記載している。

なお、平成 25 年度からはあっせん等事業原価への振替後の金額である。

このように、主たる業務である公有地取得事業において平成 23 年度から平成 25 年度まで継続して事業総損失を計上している。主な要因は、事業量が減少し収益として得られる事務費相当額も減少したため、当該事業に従事する業務課職員の人件費を収益でまかなうことができないためである。平成 26 年度は事業総利益を計上しているが、状況は基本的に変化していない。

土地開発公社は過去の事業等から生じた 6,083 百万円の準備金を有しており、それを運用することで有価証券利息を得ているため経営に支障が出ることはないが、主たる業務において損失が継続する状況に対し何らかの改善策が必要であると考えられる。そのためには、各案件の損益状況を把握して、損失が出ている案件を特定し、対策を講ずる必要がある。土地開発公社では現在、各案件に係る人件費を個別に管理していないため、各案件の損益を把握することが困難である。各案件に従事する職員の従事時間を把握し、各職員の人件費単価を使用してそれぞれの案件に配賦すべき人件費を算定することにより、採算管理を行う体制を構築することが望ましい。

2. 用地取得支援業務の委託料算定について (意見)

土地開発公社は、平成 26 年度において 3 件の用地取得支援業務を実施しており、委託料については公有地取得事業と同様に事業費の金額を基礎として設定している。

【平成 26 年度 用地取得支援業務】 (単位：千円)

委託者	事業費	委託料
三重県警察本部	303,354	2,536
玉城町	12,176	468
紀北町 (注)	9,656	467

(注) 紀北町の案件は再委託費を除外している。

用地取得支援業務では、公有地取得事業や県の公共事業用地取得業務に比べて事業費が小さい場合が一般的であり、この設定方法では人件費、経費等の原価に比して委託料が低くなる傾向にある。当該業務は今後の収益拡大のための方策と位置づけられていることも考慮すると、各業務の原価を個別に管理することにより、採算管理を行い、委託料の設定にも反映させていく必要があると思われる。

3. ニューファクトリーひさい工業団地の解除・買戻し特約について（意見）

土地開発公社は県、津市と共同してニューファクトリーひさい工業団地の開発事業を実施してきた。当該事業は平成 25 年度までに全ての区画の売却が終了しているが、土地開発公社は、売買契約上、売却後 10 年間、土地が目的どおりに使用されない等の場合には、契約を解除するか、または土地を買戻す権利を有している。この権利を行使するかどうかは売主である土地開発公社の判断で決定できるため、土地の価格が下落している場合等、契約の解除または買戻しによって土地開発公社が損失を被る可能性がある場合には行使しないことができる。しかし、県や津市との関係上、買主が操業しない等開発の趣旨が達成できないような場合において、土地開発公社の経済合理的な判断とは別にこの権利を行使すべきケースも考えられる。

実際に、当該工業団地において、当初予定どおりに操業開始されないケースが生じている。売買契約においては、やむを得ない事情があり土地開発公社が承認する場合を除き、契約締結の日から 3 年以内に工場の建設を完了（建設が期別に行われる場合には少なくとも第 1 期の建設を完了）するものと定めている。しかしながら、平成 26 年度において、平成 23 年 10 月に買い受けた A 社及び平成 25 年 7 月に買い受けた B 社が建設を完了していない。

A 社は当初平成 24 年 7 月に着工、平成 25 年 6 月に完了する予定であったが、着工を平成 27 年 12 月、完了を平成 29 年 12 月とする旨の承認申請を平成 25 年 9 月に行い、土地開発公社は承認している。また、B 社は当初平成 25 年 10 月に着工、完了を平成 26 年 6 月としていたが、実際には平成 26 年 12 月に着工し、平成 27 年 10 月に完了、同 11 月に操業となった。

残った A 社については操業開始に向け準備を進めており、直近の問題はないといえるが、今後買主が操業しない場合や撤退する可能性も考えられることから、引き続き県、津市と協議し、解除・買戻しの具体的なケースを検討して合意を得ておくことが望ましい。

4. 適正人員規模について（意見）

平成 27 年 3 月 31 日現在職員数は 55 名（うち 2 名は県派遣職員、また 14 名は三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社兼務）である。

現在、公共事業の先行きは不透明であり、土地開発公社として専門的能力を有する人材を確保していく必要がある一方、今後、業務量が減少する可能性がある中で適正な人員規模についても検討すべき時期に来ている。

今後の退職予定者の推移は以下のとおりである。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 名	6 名	3 名

これに対し平成 26 年 4 月 1 日付の職員新規採用計画は、以下のとおり計画されている。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 名	2 名	2 名

なお、現時点で平成 28 年度の採用は見送る方針である。

これに対し過去 3 期間の業務量（公有地取得事業及びあっせん等事業の合計）の推移は以下のとおりであり、少なくとも急激に減少することは考えにくく、一定規模で推移することが予想される。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
5,448 百万円	5,573 百万円	5,244 百万円

平成 25 年 3 月に県が公表した「三重県外郭団体等改革方針」における「団体のあり方の見直し」においても「専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む」とあり、適正な人員規模の検討は将来的に重要な課題となりうる。少なくとも人員の減少に対し、補充が行われない状況が続くのは適切な状況とはいえない。適正な人員規模の検討に当たっては三重県からの業務量に関する中長期的な情報が不可欠であり、相互に連携して進めるのが望ましい。

5. 住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について（意見）

三重県住宅供給公社は平成 23 年 12 月末で解散し、現在は、清算法人として清算手続を進めており、平成 27 年度末をもって清算手続を結了する見込みである。土地開発公社の役員は、住宅供給公社及び道路公社の役員を兼任しており、役員報酬は 3 公社で分担しているため、住宅供給公社の清算結了により、土地開発公社の役員報酬の負担が増加することとなる。また、総務課及び業務課の職員の人件費についても同様に、土地開発公社の負担が増加することとなる。しかしながら、現状の中期計画ではその影響が考慮されていない。

平成 26 年度に住宅供給公社が負担した役員報酬、総務課及び業務課の職員の人件費は 3,293 万円程度であり、平成 28 年度以降は同程度の額が土地開発公社の負担となると考えられる。経営に重要な影響を与えるものと考えられるため、増加する負担額を適切に反映して中期計画を修正し、今後の経営計画を策定していくことが望ましい。

6. 現金の管理について（意見）

土地開発公社は現金管理として公社会計システムより出力した現金勘定帳と管理ノートにて管理している。また、管理方法として現物の確認は日々、出納担当者が現物のカウントを実施し、年度末のタイミングで総務課長が現物をカウントし実際の残高とシステム上のあるべき残高との一致を確認している。

しかし、実際の管理状況として、管理ノートに現物確認や現金勘定帳との一致を確認した押印、サイン等の記録は無かった。また、管理ノートへの記載についても監査実施日(10月1日)現在で確認したところ8月3日時点までの記載となっており、実際の運用としては現金勘定帳と現物確認の一致を確認する形となっていた。

この点、現金の管理方法として出納担当者が日々現物を確認するのは、当然であるが、総務課長の確認が年1回では管理上十分とは言えず、少なくとも毎月次で確認をすることが望ましい。また、手書きのノートを作成する趣旨としてシステムデータが破損した際のバックデータとしての機能も有していることを鑑みると、ノートへの記録を正確に日々行い、現金勘定帳や現物残高とも一致していることを確認しノートに押印することが望ましい。

また、手持ち金庫の中を確認したところ、本来保管してあるべき会社の小口現金の他に、現金 100 円と収入印紙 1,000 円が保管されていた。少額ではあるが、直ちに処理するのが望ましい。

7. 切手の管理について（意見）

現状、切手の管理においては、総務課の出納担当者 1 名が、「三重県土地開発公社」「三重県道路公社」「三重県住宅供給公社」の切手管理簿 3 冊（各公社 1 冊）と切手の現物保管用ファイル 3 冊（各公社 1 冊）の管理をしている。

今回、監査実施日（10 月 1 日）現在における切手の管理状況の確認を行うため、切手の残数をカウントし、切手の管理簿記録と照合した結果、現物が管理簿よりも 10 円切手 2 枚、82 円切手 1 枚多く存在していた。

当該差異については、出納担当者が切手を使用する公社と違う公社の管理簿へ出納記録を行ったため生じていた。

現状、管理簿・現物保管用ファイルともに 3 公社全て同形・同色のファイルで表紙に各公社の名前が記載されているため、出納担当者が実際に使用した公社と管理簿に記録する公社を誤ってしまう可能性がある。また、切手の使用による費用を本来負担しなければならない公社が負担せずに、実際には使用していない公社が負担することとなると、少額ではあるが、公社ごとの適正な損益状況を示さないこととなってしまう。

そのため、今後は手作業により生じてしまうリスクを軽減するためにも、月に 1 度、出納担当者による棚卸しに加え、総務課長が現物をカウントし、管理簿との一致を確かめる第三者によるチェックを実施することにより切手の管理の精度を高めることが望ましい。

8. 有価証券について（意見）

貸借対照表における有価証券の表示の区分について、1 年以内に満期が到来する予定の満期保有目的有価証券を土地開発公社では固定資産の投資有価証券で表示している。こうした表示方法を採用している理由は、流動資産内に有価証券を表示する適切な科目が見当たらないこと、及び「土地開発公社経理基準要綱」において現金及び預金勘定に含めることとされている満期保有目的以外で保有する有価証券とは性質が異なるためである。

しかし、過去の県の監査で長期借入金の 1 年以内に返済期限が到来するものについては流動負債に計上し区別すべきという指摘を受け、区別して計上

するように変更した経緯がある。また、経理規程で「1年以内に現金化する予定であるもの」を流動資産として区分する旨が記載されている。満期保有目的有価証券は期限がいつ到来するかが明確であり、1年以内に満期が到来するものについては流動資産に計上することが望ましい。

9. 固定資産の管理について（指摘）

土地開発公社の所有する建物（事務所）、備品を道路公社と住宅供給公社が使用しているが、そのうち備品とビルの管理費用については、一定の方法により費用を按分しそれぞれの公社が負担している。按分方法としては①3公社間で均等に按分する方法、②人数による按分（毎年11月ごろに職員がどの割合で各公社の業務を行ってきたかの実績に基づいて各公社の負担比率を決定している）、③使用先が明確なものについてはその使用公社が負担する等によって計算されている。しかし、建物（事務所）そのものの使用料については特段、道路公社と住宅供給公社は費用を負担していない状況であった。道路公社と住宅供給公社に使用料を請求しない背景として、平成23年まで現在のように一つの事務所で3公社全てが業務を行うのではなく、土地開発公社が所有する建物（事務所）を住宅供給公社が使用し、住宅供給公社が所有する建物（事務所）を土地開発公社が使用しそれぞれ業務を行っていた。各公社が所有する建物（事務所）の広さは近似しており、双方借りて使用している状態であったため、使用料の相殺と同様に考え実質建物の使用による使用料等を払っていなかった。このような背景の延長で道路公社と住宅供給公社に使用料を請求していない状態が続いている。

本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合は使用料を請求するのが一般的である。今後は適正な使用料の請求をすべきである。

10. 予算の決裁権限者について（指摘）

予算の流用について「三重県土地開発公社会計規程」（以下、「会計規程」という。）第51条によれば、「支出の予定額は各項の間において相互にこれを流用できるものとする。」とされている。

また、「三重県土地開発公社決裁規程」別表1には理事長の決裁事項として「予算の調整及び決算報告に関すること」が記載されているが、予算の流用について決裁権限者が明確にされていない。前述のように「会計規程」においても第51条で「支出の予定額は、各項の間において相互にこれを流用できるものとする。」とされているのみで、誰が行うかは明確にされていない。

い。決裁権限者を明確にすることが必要である。

なお、軽微な流用について理事長の決裁とすることは実務上煩雑と思われる。よって、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。

11. 用地管理システムに係るパスワードの管理について（指摘）

「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社情報セキュリティ対策基準」にはパスワードの管理について以下の定めがある。

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報資産を保護するために以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

2 人的セキュリティ

(12) パスワードの管理

職員等は、自己の保有するパスワードに関し、以下の事項を遵守しなければならない。

ウ パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること（7文字以上で、アルファベットの大文字、小文字、数字、記号が無作為に組み合わせられたものが望ましい。）

エ パスワードは、システム上変更できない場合を除き、一年に一回以上変更すること

用地管理システムである用地管太郎利用時及び業務課に設置されている用地管太郎用スタンドアロン端末2台利用時のWindowsログインについてパスワードの設定が行われておらず、業務上権限のない要員が端末を利用し重要情報を閲覧・利用できる環境にあった。

用地管太郎及び専用スタンドアロン端末の利用者は業務を担当する2～3名であり、これらの担当者のみが利用できるように業務システム及び端末利用時のWindows認証にパスワードを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、そのパスワードには、情報セキュリティ対策基準にあるとおり、使用文字種や文字数・定期的な変更等の設定が適用される必要がある。

12. 業務システムに係るパスワードの管理について（意見）

各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。

パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。また、アカウント漏えいの際対策が取れない期間が長期に及び、不正アクセスが長期にわたる可能性がある。

したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。

Ⅸ 三重県道路公社について

第1. 三重県道路公社の概要

1. 団体名

三重県道路公社

2. 所管部

県土整備部

3. 設立年月日

昭和48年6月1日

4. 沿革

- | | |
|----------|---|
| 昭和48年 8月 | 鈴鹿公園有料道路、志摩開発有料道路第1期事業を三重県企業庁より、伊勢有料道路を日本道路公団より引き継ぐ |
| 昭和48年12月 | 富田山城有料道路事業着手 |
| 昭和50年 6月 | 青山高原有料道路を三重県企業庁より引き継ぐ |
| 昭和51年 7月 | 志摩開発有料道路第2期事業を三重県企業庁より引き継ぐ |
| 昭和55年 4月 | 富田山城有料道路一部供用 |
| 昭和59年 3月 | 富田山城有料道路全線供用開始 |
| 昭和59年 3月 | 青山高原有料道路 三重県へ移管 |
| 昭和60年 8月 | 伊勢有料道路 三重県へ移管 |
| 平成元年 9月 | 伊勢二見鳥羽有料道路事業許可 |
| 平成元年10月 | 伊勢二見鳥羽有料道路建設事業着手 |
| 平成 6年 4月 | 伊勢二見鳥羽有料道路全線供用開始 |
| 平成 8年 7月 | 富田山城有料道路無料化 |
| 平成 9年11月 | 鈴鹿公園有料道路 料金徴収期間満了による無料開放化及び三重県への移管 |
| 平成10年 4月 | 三公社(三重県道路公社、三重県土地開発公社、三重県 |

	住宅供給公社)の事務局統合
平成15年 4月	志摩開発有料道路第1期 料金徴収期間満了による無料開放化及び三重県への移管
平成18年 7月	志摩開発有料道路第2期 料金徴収期間満了による無料開放化及び三重県への移管

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

三重県道路公社は、三重県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 三重県道路公社（以下、「道路公社」という。）が定款に定める業務のうち主な業務内容は次のとおりである。
 - ① 三重県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
 - ② 国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社、もしくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち、地方道路公社法施行令第3条で定めるものを行うこと。
 - ③ 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - ④ 第1号に規定する道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - ⑤ 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
 - ⑥ 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に

- に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- (2) 道路公社は、前項の業務の他、三重県知事の認可を受けて次の業務を行うことができる。
- ① 前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設を建設し及び管理すること。
- ② 委託に基づき、前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として、建設することが適当であると認められる事務所等を建設し及び管理すること。
- ③ 前項第2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容 〔事業規模〕

事業名	(単位：千円)			備考
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(1) 有料道路事業	308,412	394,217	382,037	
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
(2)				
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
(3)				
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
(4) (1)～(3)以外の事業				
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
全事業合計	308,412	394,217	382,037	経常収益
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	

○財務概況

		(単位：千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
損益計算書	経常収益 (a)	308,412	4,955,063	4,266,259
	経常費用 (b)	150,045	4,994,550	4,215,758
	当期経常増減額 (c) = (a) - (b)	158,367	60,860	59,191
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用-特別 法上の引当金繰入額) (d)	△ 158,367	△ 156,043	△ 195,555
	当期増減額 (e) = (c) + (d)	0	0	0
貸借対照表	資産	6,524,244	6,618,059	6,600,711
	負債 (h)	3,774,244	3,868,059	3,850,711
	資本 (i)	2,750,000	2,750,000	2,750,000
	負債・資本合計 (j) = (h) + (i)	6,524,244	6,618,059	6,600,711

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	0人	0人	0人	県派遣職員は、土地開発公社・住宅供給公社と兼務しているため、土地開発公社に記載 H26平均年齢※： 一歳 H26平均年収※： 一千元
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	0人	0人	0人	
常勤正規職員	2人	2人	0人	県派遣職員は、土地開発公社・住宅供給公社と兼務しているため、土地開発公社に記載 H26平均年齢※： 一歳 H26平均年収※： 一千元
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	0人	0人	0人	
その他職員	4人	4人	6人	再雇用職員4人、嘱託職員1人、事務補助職員1人
うち、県退職者	0人	0人	0人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料	0	0	0
補助金・助成金	0	0	0
負担金	0	0	0
借入金（期中に借り入れた額の合計）	0	0	0
その他県支出金（追加出資額等）	0	0	0
計	0	0	0
借入金残高（期末残高）	0	0	0
債務保証額（期末残高）	379,973	450,000	358,000
損失補償限度額	0	0	0
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）	0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成6年度～平成35年度	無	策定予定時期
---	------	--------------	---	--------

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	地域経済の発展及び地域住民の福祉増進に貢献することを目標に、利用者への安全・安心なサービスの提供及び利用の促進に努めるとともに、事業の管理コスト節減等健全経営に取り組んでいく。
実績	道路利用者の安全性確保のため、橋梁耐震補強工事を継続して行った。また、有料道路の利用促進のため回数券販売について、料金所でのチラシ配布や鳥羽市南部地域及び志摩市のホテル、企業を訪問するなどのPR活動を行った。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	平成25年度に着手した橋梁の耐震補強工事を継続して実施し、利用者の更なる安全対策を行うほか、回数券の販売促進による利用促進対策に引き続き取り組む。
	平成26年度実績	橋梁の耐震補強工事を継続して実施し、また、チラシの配布等継続して回数券の販売促進に取り組んだ。
	平成27年度目標	橋梁の安全対策として落橋防止対策を実施し、利用者の更なる安全対策を行うほか、利用の促進対策として、利用のPR及び回数券の販売促進を行う。

定量目標	指標	数値目標	単位		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	有料道路（伊勢二見鳥羽ライン）利用交通量	2,058	千台	目標	2,019	2,115	2,058
			実績	2,052	2,128		

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	90	A	90	A	90	A
経営計画	70	B	70	B	70	B
事業	88	B	88	B	88	B
経営状況	88	B	88	B	92	A

- A (90%~100%) : 良好な事象や傾向がみられる
 B (60%~89%) : やや良好な事象や傾向がみられる
 C (30%~59%) : 改善を要する
 D (0%~29%) : 大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価					比率	90	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	②	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か				①
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	①	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか				①
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか				②
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか				①

2. 経営計画に対する評価					比率	70	評価	B
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか				②
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	②	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか				②
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	②	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか				②
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	①	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか				②

3. 事業に対する評価					比率	88	評価	B
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	①	6	内部統制は十分に実施されているか				①
2	事業毎に目標を設定しているか	①	7	危機管理体制は十分に整備されているか				①
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか				②
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	②	9	管理費比率及び人件費比率は適正か				①
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか				②

4. 経営状況に対する評価				比率	92	評価	A
1	収支の状況は健全であるか	①	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか		①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か		①	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か		②	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか		①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定期資産が設定されているか		②	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率 = (合計点) / (総回答数×5点) ×100

●団体自己評価コメント

平成26年度コメント	
目的	伊勢志摩地域の交通の円滑化を図ることで、経済・文化等の交流を促進し、地域産業の発展、住民福祉の増進に貢献した。
経営計画	効率的な管理を行うとともに利用者の安全性の確保に努め、また、関係機関と連携して利用促進対策及び伊勢志摩のPRの推進に努めた。
事業	道路利用者の安全性確保のため、橋梁耐震補強工事を継続して行った。また、有料道路の利用促進のため回数券販売について、料金所でのチラシ配布や鳥羽市南部地域及び志摩市のホテル、企業を訪問するなどのPR活動を行った。
経営状況	道路公社の黒字相当額である161百万円を償還準備金に繰り入れた。また借入金を着実に償還し健全経営を行っている。

総括コメント	平成26年度は橋梁の耐震補強工事を継続して実施し、また、チラシの配布等継続して回数券の販売促進に取り組んだ。平成27年度は橋梁の安全対策として落橋防止対策を実施し、利用者の更なる安全対策を行うほか、利用の促進対策として、引き続き利用のPR及び回数券の販売促進を行う。
--------	---

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	設立目的に従い伊勢二見鳥羽有料道路事業を実施しており、有料道路事業周辺地域の交通の円滑化を図り、住民福祉の増進と産業の発展に寄与している。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	B	B	B	平成25年9月に第二伊勢道路が開通し、式年遷宮後も安定した交通量が確保できており、中長期経営計画との差も縮小しつつある。
	県の評価				
事業	団体自己評価	B	B	B	今後も事業計画に基づいた事業目標達成のため、引き続き事業の健全経営に努める必要がある。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	B	A	安定的な料金収入の確保、計画的な施設更新により、着実な償還の取組がなされている。今後も、安定的な利用者の確保や、効率的な組織運営、管理コスト節減に継続して努める必要がある。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

通行量は、平成25年9月に第二伊勢道路が開通したこともあり、式年遷宮後も順調に推移している。この通行量が一時的なものとならないよう、有料道路の利用促進に取り組む必要がある。橋梁の耐震補強については、平成26年度中に4橋梁のうち3橋梁の補強が完了し、利用者の安全確保について取組がなされている。今後は、残る1橋梁について耐震補強に取り組む必要がある。道路建設費は、料金収入の増加や、経費節減等により繰上げ償還を行うなど、着実な償還の取組がなされている。今後も、早期償還に向けて、管理コストの節減等、健全な公社運営を図る必要がある。上記の取組の継続を図るとともに、伊勢二見鳥羽ラインの無料化の検討状況を踏まえ、公社の在り方を検討していく必要がある。

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 賞与引当金の負担割合について（意見）

総務課及び業務課人員の賞与引当金について、3公社（土地開発公社・道路公社・住宅供給公社）の業務状況に応じて負担額を割り振っている。この負担割合は、例えば役員は、3公社均等に33.3%であり、各職員は公社ごとの業務割合の予測（例えば住宅供給公社の業務のない職員であれば道路公社と土地開発公社で50%ずつ等）に基づいている。これらは毎年11月頃見直しを行っており、当然ながら見直し時点の予測になる。

しかしながら、実際には土地開発公社が100%全額負担している職員が、道路公社職員としての業務も一部行っている等、負担割合と実際の状況とが不一致になっているものが認められた。見直し後に業務内容の変更が生じた場合に、修正が次年度まで行われないと、各公社の負担すべき金額を誤らせることになる。今後は適宜適切に見直す体制とする必要がある。

なお、平成29年4月1日より伊勢二見鳥羽有料道路が無料化されることが、県より発表されており、これらの影響についても考慮した上で決定すべきである。

2. 共同で負担する経費の配分について（意見）

道路公社においては、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社の3公社が共同で負担する経費が発生しており、各公社の負担は合理的な基準により按分され、3公社はそれぞれ財務諸表を作成し、予算を作成している。

ここで、住宅供給公社は、平成 27 年度に清算終了する予定であり、下表における年間約 35 百万円の負担関係が明確になっておらず、今後の事業計画上どの程度の負担が発生するかの検証が行われていない。

道路公社においては、平成 28 年度まで継続して伊勢二見鳥羽有料道路の事業を行っていくこととなっており、その清算時には出資金の返還を行う必要もあることから確度の高い将来事象（住宅供給公社の清算）については早期にその影響を考慮し、対応方法について検討しておくことが望ましい。

(単位：千円)

法人名	人件費	その他経費	合計
土地開発公社	62,436	10,337	72,771
住宅供給公社	32,934	2,653	35,587
道路公社	31,367	2,047	33,415

3. 予定価格の積算について（指摘）

伊勢二見鳥羽有料道路料金收受業務委託における予定価格の積算の過程で、收受員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.12 の係数を、作業員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.10 の係数を乗じて算定している。

この点、県業務補助職員の日額相当を用いた理由及びそれに乗じた各係数は、過年度から継続的に用いているものであり、実績等を勘案する等特に見直しは行われておらず、合理的に説明することが困難であるとのことであった。

こういったことから、予定価格の説得性を確保するためには、他の道路公社の積算根拠を参考にする等、根拠を明確にすべきである。

4. 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その2）の委託費について（指摘）

夫婦橋に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事については、平成 25 年度に着手したが、予測以上の厚さの軟弱な土砂が堆積していることが判明し、想定した仮締切工では安全な施工が確保できないとして、工事は中止に至った。

当該工事は、橋梁の上部工と下部工に係る耐震補強工事であり、この工事に係る積算業務と監理業務を公益財団法人Aへ総額 2,488,500 円（税込）で委託したが、工事の中止に伴い、橋脚の耐震補強の必要性を確認する耐震性

能照査業務に係る積算業務を追加するとともに、未実施の監理業務を減額して、変更契約を締結している。

耐震補強を進めるため、平成 27 年度に、夫婦橋の上部工に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に関する積算業務及び監理業務を同公益財団法人へ委託しているが、下部工の施工は行わないこととしたことから、工事施工のための仮設工法に変更はあるものの、上部工に関しては平成 25 年度から設計の変更はないため、少なくとも当該工事費の積算業務については効率化され経済的に実施できると考えられる。

当該事情等を勘案した上で予定価格を積算すべきであり、当該予定価格に基づき契約を締結すべきである。

5. 予算の流用について（指摘）

予算の流用については、地方道路公社法施行規則第 13 条に、以下の定めがある。

（予算の流用等）

第 13 条 地方道路公社は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第 11 条第 2 項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

また、「三重県道路公社会計事務取扱細則」第 14 条によれば、「予算を流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書により理事長の承認を受けなければならない。」とされている。しかし、実務上、流用の手続を経ることなく、予算の流用が行われている。今後は流用の手続を行い適時に承認を受けるべきである。

なお、流用の決裁権限者は前述のとおり理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。

6. 情報セキュリティ対策基準の運用について（意見）

道路公社では「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ基本方針」を策定し、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティレベルの維持向上を図っている。更

に、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための情報資産に対する一般基準として「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」が策定されており、情報資産に対する基本的な方針を定めている。しかしながら、職員に対して当該方針・基準について周知されておらず、全職員による情報セキュリティの遵守が統一的に行われない状況が認められた。

したがって、今後は情報セキュリティ対策基準を策定するだけでなく、全職員に周知を図ることで組織全体として対策基準に記載の運用を行う体制を整備するのが望ましい。

7. 会計システムに係るパスワードの管理について（指摘）

会計システム利用者は総務課の担当者1名のみであるが、当該ユーザーID、パスワードは異動・離職等で担当者の変更が生じた以降も継続して同一のものを利用している状態である。そのため会計システムパスワードの変更が実施されていない事になり、異動・離職により総務課を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスし、機密情報を閲覧できる可能性が残ることになる。

したがって、会計システムについて、パスワードは職員の異動の都度変更する必要がある。

8. 業務システムに係るパスワードの管理について（意見）

「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」にはシステム利用時のパスワードの管理について以下の定めがある。

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報資産を保護するために以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

2 人的セキュリティ

(12) パスワードの管理

職員等は、自己の保有するパスワードに関し、以下の事項を遵守しなければならない。

ウ パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること（7文字以上で、アルファベットの大文字、小文字、数字、記号が無作為に組み合わせられたものが望ましい。）

エ パスワードは、システム上変更できない場合を除き、一年に一回以上変更すること

道路公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また道路公社で利用されている会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。

パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。また、アカウント漏えいの際対策が取れない期間が長期に及び、不正アクセスが長期にわたる可能性がある。

したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。

9. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について(指摘)

道路公社では、個人用端末にアクセスする際に利用する Windows のユーザーIDは「Active Directory」にて管理されている。これら Windows のユーザーIDは一覧表を作成して一元管理されており、離職情報や異動情報を基に更新している。しかし、離職者・異動者についてのシステム上のユーザーIDの取扱いについて Active Directory からの削除手続がなく、現状では離職者・異動者のユーザーIDが残存しており、離職者・異動者IDによるログインが可能な状態が継続している。また、ユーザーIDの権限変更やユーザーIDの削除漏れを確認する手続も存在していない。

そのため、離職者・異動者の残存するユーザーIDを利用して権限外の情報資産へのアクセスが可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等ができてしまう可能性が高まる。

したがって、離職者・異動者等の不必要なIDを削除し、利用できないよう管理する手続を策定し、実施する必要がある。

10. ソフトウェアのインストール権限について(意見)

「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」には無許可ソフトウェアの使用について以下の定めがある。

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報資産を保護するために以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

2 人的セキュリティ

(6) 無許可ソフトウェアの導入等の禁止

職員等は、情報セキュリティ責任者及び当該パソコン等の管理責任を有する情報セキュリティ管理者の許可を得ずソフトウェアのインストールを行ってはならない。

道路公社では現状、標準外のソフトウェア利用に対する許可は口頭のみで行われており、許可手段が定められていない。また、各個人にて情報セキュリティ管理者の許可を得ずともインストールや利用が可能な環境である。

個人端末に導入されているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックは実行されているものの、フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）はウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。また、各端末にて利用されているソフトウェアの管理が行われないことにより、業務上不必要なソフトウェアがインストールされてしまう事や、セキュリティホールやコンピューターウイルス感染への対応が遅れ、情報セキュリティ問題が深刻化する可能性がある。

したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の許可手続の策定、及び利用状況の管理を行い、未承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。

11. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」には外部記録媒体の管理についての以下の定めがある。

（情報資産の分類と管理）

第4条 情報資産をその内容に応じ分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

2 情報資産の分類と管理方法

(3) 外部記録媒体の管理

外部記録媒体の管理は以下のとおりとする。

ア 外部記録媒体（FD、MO、CD、DVD、USBメモリ等）は、持ち運びが容易なことから重要性分類に従い十分注意して適切な管理を行わなければならない。

外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。

また、個人所有の外部記録媒体を利用していることから、業務で利用した外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

12. 会計システムのバックアップデータ管理について（意見）

「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」第5条3（1）エにバックアップについて以下のように定められている。

（情報セキュリティ対策）

第5条 情報資産を保護するために以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

3 技術的セキュリティ

(1) 情報システム等の管理

エ バックアップ

重要性分類特A以上の個人情報保有する情報システム又は速やかに復旧しないと重大な影響を及ぼす情報システムを管理する情報システム等管理者は、冗長化構成の有無に関わらず、その重要度に応じて期間を設定し、情報システムに記録された情報資産を、定期的に取り出し可能な外部記録媒体に複製し情報システムの設置場所以外の適切な場所で保管するか、又は情報システムの設置場所以外の場所に設置されているバックアップサーバーに保存しなければならない。

会計システムについては、担当者が年次でシステム上のメニューよりバックアップを取得している。ただし、取得したバックアップデータはシステム

が稼働している経理用のスタンドアロン端末上にのみ存在し、二重化されていない。各年度の元帳が紙媒体で保管されている事から、経理用端末が故障した場合においても、再び入力することによりデータの復旧は可能であるが、業務上困難な状態となっている。

バックアップが正常にとられていない場合、障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。

現状では会計システム端末が故障しバックアップデータが消失してしまった際、復旧が困難になることが予想される。

したがって、会計システムについて、バックアップデータを経理用端末に接続されている外付けのハードディスク等端末以外の場所にも保存し、二重化しておくことが望ましい。

X 公益財団法人三重県下水道公社について

第1. 公益財団法人三重県下水道公社の概要

1. 団体名

公益財団法人三重県下水道公社

2. 所管部

県土整備部

3. 設立年月日

昭和62年7月10日 財団法人三重県下水道公社として設立

4. 沿革

昭和62年5月28日	公社設立準備会 北勢沿岸流域下水道事業（北部処理区）連絡協 議会委員会（議案第5号）
昭和62年6月9日	財団法人三重県下水道公社設立総会
昭和62年7月1日	設立許可（三重県指令監第1056号） 公社の事務所を三重県三重郡川越町大字亀崎新 田80番地の2に置く（同所に北部浄化センター を設置）とともに、北勢沿岸流域下水道（北部 処理区）の受託事業の開始
昭和62年7月10日	設立登記
平成4年3月31日	寄付行為の一部変更認可（三重県指令492号） 書面表決の追加
平成5年4月1日	本部及び雲出川左岸浄化センターを設置すると ともに、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理 区）受託事業の開始
平成8年1月1日	南部浄化センターを設置するとともに北勢沿岸 流域下水道（南部処理区）受託事業開始
平成10年4月1日	松阪浄化センターを設置するとともに中勢沿岸

平成 12 年 3 月 27 日	流域下水道（松阪処理区）受託事業の開始 寄付行為の一部変更許可（三重県指令監第 3 5 1 号） 評議員及び評議員会にかかる内容の追加 理事長の選任方法の変更
平成 17 年 1 月 11 日	寄付行為の一部変更許可（三重県指令県土第 0 0－6 3 号） 理事・評議員の定数の減
平成 18 年 1 月 17 日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受け る（平成 1 8 年度から 3 年間）
平成 18 年 6 月 1 日	宮川浄化センターを設置するとともに、指定管 理者として宮川流域下水道（宮川処理区）の維 持管理を開始
平成 19 年 4 月 1 日	下水道普及啓発施設『高須町公園オートキャン プ場』管理運営の受託事業を開始
平成 20 年 12 月 24 日	寄付行為の一部変更認可（三重県指令県土第 0 1－1 2 6 号） 主たる事務所の変更
平成 21 年 1 月 1 日	公社事務所を松阪市高須町 3922 番地に移転
平成 21 年 1 月 9 日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受け る（平成 2 1 年度から 5 年間）
平成 25 年 4 月 1 日	公益財団法人三重県下水道公社へ移行
平成 25 年 12 月 25 日	三重県流域下水道施設指定管理者の指定を受け る（平成 2 6 年度から 5 年間）

5. 設立目的

定款に定める目的は次のとおりである。

三重県が設置する流域下水道施設の管理業務を行うとともに、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うことにより、三重県及び県内市町の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

6. 主な事業内容

定款に定める事業内容は次のとおりである。

- (1) 流域下水道施設の管理
- (2) 下水道に関する知識の普及及び啓発
- (3) 下水道に関する調査研究及び研修
- (4) 市町への技術支援
- (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 経営基本情報等

以下は、「県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成27年9月）」に基づき記載している。

○主な事業内容

[事業規模]		(単位：千円)			
事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考	
(1) 流域下水道施設維持管理業務	3,459,317	3,493,015	3,817,276		
全事業合計に占める割合	99.4%	99.4%	99.4%		
(2) 排水設備工事責任技術者認定事業	8,695	9,182	9,789		
全事業合計に占める割合	0.2%	0.3%	0.3%		
(3) 普及啓発事業	230	328	281		
全事業合計に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%		
(4) (1)～(3)以外の事業	12,681	12,070	13,252		
全事業合計に占める割合	0.4%	0.3%	0.3%		
全事業合計	3,480,923	3,514,595	3,840,598	経常費用（事業費＋管理費）	
全事業合計に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%		

○財務概況

		(単位：千円)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
正味財産増減計算書	経常収益	(a)	3,473,858	3,515,668	3,838,063
	経常費用	(b)	3,480,923	3,514,595	3,840,598
	当期経常増減額	(c) = (a) - (b)	△ 7,065	1,073	△ 2,535
	当期経常外増減額 (経常外収益-経常外費用)	(d)	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	(e) = (c) + (d)	△ 7,065	1,073	△ 2,535
	当期指定正味財産増減額	(f)	0	0	0
	当期正味財産増減額合計	(g) = (e) + (f)	△ 7,065	1,073	△ 2,535
貸借対照表	資産		857,630	715,812	823,244
	負債	(h)	762,320	619,429	729,396
	指定正味財産	(i)	56,000	56,000	56,000
	一般正味財産	(j)	39,310	40,383	37,848
	正味財産	(k) = (i) + (j)	95,310	96,383	93,848
	負債・正味財産合計	(l) = (h) + (k)	857,630	715,812	823,244

○役職員の状況

(※派遣職員は含まない)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
常勤役員	1人	1人	1人	H26平均年齢※： 一歳 ：法人の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程により支給
うち、県退職者	1人	1人	1人	
うち、県派遣	0人	0人	0人	
常勤正規職員	16人	16人	16人	H26平均年齢※： 44.3歳 H26平均年収※： 5,542千円
うち、県退職者	0人	0人	0人	
うち、県派遣	9人	9人	7人	
その他職員	42人	37人	41人	嘱託員：21人、短時間勤務嘱託員：4人、臨時嘱託員：1人、有期雇用職員：15人
うち、県退職者	14人	8人	8人	

○県からの財政的支援など

	(単位：千円)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託料		3,471,944	3,504,954	3,830,364
補助金・助成金		0	0	0
負担金		0	0	0
借入金（期中に借り入れた額の合計）		0	0	0
その他県支出金（追加出資額等）		0	0	0
計		3,471,944	3,504,954	3,830,364
借入金残高（期末残高）		0	0	0
債務保証額（期末残高）		0	0	0
損失補償限度額		0	0	0
損失補償契約に係る債務残高（期末残高）		0	0	0

○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画の策定の有無

有	計画期間	平成24年度～平成30年度	無	策定予定時期
---	------	---------------	---	--------

●中長期経営計画による目標及びその達成状況

目標	放流水質規制基準値を遵守し、公共用水域の良好な水質を維持する。運転管理の創意工夫により電力費や薬品費等のコストを削減する。
実績	放流水質については、法令排水基準よりも更に厳しい目標放流水質のもと概ね良好な水質を確保し、公共用水域の水質保全に寄与することができた。コスト削減については、これまでの項目に加え、新たな指定管理期間に掲げた取組内容についても、概ね目標が達成できた。

●年次事業計画による達成目標

定性目標	平成26年度目標	攪拌機の間欠運転などの創意工夫による効果的・効率的な運転管理及び複数年契約等の調達方法の実施により、維持管理費の抑制に努めるとともに、適正な業務を実施する。
	平成26年度実績	攪拌機の間欠運転などによる効果的・効率的な運転管理により、電力及び薬品は使用量の削減が図れた。また、複数年契約等により維持管理費の抑制を図ることができた。
	平成27年度目標	設備・機器の計画的な点検、修繕、更新により施設の適正管理を行うとともに、創意工夫による効果的・効率的な運転管理による管理コストの削減を図る。

定量目標	指標	数値目標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	BOD（生物化学的酸素要求量）の放流水質〔北部浄化センター〕	14	mg/1	目標 実績	8 6	14 9
COD（科学的酸素要求量）の放流水質〔北部浄化センター〕	18	mg/1	目標 実績	12 17	18 10	18
SS（浮遊物質）の放流水質〔北部浄化センター〕	20	mg/1	目標 実績	10 34	20 14	20

○団体自己評価結果

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	比率	評価	比率	評価	比率	評価
目的	95	A	95	A	95	A
経営計画	95	A	95	A	95	A
事業	91	A	91	A	91	A
経営状況	88	B	92	A	88	B

- A (90%~100%) : 良好な事象や傾向がみられる
 B (60%~89%) : やや良好な事象や傾向がみられる
 C (30%~59%) : 改善を要する
 D (0%~29%) : 大いに改善を要する

●団体自己評価表

1. 目的に対する評価					比率	95	評価	A
1	団体の目的は現在でも社会的要請があるか	①	5	事業構成比率は団体の目的からみて適正か			①	
2	民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か	②	6	団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標となっているか			①	
3	県との役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	①	7	社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか			①	
4	事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	①	8	県民に対し情報公開・情報提供しているか			①	

2. 経営計画に対する評価					比率	95	評価	A
1	経営基本方針等を定め、役員・職員に浸透しているか	①	5	年次事業計画と実績との差異を分析し、改善しているか			①	
2	中長期経営計画を策定し、運用しているか	①	6	中長期経営計画、年次事業計画は県の方針を反映したものとなっているか			①	
3	外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	①	7	計画目標達成のため、人材育成・能力開発を行っているか			①	
4	中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	②	8	計画の実施にあたり、進捗管理の体制が十分に整備されているか			①	

3. 事業に対する評価					比率	91	評価	A
1	団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか	①	6	内部統制は十分に実施されているか			①	
2	事業毎に目標を設定しているか	②	7	危機管理体制は十分に整備されているか			①	
3	目標の達成状況を評価・活用しているか	①	8	組織体制は十分に整備されているか			①	
4	顧客ニーズ及び顧客満足度を把握しているか	②	9	管理費比率及び人件費比率は適正か			①	
5	顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	①	10	事業毎に損益を分析し、活用しているか			—	

4. 経営状況に対する評価					比率	88	評価	B
1	収支の状況は健全であるか	③	6	開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか			①	
2	累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	①	7	債権管理は十分か			①	
3	財務基盤についての指標は適正か	①	8	借入金は返済可能か			①	
4	収益における県への依存度は適正か	①	9	基本財産や運用財産を適正に運用しているか			①	
5	総資産当期経常増減率は適正か	①	10	必要な額の特定資産が設定されているか			②	

※ 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
 比率=(合計点) / (総回答数×5点) ×100

●団体自己評価コメント

		平成26年度コメント
目的		公社の目的である「県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与する」は、現在の社会経済情勢においても社会的要請に合致している。
経営計画		平成24年度から30年度までを計画期間とする経営計画において、公社として果たすべき役割や方向性を明確にしている。また、指定管理者にかかる事業計画書に基づき、適切に流域下水道施設の運転及び維持管理を行っている。
事業		放流水質については、法令排水基準よりも更に厳しい目標放流水質を設定して運転管理を行い、良好な水質に処理して伊勢湾へ放流している。また、流域下水道施設の管理業務については、季節、天候により流入水質が変動するなか、水処理工程における常時監視及び工程調整等の日常的な運転管理を適切に行っている。
経営状況		経営計画の基本運営方針である「安定した水処理と継続的なコスト削減の追及」に基づき、放流水を良好な水質に維持しつつ、継続的な管理コストの削減に努めるとともに、受益者である流域関連市町へ生じた利益を還元している。なお、排水設備工事責任技術者認定事業等において当期経常増減額が△2,535千円となり、当期一般正味財産が減少した。
総括コメント		全浄化センターにおける年間流入水量72,729,985m ³ を良好な水質に処理し、伊勢湾の水質保全及び改善に寄与できた。コスト削減については、新たな項目にも取り組んだ結果、管理運営の基本方針に掲げる目標を概ね達成できた。また、効率的かつ効果的な組織運営を図るため、組織の一部改編を行うとともに、職員の能力向上に資する勤務評定制度を導入している。さらに、公社技術力の向上を図るため、計画的なプロパー職員（技術職）の採用を行っている。

●知事等の審査及び評価結果

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度コメント
目的	団体自己評価	A	A	A	年々、下水道処理人口普及率や処理場に流入する水量が増加しているなかで、社会的要請はますます増加している。
	県の評価				
経営計画	団体自己評価	A	A	A	ライフサイクルコストの低減や施設の延命化など中長期的な視点を持った健全な運営に努めている。
	県の評価				
事業	団体自己評価	A	A	A	法定排水基準を上回る目標放流水質により運転管理を行い、良好な水質が確保されているとともに、コスト削減を図っている。
	県の評価				
経営状況	団体自己評価	B	A	B	汚水処理業務では、流入水量の増加に伴って年々経費が増加しているが、良好な放流水質を維持しつつ、積極的にコスト削減に取り組み、成果を上げている。なお、排水設備工事責任技術者認定事業は、累積剰余金を受益者に還元するため制度改正し、平成26年度は収入減となりB評価となったが、これは計画的に実施しているものであるため、下水道公社の運営に支障をきたすものではない。
	県の評価				

＋：団体自己評価結果に比べて高く評価（良好な点が認められる）

－：団体自己評価結果に比べて低く評価（課題が認められる）

空白：団体自己評価結果と概ね同じ評価

●知事等の総括コメント

<p>三重県下水道公社は、法定排水基準を上回る目標放流水質により運転管理を行い、良好な水質を確保するとともに、コスト削減に積極的に取り組み、受益者の負担軽減を行う等、健全な経営を行っていることから、自己評価は妥当である。なお、平成26年度は収入減があったものの、この収入減については計画的に実施しているものであり、下水道公社の運営に支障をきたすものではないと判断できる。今後も良好な水質を確保するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕、さらには安定した経営管理のための必要な人材確保を計画的に実施していく必要がある。</p>

第2. 手 続

関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合規性を検証した。また、担当部署に対する質問、関連書類の調査・分析、現場視察等を実施し、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

第3. 監査結果

1. 普及啓発施設利用者の要望等の収集について（意見）

下水道公社は、普及啓発施設として、高須町公園内のオートキャンプ場（以下、「キャンプ場」という。）及びせせらぎ公園（以下、「公園」という。）の運営を行っている。過去5年間の使用料は以下のとおり推移している。

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
使用料	8,191	7,345	7,272	7,985	7,202

天候の差により左右されることがあるが、使用料は概ね毎年7百万円から8百万円で推移している。

キャンプ場、及び公園の魅力や利用者の満足度を高め、利用者の増加に努めることで、処理場についてのイメージが改善することが期待される。それゆえ、利用者が不満なく施設を利用できるよう、下水道公社としても積極的に取り組む必要があり、そのための1つの方策として利用者の声や改善要望を漏れなく正確に拾い上げることが重要と考えられる。

しかし、利用者に対するアンケートやホームページ等における問い合わせ窓口といった、意見等の情報収集のための体制の整備が徹底されていないため、利用者の改善要望や感想、普及啓発という施設設置目的の達成度等、今後の事業運営上に有用と考えられる情報の取込みが十分ではないと考えられる。例えば、キャンプ場については、宿泊施設としての清掃状況や受付対応等に関する改善点等以外にも、施設の破損や劣化等の情報の拾い上げも可能となり、事業運営に資するものと考えられる。

現状においては、条例や施設管理要綱等により運営管理の制約があるため、アンケート結果に基づく改善については、下水道公社で対応できる部分は限定的にならざるを得ないが、宿泊施設へのアンケートや意見箱の設置、ホームページサイト上での問い合わせフォームの設定等について導入をすることが望ましい。

2. 1者入札について（意見）

下水道公社は業務委託等を行う場合において、「公益財団法人三重県下水道公社会計規程（以下、「会計規程」という。）」第73条第1項に定めるとおり、業務委託に係る予定価格が100万円超の業務については、原則として競争入札を実施しており、入札の透明性やコスト削減の向上に努めている。

しかし、計装設備点検業務（北部浄化センター）については、一定人数以上の人員配置が必要であり、かつ、点検業務に係る特殊なシステム対応が必要であることから、1者入札となっており、平成21年度より平成28年度まで継続して同一業者が受託している。過去の落札率は以下のとおりである。

（単位：円）

対象年度	予定価格	落札価格	落札率
平成21年～23年（3年契約）	55,220,000	51,500,000	93%
平成24年～25年（2年契約）	41,210,000	40,800,000	99%
平成26年～28年（3年契約）	61,050,000	60,000,000	98%

上記のとおり、落札率の高い状況が継続している。

前述のとおり、下水道公社は会計規程を制定して入札手続について規定しているが、1者入札の場合の対応については特段の定めがなく、入札自体が適切に行われているのであれば、合規性の点で問題はない。

しかし、特殊なシステム対応が必要となること等の理由により当該委託業務が1者入札とならざるを得ないことは理解できるとしても、現状の高い落札率を踏まえると、例えば長期の複数年契約を検討する等、経済性を追求することが望ましい。

3. 委託先の事業者の評価体制について（意見）

現状、業務の委託先（以下、「受託業者」という。）は、競争入札においては一部（2業務）を除き、「会計規程」第59条にしたがい、金額基準のみをもって業者の選定を行っている。しかし、下水道公社の委託業務においては専門的な技術を要する業務内容が多く、また、価格と品質が総合的に優れた内容の契約の相手方となる受託業者である必要がある。

そのため、業務の評価はコスト面以外においても、過去の同様の業務の実績や作業の精緻度等を総合的に勘案して評価すべきものであると考えられる。また、会計規程第63条においても、金額面以外において下水道公社が有利となる場合においては当該相手先を落札者とすることができる旨（以下、

「総合評価」という。)を記載していることから、金額以外の基準により業者を選定することも検討すべきである。

この点、汚泥処理業務の委託については現状も総合評価を実施しており、複数年(5年)の契約の途中であることから、過去の受託業者の実績や評価等については情報として蓄積している。

しかし、全ての業務の委託において、総合評価を導入はされておらず、また、その業務の特性(単純作業や画一的に評価可能な業務)から総合評価が適さない業務も存在する。そのため、今後、各業務について最も適した評価方法の検討を行い、総合評価が適した業務については、汚泥処理業務同様に、評価の基礎となる情報の蓄積に努められたい。

4. 小口現金の取扱いに係る職務分掌について(意見)

「会計規程」第7条第1項において、「所属の長は、総務課、水質分析センター及び浄化センターに現金取扱員及び物品管理者を置くことができる。」と規定され、同条第2項において、「現金取扱員及び物品管理者は、所属の長が指名し、総括出納員及び出納員が行う現金及び物品の出納又は保管に係る事務を補助するものとする。」と規定されている。

現状、小口現金の取扱いについては、北部及び宮川浄化センターにおいて所長が一人で受払いを管理し、現金出納簿へ記帳している状況である。

小口現金については、残高が10万円の範囲内に限定されており、過度に多額の現金を保有しないよう運用されている。しかし、一般に現金はより厳密な管理が求められるため、現金を取り扱う担当者と、記帳する担当者を分ける等、職務分掌すること等で不正を事前に防止する内部統制を構築し、管理運用することが望ましい。

5. 資金前渡金精算書による報告について(指摘)

「各浄化センター等へ交付する資金前渡金(小口現金)の取扱について(通知)」において、原則として翌月10日までに資金前渡金精算書及び当該支出に係る証拠書類等を事務局長へ提出する旨規定されているが、雲出川左岸浄化センターの平成26年8月分の報告が、平成26年9月24日になされている事実が確認された。

現金の管理が適切に行われていたことは確認できたが、現金については、より厳密な管理が求められる。そのため、報告者においては自己の行為の説明責任を適切に果たすため、また、出納担当者以外の者による適切な検証・

確認の実行可能性を確保するために、適切な上司者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な報告が必要である。

6. 物品の調達について（意見）

現金出納簿を閲覧したところ、宮川浄化センターにおいて簡易な水質分析器具であるパックテスト（リン酸）を、小口現金で14回にわたり合計20個、総額209千円購入している事実が確認された。

宮川浄化センターでは、平成26年度から、リン対策の薬品であるポリ塩化アルミニウムの使用量を減らす取組みを行っていた。このため、即時に池の水質状態を把握できるパックテストを頻繁に利用するようになり、必要な都度、小口現金で購入していたとのことであった。

この点、パックテストは、各浄化センターでも利用する物品であり、特に宮川浄化センターにおいては上記取組みにより、ある程度頻繁に必要なことも予想されたため、パックテストの使用期限に考慮しつつ、できる限り発注業務をまとめることで割安に購入する等経済性を追求することが望ましかったと考える。

7. 毒劇物報告書について（指摘）

毒劇物の取扱いについては盗難または紛失することを防ぐように努めなければならず、質問により、年度末の現物と管理簿との照合が実施されていたことは確認でき、また、毒劇物管理簿を閲覧した結果、受払いの都度、使用責任者の確認も実施されていることは確認できた。

しかし下水道公社で規定する「劇物管理要領」第8条第2項において、「毎年3月31日現在で保管している毒劇物の数量を毒劇物管理簿と照合し、毒劇物報告書（様式第4号）により、管理責任者を經由し、所長に毎年5月1日までに報告しなければならない。」とされているが、宮川浄化センターにおいて、平成26年度の毒劇物報告書の所長への提出が失念されていた。

規定に基づき、所長へ報告することが必要であり、また所長としても重要書類の作成及び提出状況について確実に把握することを徹底すべきである。

8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について（指摘）

下水道公社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。

日本公認会計士協会が公表している公益法人会計基準に関する実務指針（その2）〔平成20年10月7日改正〕Q&A15によると、従前、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができたが、平成20年4月1日以後開始する事業年度からは当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。なお、同Q&Aによると、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引については、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上または注記を省略することができる等の簡便的な取扱いが認められている。

下水道公社においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。

この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要があるが、当該会計処理がなされていない。

財務諸表利用者の経済的意思決定に資する有用な情報を開示する観点から、上述した会計処理を行うことにより当該リース取引に係る経済的実態を適切に開示すべきである。

9. 修繕計画について（意見）

下水道公社は浄化センター等の流域下水道施設について指定管理者として施設の管理を行っている。施設の修繕については、事業構造の変化を伴うような大規模修繕は県が計画を立案しており、通常の修繕は下水道公社が計画を立てて県に報告している。

松阪浄化センターの主要機器長期点検（オーバーホール）計画を閲覧したところ、平成25年1月に修正されたものであり、3年以内の期間で不定期に見直しが行われていた。各浄化センターの計画はそれぞれの浄化センターより県に報告されている。

また、当該計画に基づき下水道公社の年度計画が作成されていた。なお、下水道公社は7年間の経営計画を作成しているが、修繕についての計画は上記の主要機器長期点検（オーバーホール）計画のみである。

浄化センターの施設は下水道公社の所有ではないが、その修繕は指定管理者としての主要な業務の一つであり、中長期の修繕計画はその財源の確保も含め、下水道公社及び県にとって重要な内容であるため、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行っていくプロセスを確立することが

望ましい。

10. 資金運用に関する規程について（意見）

外郭団体の資金運用の方針として、県は、従来、資金運用の年限について平均運用年限（加重平均）5年程度以下、最長運用年限10年としていたが、平成25年7月22日に「外郭団体の資金運用にあたっての基本方針」を公表し、外郭団体の資金需要に応じて10年を超える国債等での運用も可能とした。

この点につき、「公益財団法人三重県下水道公社 資金運用規程（以下、「資金運用規程」という。）」を閲覧したところ、運用対象となる金融商品は国債等（国債、政府保証債、地方債）と預金のみとされており、国債等の運用期間は以下のとおり定められていた。

商品の種別	内容
国債等	原則として、5年の期間とする。ただし、最長10年以下の期間で運用することができるものとする。基本的に満期保有を原則とする。

平成26年度末において、下水道公社は基本財産として42百万円の投資有価証券を保有しているが、資金運用規程にしたがい、運用期間は以下のとおり10年以下となっている。

（単位：百万円）

商品の種別	運用期間	金額
地方債	5年	38
地方債	10年	4

なお、平成26年度に発生した基本財産受取利息は190千円であり、これは自主事業である普及啓発事業及び研修事業の財源となっている。

安全性を重視すれば、運用期間を10年以下とすることには一定の合理性があると思われるが、運用対象の金融商品を国債等に絞り、安全性を一定程度担保していることから考えると、運用期間については収益性を重視して10年超とすることも考えられるところである。県の方針も上記のとおり、従来よりも柔軟な運用を可能としていることから、下水道公社においても資金運用方針について見直すことが望ましい。

11. 電力費の削減について（意見）

平成 26 年度における下水道公社の流域下水道施設（終末処理場 5 か所及びポンプ場 13 か所）における処理費用は 3,804,811 千円であり、平成 25 年度の 3,488,721 千円と比較すると、316,090 千円増加（前年度比 9.0%増）している。その要因としては流入量の増加（前年度比 3%増）、消費税率の改定（5%→8%）、労務単価の上昇（前年度比 19%増）等に加え、電力単価の上昇も少なからず影響している。

	25 年度	26 年度	増減
電力費（千円）	588,636	673,024	84,388
電力調達量（kwh/年）	39,589,859	38,745,830	▲844,029

電力費については、上表のとおり増加しているが、増加した主な要因は、下水の流入量の増加及び消費税の増税、電力単価の上昇によるものである。なお、電力費は増加しているものの電力調達量は減少しており、これは下水道公社が契約電力の見直しや電力使用量の削減に努めたためである。下水道公社のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。

しかしながら、電力の調達単価は上昇しており、これは現在の取組みだけでは対応できないことも考えられるため、県と下水道公社は、電力費をより一層削減するため、他自治体の下水処理場の事例を調査することが望ましい。

12. 退職給付について（意見）

現在、下水道公社は中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という。）に加入しているが、中退共による給付額と支給すべき退職給付金額の間に平成 26 年度以降毎年度 1,427 千円（平成 26 年 11 月 17 日臨時理事会時資料より）の不足が生じている。中退共との差額については引当計上するのが望ましい。

なお当該不足額について、新規採用職員もいることから、平成 27 年度以降の毎年の不足額は 2,733 千円となっている。下水道公社はこの金額を平成 27 年度予算に要望しており、引当処理することである。

また、当該不足額の引当計上に際しては、特定資産として退職給付引当資産を積み立てて、資金的にも手当てしておくことが望ましい。

13. 理事会における理事の出席状況について（意見）

下水道公社の理事会は理事 10 名定数で構成されており、定款によって年 2 回通常理事会を開催するものと定められている。平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、以下のとおりである。

第 1 回定時	平成 26 年 5 月 30 日	7 名
第 1 回臨時	平成 26 年 11 月 17 日	9 名
第 2 回定時	平成 27 年 3 月 25 日	10 名

理事会は、公益財団法人である下水道公社の業務執行の決定を行い、理事の職務の執行を監督し、理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職を行う重要な機関であり、理事にとって、理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、可能な限り全理事の出席のもと開催されるのが望ましい。

にも関わらず、現状の出席状況では第 1 回の理事会を欠席した理事は年度の最終月まで理事会で意見を述べることができない可能性がある。理事会の議事録を閲覧したところ、活発な議論が行われており、各理事の知見は、下水道公社にとって貴重である。定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。

14. 特定資産に係る要領の整備について（意見）

平成 26 年度決算において普及啓発引当資産 500 千円が特定資産として貸借対照表に計上されている。

特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」（非営利法人委員会報告第 29 号）の Q10 に以下の記述がある。

Q10：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のた

めに預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

上記のとおり、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされているが、下水道公社においては取扱要領が作成されていない。特定資産の積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を作成することが望ましい。

15. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）

情報資産を情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方である基本方針が定められていなかった。

業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は個人情報保護等の観点から社会通念上、重要課題のひとつであると考えられ、情報資産を保護する指針として、情報セキュリティに係る基本方針は組織の情報セキュリティに対する取組みを示すものである。

情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報漏えい等が発生する可能性がある。

そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。

16. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）

総務課が管理する会計システムに接続する際にパスワードが設定されているが、パスワードの入力を行わずに、ユーザーIDのみを入力すれば会計システムに接続できる状況であった。

また、接続する際のパスワードは定期的な変更が行われていなかった。

ユーザーIDを入力すればパスワード入力を行わずに接続できることから、ユーザーIDを把握している職員であれば当該会計システムへ接続できる可能性がある。

また、会計システムにおいては総務課で使用する管理ユーザーと各センターで利用する所属用ユーザーの2種類となっているが、会計システムに係るパスワードが定期的に変更されない場合、異動により総務課もしくはセンターの所属を離れた職員がその後においても当該会計システムへアクセスできる可能性がある。

したがって、会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。

また、総務課が管理する会計システム及び給与システムが導入されているサーバについては、サーバへ接続する際のパスワードの設定が行われていなかった。

会計システム及び給与システムを利用する際には両システムが導入されているサーバへ接続してシステムを起動させることになっているが、サーバに対して接続する際にパスワード入力を必要としないため、下水道公社の会計事務担当者以外でもサーバへアクセスでき、給与情報や人事情報、会計情報等の機密情報を閲覧できる可能性がある。

また、意図せずサーバ上のファイルを削除、更新してしまうことによって業務継続が困難になる可能性がある。

管理上、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。

17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）

外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。

また、個人所有の外部記録媒体を利用していることから、業務で利用した

外部記録媒体を業務外でも利用することができる状況となっている。

その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。

したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

18. ソフトウェアのインストール権限について（意見）

運用上、業務上必要のないソフトウェアをインストールしないように口頭にて周知されているが、業務上不必要なフリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）がインストールできる可能性がある環境であった。

ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。

その結果、業務上不必要なフリーソフトがインストールされたことによってコンピューターウイルスに感染し、コンピューターが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。

したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するため、ソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。